

第3次南城市情報化基本計画



NANJO CITY

はじめに

南城市は平成 21 年度に「南城市情報化基本計画」を、平成 23 年度にはその改訂版となる「第 2 次南城市情報化基本計画」を策定して行政情報化と地域情報化を進めてきました。「第 2 次南城市情報化基本計画」では、「地域情報化に関する現状と情報化の方針」、「行政内部の情報化に関する現状と情報化の方針」、さらには「地域情報化と行政内部に共通する情報化方針」を整理した上で、具体的に取り組むべき施策を提示しています。提示された施策から「デマンド交通システムの導入」や「コミュニティ放送局の活用」が実際にサービスを開始するなど、計画は一定の成果を挙げています。

この「第 2 次南城市情報化基本計画」は、平成 26 年度で計画期間が終了します。それを受けて、新たな情報化計画である「第 3 次南城市情報化基本計画」を策定しました。これまでに策定してきた本市の情報化計画や地域づくり計画などを踏まえるとともに、国が目指している電子政府・自治体の方針や ICT(情報通信技術)の動向も反映しています。具体的には、スマートフォンやタブレット端末に代表される利用者のインターネット環境の変化や、情報化に大きな影響を与えるマイナンバーにも対応し、市民の皆様が安心して、安全に、便利な暮らしをおくるための情報化施策を推進しています。なかでも、防災対策や少子高齢化対策、地域活性化に繋がる観光分野での ICT 利活用を重視しました。

本計画に基づいて、市民や地域の皆様に情報化のメリットが享受できるような情報化施策を展開・推進して参ります。皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

南城市長 古謝景春

目次

第1章 情報化基本計画の背景	1
1. 情報化基本計画の趣旨・位置づけ	1
2. ICT 利用の現状.....	2
3. 情報化政策の動向	12
第2章 前回情報化基本計画の実施状況	25
1. 前回情報化基本計画の振り返り.....	25
2. 前回計画を踏まえた情報化基本計画の方向性	34
3. 市民から見た情報化の現状と期待	35
第3章 基本方針	39
1. 情報化の基本理念	39
2. 情報化の基本方針	40
3. 情報化施策の体系	41
第4章 取り組むべき情報化施策	42
1. 取り組む情報化施策	42
第5章 情報化推進に向けて	87
1. 情報化推進に向けて.....	87

第1章 情報化基本計画の背景

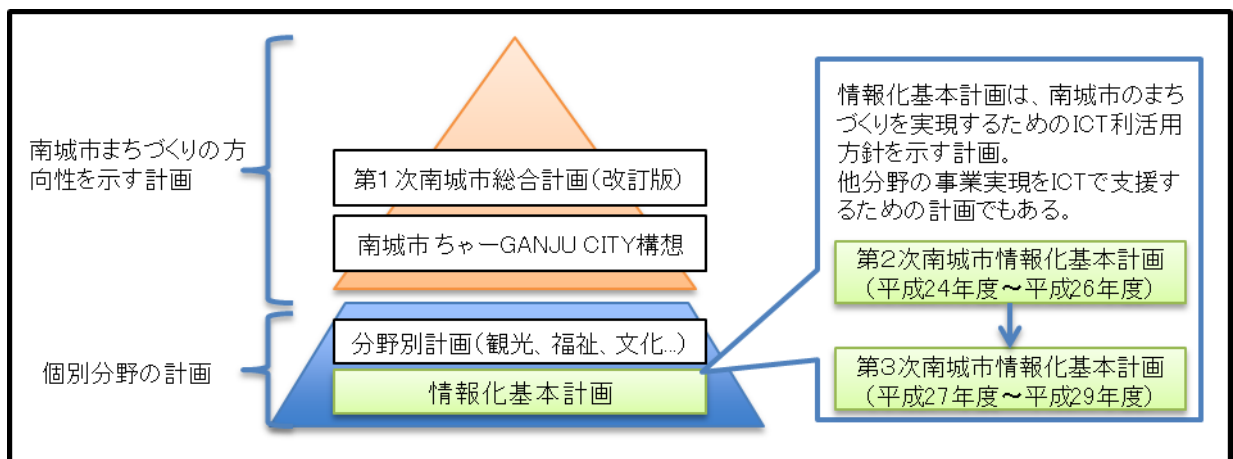
1. 情報化基本計画の趣旨・位置づけ

現行の「第2次南城市情報化基本計画」は、平成24年3月に策定されており、計画期間は平成24年度から平成26年度となっている。この期間満了を受けて「第3次南城市情報化基本計画」を策定し、平成27年度から平成29年度までの3年間において本市が取り組むべき情報化の方向性を示すものである。

計画策定にあたっては、近年目覚ましいスマートフォンやタブレット端末などのモバイル関連ICTの進展と普及を念頭におき、ICT利活用による市民生活の利便性向上と、地域の課題解決・将来像の達成に留意している。

また、「第1次南城市総合計画(改訂版)」や「南城市ちゃーGANJU CITY構想」など、本市が進めているまちづくりの基本方針に沿って、各計画の目標を実現するためのICT利活用についても検討したものである。

情報化基本計画の位置づけ

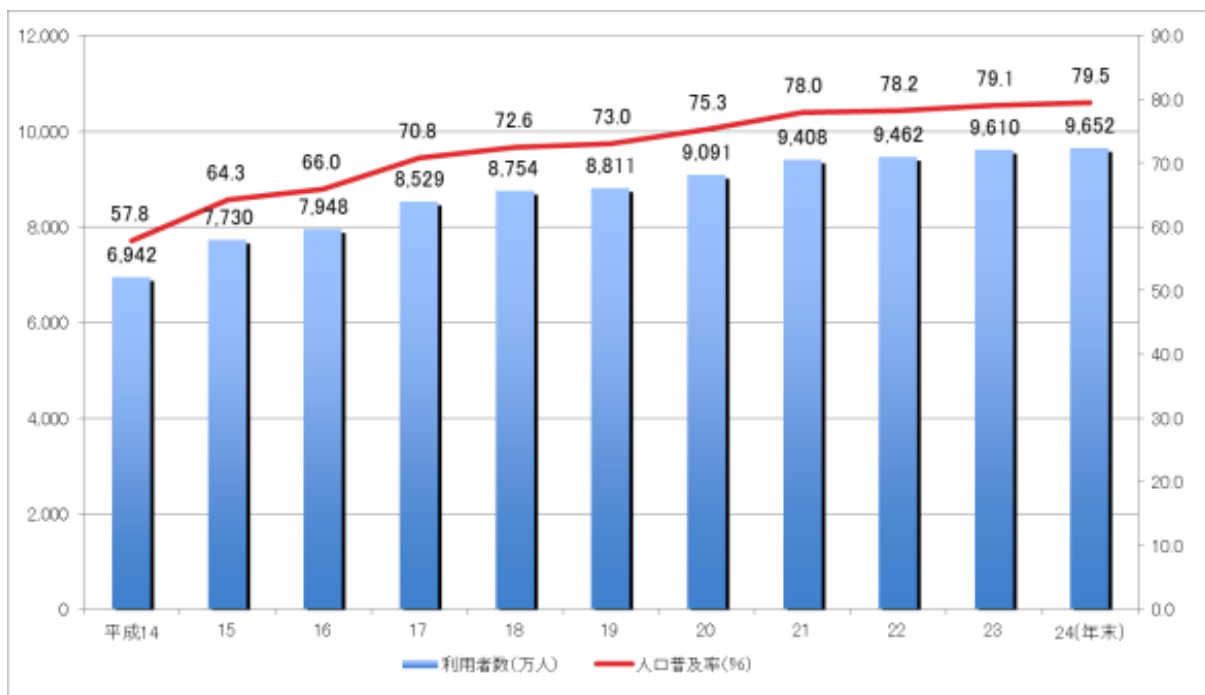


2. ICT 利用の現状

2-1 インターネット利用の動向

平成 24 年に行なわれた総務省の調査によると、インターネットは国民の 79.5%に当たる 9,652 万人(対前年比 0.4%増)が利用しており、インターネットの「社会的なインフラ化」が一層進んでいる。

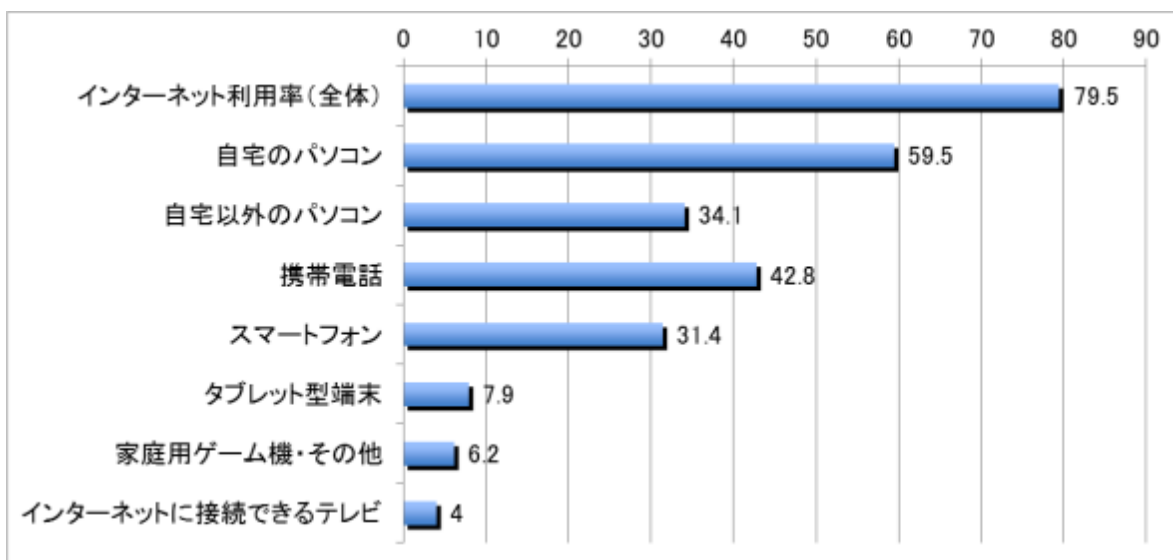
インターネットの利用者数及び人口普及率の推移



資料出所:総務省「平成 25 年版 情報通信白書」

端末別のインターネット利用状況を見ると、自宅パソコンからの利用が 59.5%と最も多いものの、携帯電話(42.8%)やスマートフォン(31.4%)といったモバイル端末からの利用も多くなっている。最近ではパソコン以上にスマートフォンやタブレット端末が売れているとも言われており、「インターネットのモバイル化」は今後も普及されると予想されている。

端末別インターネット利用状況 (n=49,563)



資料出所:総務省「平成 25 年版 情報通信白書」

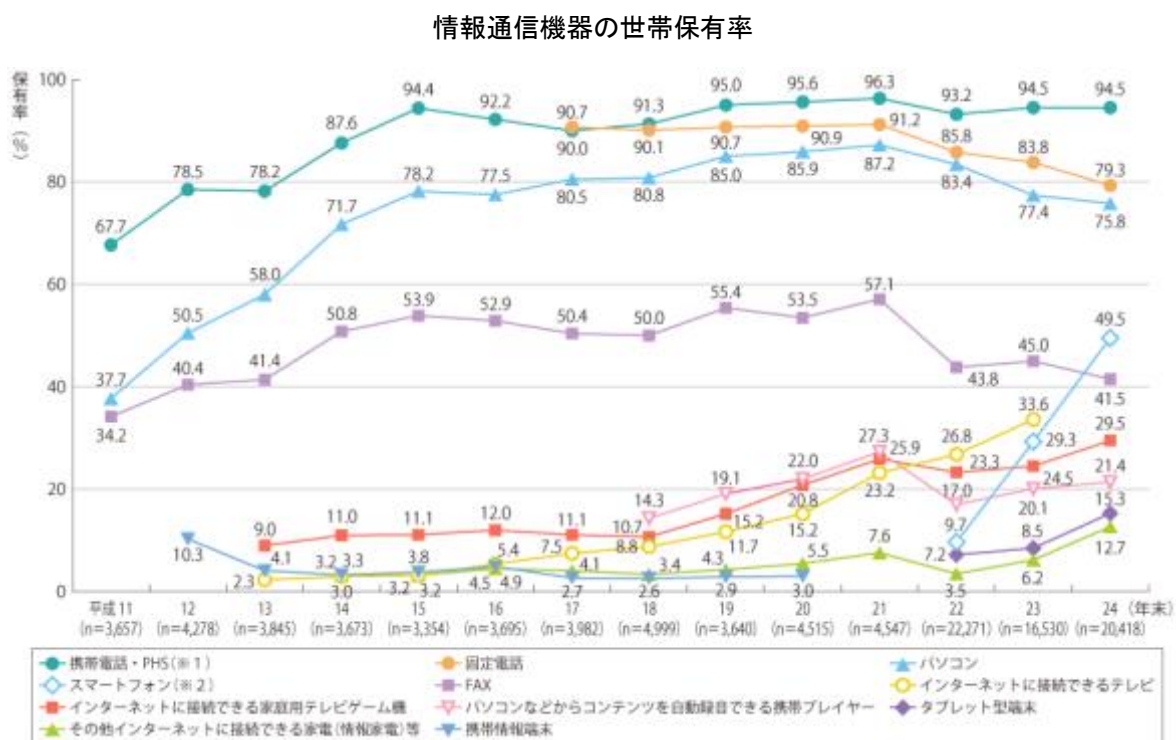
都道府県別にインターネットの利用状況を見ると、沖縄県は76.7%と全国平均を下回っている。また、端末別利用も携帯電話からが40.8%、スマートフォンからが26.0%とやや低めになっているが、今後の普及と利用率向上が期待される。

都道府県別インターネット利用率

都道府県(n)	利用率 (%)	端末別利用率				
		自宅のパソコン	自宅以外のパソコン	携帯電話(PHS、携帯情報端末(PDA)なども含む)	スマートフォン	
北海道	(1,434)	77.5	55.3	33.2	44.9	25.0
青森県	(855)	70.6	43.4	26.6	41.8	22.0
岩手県	(1,128)	68.9	38.4	24.2	38.4	27.7
宮城県	(1,080)	75.9	52.4	34.4	41.6	22.0
秋田県	(1,438)	70.4	47.0	32.1	35.9	21.8
山形県	(1,392)	71.9	50.7	32.0	39.1	24.0
福島県	(875)	70.2	46.2	26.7	37.7	25.8
茨城県	(1,140)	73.4	53.5	29.9	40.1	30.0
栃木県	(1,023)	76.1	54.5	31.3	42.9	27.3
群馬県	(954)	78.5	58.5	31.3	44.3	31.2
埼玉県	(1,184)	80.0	63.2	32.7	45.4	34.8
千葉県	(951)	81.0	63.0	31.0	45.7	31.9
東京都	(804)	87.3	67.6	44.5	50.7	37.8
神奈川県	(877)	87.0	70.7	38.8	47.8	38.5
新潟県	(1,125)	74.4	51.6	29.7	39.6	23.4
富山県	(1,321)	76.8	58.4	32.6	42.4	24.8
石川県	(1,248)	79.0	61.8	38.2	42.8	29.1
福井県	(1,280)	77.5	59.7	34.8	41.5	30.0
山梨県	(991)	77.4	56.9	32.5	42.4	29.6
長野県	(1,428)	75.3	56.2	33.0	43.3	25.4
岐阜県	(1,364)	75.4	56.8	32.6	37.8	30.7
静岡県	(1,301)	74.5	55.7	30.4	38.2	31.5
愛知県	(1,067)	80.5	60.0	34.1	39.3	30.3
三重県	(1,201)	78.4	56.8	32.2	40.4	28.3
滋賀県	(1,242)	81.7	63.0	33.0	43.2	34.3
京都府	(961)	78.6	61.3	32.6	43.2	32.2
大阪府	(884)	82.1	64.5	32.2	40.7	36.7
兵庫県	(1,052)	79.9	63.3	37.9	43.5	32.4
奈良県	(1,009)	80.2	62.2	32.2	41.3	34.4
和歌山県	(974)	74.6	58.2	29.6	34.1	23.9
鳥取県	(1,106)	73.9	51.3	34.6	37.5	25.5
島根県	(995)	68.8	46.2	31.6	39.0	25.0
岡山県	(1,063)	80.0	57.8	33.4	44.7	29.7
広島県	(1,239)	81.1	62.0	37.4	43.4	30.0
山口県	(969)	75.4	55.1	31.5	35.9	28.4
徳島県	(894)	74.0	51.9	32.0	43.9	25.7
香川県	(981)	78.5	57.6	35.8	39.0	29.5
愛媛県	(928)	76.1	52.0	31.7	39.8	24.6
高知県	(831)	76.8	53.5	35.4	37.9	22.0
福岡県	(813)	80.7	58.5	32.5	41.0	34.3
佐賀県	(946)	77.0	52.8	30.1	38.7	28.5
長崎県	(875)	72.6	48.1	29.2	36.9	25.5
熊本県	(977)	75.9	51.2	30.9	37.3	27.8
大分県	(920)	77.6	51.7	29.4	39.5	29.5
宮崎県	(888)	74.5	52.7	29.4	36.7	27.8
鹿児島県	(875)	74.2	43.7	26.0	35.4	25.8
沖縄県	(680)	76.7	52.2	35.0	40.8	26.0
全体	(49,563)	79.5	59.5	34.1	42.8	31.4

資料出所：総務省「平成25年版 情報通信白書」

情報通信機器の世帯保有率では、携帯電話が94.5%、パソコンが75.8%となっている。近年急激に伸びているのがスマートフォンであり、2年前の9.7%から49.5%にまで上昇している。また、タブレット端末やいわゆる情報家電も近年普及率が向上しており、「インターネットに繋がる端末」が様々な形で世帯に浸透していることがわかる。



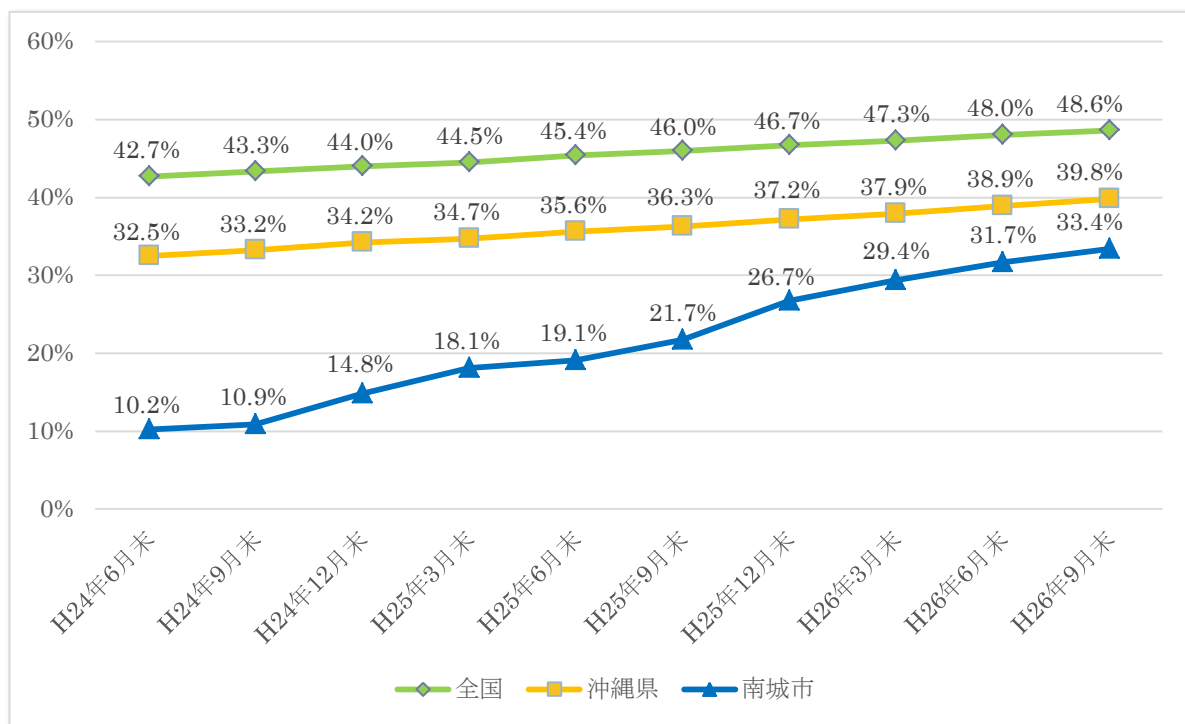
資料出所:総務省「平成25年版 情報通信白書」

インターネットとインターネットに接続する端末の普及は、市民生活においても利便性向上や新たなサービスの実現など、多くの変化と恩恵をもたらしている。今後もICTの可能性を踏まえて、市民ニーズに合った快適で便利なサービスが安心して利用できるような環境を整備することが求められている。

2-2 光ブロードバンドサービスの世帯普及率の推移

平成 25 年度の玉城・知念地域での NTT 西日本によるサービスの開始を契機に、南城市においても光ブロードバンドサービスの利用が急速に進み、平成 26 年 9 月末現在の世帯普及率は、33.4%となっている。

光ブロードバンドサービスの世帯普及率



※世帯普及率は、「平成 25 年度 3 月末 電気通信サービス関係統計概要：総務省沖縄総合通信事務所」を参考に FTTH 契約者数を世帯数で除算して算出。

※全国及び沖縄県の世帯数は上記資料を参考に平成 23 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳による世帯数による。(沖縄：568,860 世帯、全国：53,549,522 世帯)

※全国及び沖縄県の契約者数は、「FTTH アクセスサービスの都道府県別の契約数(平成 26 年 9 月末現在)：総務省」による。

※南城市の世帯普及率は、通信事業者提供の契約者数などから推計し、平成 26 年 9 月末現在の世帯数で算出。(世帯数：15,625 世帯)

2-3 ICT のトピック

地域情報化における最近の ICT に関するトピックとしては、「マイナンバー」と「オープンデータ」、「公衆無線 LAN」がある。

(1)マイナンバー(社会保障・税番号制度)

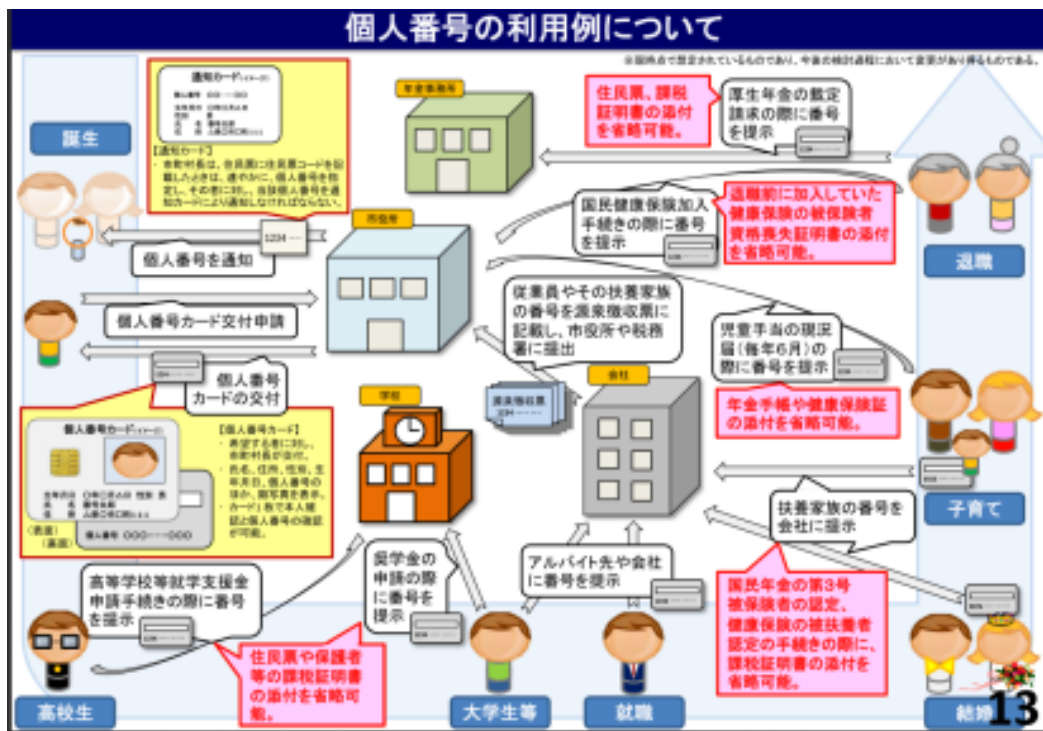
この番号制度は、「複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)である」と定義されている。その効果としては以下があげられる。

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障の給付と負担の公平化が図られる。
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる。
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる。
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる。
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する。
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる。

導入のスケジュールは、平成 27 年 10 月にマイナンバーが付番・通知され、平成 28 年 1 月からマイナンバーの利用が開始される。平成 29 年 1 月からは「マイポータル」の運用が開始され、国民が自ら個人情報の提供情報を確認したり、個人の状況に応じた行政からのお知らせを受け取ったり、複数の行政手続きを一度に済ませるワンストップサービスが実現されることになっている。

このマイナンバーによって、年金や保険、税金、住民登録など多くの行政サービスが市民にとってより便利に変わっていくことになる。今後の情報化の推進においても、マイナンバーを前提にしたサービスを検討する必要がある。

マイナンバーの利用例



資料出所: 内閣官房資料

(2)オープンデータ

オープンデータは、「誰でも簡単に入手することが可能で、利用制限されることが無く、加工や再配布ができる」公開されたデータと定義される。最近では、国や自治体が保有する公共的な情報を積極的に公開することが注目されている。

海外では、公共が公開した情報に民間の情報(特に交通関連情報)を重ねて、より利便性の高いサービスとして公開されている。以下に、海外でのオープンデータ活用事例を整理する。

海外のオープンデータを活用例

サービス名	概要	使用データ	提供者
Fly on Time (米国)	出発空港と到着空港を指定し、航空会社別、天候別、曜日・時間帯別等で遅延確率や平均遅延時間を検索するサービス。	・航空機の到着実績データ(交通統計局) ・現在の空港状況に関する情報(連邦航空局) ・現在・過去の天候データ(海洋大気圏局、国立気象局)	個人
Next Bus London (英国)	バスの現在地を地図上に表示、停留所ごとに次のバスの到着時間を表示するサービス。	ロンドン市交通局のバス運行データ	個人
Care Home Map (英国)	介護施設の検索、比較サイト。地図や住所で介護施設の場所を検索するとともに、CQC(ケアクオリティ委員会)の評価結果で比較可能。	CQC が持つ、介護施設の住所データ、評価レポート	個人
mypp.ie (アイルランド)	建築確認申請情報の提供サービス。一部を除いて有償。地図上で建築確認申請情報をステータス別に見ることや、申請内容を閲覧することができる。	行政が公開している建築確認申請データ、規制に関するデータ	Mypp Media 社

資料出所: 国土交通省

我が国においても平成 24 年に「電子行政オープンデータ戦略」を示しており、公共データの活用を促進する意義・目的として以下の三点を示している。

「電子行政オープンデータ戦略」に示された公共データの活用を促進する意義・目的

1. 透明性・信頼性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○公共データの提供により、民間サービス等を通じて、政策に関して十分な分析、判断を行うことが可能になる。 ○行政の透明化により、行政に対する国民からの信頼が高まる。
2. 国民参加・官民協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○公共データの活用が進展し、官民の協働による公共サービスの提供や、行政情報を利用した民間サービスの創出が促進される。 ○創意工夫を活かした多様な公共サービスが迅速かつ効率的に提供される。
3. 経済の活性化・行政の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○公共データを二次利用可能な形で提供することにより、様々な新ビジネスの創出や企業活動の効率化等が促進される。 ○国や地方公共団体では、政策決定等において公共データを用いて分析等を行うことで、業務の効率化、高度化が促進される。

資料出所: 内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室

自治体においてもオープンデータに積極的に取り組む事例が増加している。国内のオープンデータの草分けとも言える鯖江市、さらには横浜市、流山市、金沢市などが統計情報や公共施設情報、イベントデータなどをオープンデータとして公開している。

また、最近では統計情報のような数値データだけではなく、画像や映像データを公開する事例も始まっている。青森県では、「あおり映像素材ライブラリー」として、青森県職員が撮影した地域の動画を、県が著作権を保有する映像として管理・蓄積するとともに、映像素材として公開している。この動画は、一定の制限の元で加工や改変をしての公開が認められている。さらに、商用利用も可能な動画もあって、放送局などマスコミの利用も想定されている。

あおり映像素材ライブラリー



資料出所:青森県

(3)公衆無線 LAN(Wi-Fi)

Wi-Fi とは、「Wireless Fidelity」の頭文字をとったものである。これは、米国の業界団体である「Wi-Fi Alliance」が発行する「ブランド名」であり、認証された機器であれば相互接続を保証するものである。しかし、最近では公衆無線 LAN そのものを指す用語として Wi-Fi が使われることも多い。

無線 LAN とは、無線によって、パソコンなどの情報通信機器を LAN・インターネットなどに接続することである。最近では、スマートフォンやタブレット端末、さらにはゲーム機やカメラ、プリンターなど無線 LAN 対応機器が増加し、また、価格も低下したことによって普及が進んでいる。この無線 LAN によって、不特定多数を対象としたインターネット接続を提供するサービスが公衆無線 LAN である。

公衆無線 LAN は、もともとは通信事業者による有料サービスとして提供していたが、カフェや店舗・商業施設が来訪者への無料サービスとして提供している事例も多い。近年では、携帯電話事業者が契約者向けのサービスとして提供を始めたことにより、利用エリアも大きく拡大している。

自治体においても、海外からの観光客の利便性を向上させるために、観光都市を中心に無料の公衆無線 LAN を提供する事例が増加している。これらのサービスでは、インターネットへの接続に加えて、観光情報の提供や誘客サービスを提供する取組も目立つ。以下にその一例を示す。

自治体が提供する公衆無線 LAN の事例

自治体	主な利用箇所	付加サービス
福岡市	市役所ロビー、博物館・美術館・図書館、商業施設、銀行、地下鉄、空港、ホテルなど	観光ポータルサイトとの連携、スタンプラリー、災害時開放、台湾とのローミング、小型 AP によるエリア拡張
京都市	バス停、地下鉄、公共施設、商業施設	災害時開放
那覇市	商店街、バスターミナル、空港、博物館・美術館、商業施設、空港など	観光ポータルサイトとの連携、AR スタンプラリー
沖縄市	商店街・ストリート、観光施設、商業施設、市役所ロビー	観光ポータルサイトとの連携、災害時開放、小型 AP によるエリア拡張
横浜市	観光施設、商業施設、地下街など	観光ポータルサイトとの連携、災害時開放
函館市	市電・停留所、バスターミナル・バス、観光施設など	災害時開放

資料出所：各自治体公開資料

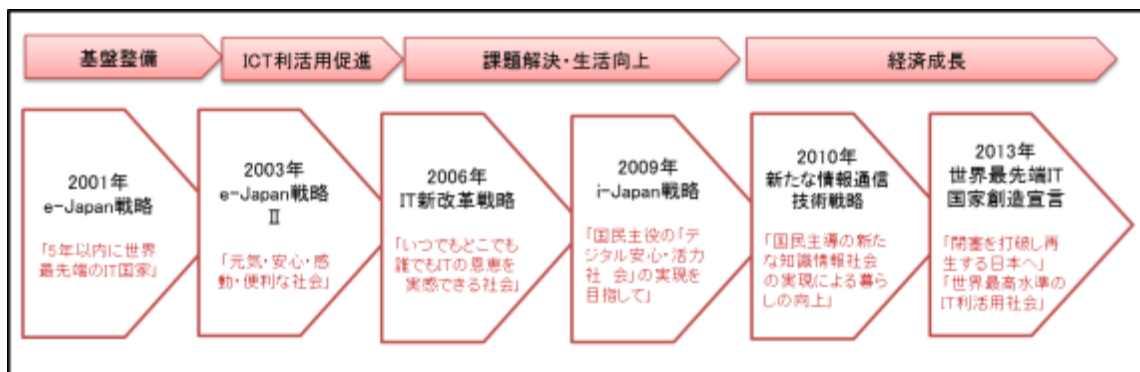
3. 情報化政策の動向

3-1 国の情報化政策

本市の情報化を検討するにあたっては、我が国全体の電子政府・電子自治体計画と整合をとることが必要になる。

電子政府の実現を目指す国の情報化政策は、以下のように展開されてきた。

国の情報化政策の変遷



資料出所:IT 戦略本部資料より作成

平成 13(2001)年の「e-Japan 戦略」では、「5年以内に世界最先端の IT 国家」を実現することを掲げ、情報通信基盤の整備が最重要事項となっていた。この時期に、国の後押しもあって ADSL や FTTH、CATV といった高速な通信基盤の整備が進められた。

平成 15(2003)年は「e-Japan 戦略 II」として、整備された情報通信基盤の利活用促進がテーマとなった。「元気・安心・感動・便利な社会」を実現するために、先導的取組みによる ICT 利活用推進と、新しい IT 社会基盤の整備に取り組まれた。この結果として、医療分野の電子化や教育現場での情報環境整備が整った。

平成 18(2006)年には「IT 新改革戦略」が出された。これは、利活用促進から一歩進めて、「いつでもどこでも誰でも IT の恩恵を実感できる社会」を実現するために、IT の構造改革追及と IT 基盤の整備、そして世界への発信を重要事項としていた。さらに、平成 21(2009)年の「i-Japan 戦略」では、国民主役の「デジタル安心・活力社会」の実現を目指して、をテーマに、電子政府・電子自治体分野と医療・健康分野、教育・人財分野での ICT 活用が示されている。しかし、社会環境や政権交代の影響もあって、この時期は「ICT の利活用促進」の面で課題が残った。

平成 22(2010)年の「新たな情報通信技術戦略」から、ICT の活用により社会・経済の成長や活性化を期待する側面が強くなる。この戦略では、「国民主導の新たな知識情報社会の実現による暮らしの向上」を掲げて、国民本位の電子自治体の実現や地域の絆の再生、新市場の創出と国際展開といった目標が示された。技術的には、国民 ID やクラウド

ドといった新技術の活用にも言及されている。平成 25(2013)年には「世界最先端 IT 国家創造宣言」として、「閉塞を打破し再生する日本へ」、「世界最高水準の IT 利活用社会」と ICT を経済成長方策の一つに期待し、新産業創出と全産業の成長促進する社会、健康で安心して快適に生活できる世界一安全で災害に強い社会、公共サービスがワンストップで受けられる社会の実現が示されている。この「世界最先端 IT 国家創造宣言」は、平成 26(2014)年 6 月に改訂された。ICT の経済成長に資する役割をより強固に捉え、東京オリンピックが開催される 2020 年までに、世界最高水準の IT 利活用社会の実現とその成果を国際展開することを目標としている。

世界最先端 IT 国家創造宣言(改訂版)に示された取組み

テーマ	具体的な取組み
1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現	(1)オープンデータ・ビッグデータの活用の推進 (2)IT を活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開(Made by Japan 農業の実現) (3)起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進 (4)IT・データを活用した地域(離島を含む。)の活性化 (5)次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、国際競争力の強化 (6)東京オリンピック・パラリンピック等の機会を捉えた最先端の IT 利活用による「おもてなし」の発信
2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会	(1)適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現 (2)世界一安全で災害に強い社会の実現 (3)家庭や地域における効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現 (4)世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現 (5)雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現
3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現	(1)利便性の高い電子行政サービスの提供 (2)国・地方を通じた行政情報システムの改革 (3)政府における IT ガバナンスの強化

資料出所:高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

平成 26 年 6 月には、「スマート・ジャパン ICT 構想」が公表された。この戦略では「世界でもっともアクティブな国になる」ことをミッションとしており、国内に向けた「ICT 成長戦略Ⅱ」と国外向け戦略である「国際競争力強化・国際展開イニシアティブ」の二本立てになっていることが特徴である。

「ICT 成長戦略Ⅱ」は、ICT を活用して様々なモノ、サービスを繋げることにより、新たなイノベーションを送出することをビジョンとして掲げている。具体的に取り組む内容は以下のようになっている。

ICT 成長戦略Ⅱのアプローチ

重点プロジェクト	地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT 街づくり ・G 空間シティ ・農業(スマートアグリ)
	社会的課題解決	<ul style="list-style-type: none"> ・医療(スマートプラチナ社会) ・教育(教育×ICT) ・防災(公共情報commons) ・交通(ITS) ・女性の活躍支援(テレワーク) ・社会インフラ老朽化対応 ・電子政府/電子自治体 ・ICT 新事業創出
	東京オリンピック・パラリンピック	<ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi の整備促進 ・多言語音声翻訳システム高度化 ・4K/8K の利活用推進 ・放送コンテンツの海外展開推進
共通基盤	プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ・G 空間プラットフォーム ・ICT 街づくりプラットフォーム ・ビッグデータ/オープンデータ活用
	インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーWi-Fi ・4K/8K 利活用 ・ユビキタスネットワーク(M2M、IoT) ・ICT 基盤の普及発展
	環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成/活用(プログラミング教育) ・研究開発の推進 ・情報セキュリティ対策、パーソナルデータ環境整備

資料出所:総務省

「国際競争力強化・国際展開イニシアティブ」では、ICT 国際競争力の強化・国際展開を通じた国際貢献をビジョンとして、「2020 年までに、現在の海外売上高の約 5 倍の 17.5 兆円を目指す」ことが掲げられている。具体的に取り組む内容は以下のようになっている。

国際競争力強化・国際展開イニシアティブのアプローチ

重点プロジェクト	地域×分野で戦略展開	・シーズからではなくニーズから ・「分野・市場・競争相手」を明確にした戦略推進
	「ICT パッケージ」展開	・相手国の課題解決のため、ソリューションを「パッケージ」で提示 ・ICT インフラから端末、システム、制度・運用、コンサルまで ・運用から新たに問題把握につなげ、信頼と長期的関係に
	新たな「アーキテクチャー」創造	・「インフライノベーション」を全面に掲げる ・エコシステムの確立を目指す ・日本ブランドの確立
共通基盤	機動的で実効的な「官民連携体制」の構築	・「官民ミッション」の派遣(トップセールス) ・「官民ローカルタスクフォース」の形成 ・ICT 国際競争力強化・国際展開に資する資金供給等の仕組みの整備

資料出所:総務省

また、同じく平成 26 年 6 月に「SAQ²(サクサク)JAPAN Project」という、訪日外国人の ICT 利用環境整備に向けたアクションプランが公表された。これは、訪日外国人が「選べて」「使いやすく」「日本の魅力が伝わる高品質な」ICT 利用環境の整備を目標とするものである。

重点的に取り組むべき事項としては、以下の 4 点があげられている。

- 1.無料 Wi-Fi の整備促進と利用円滑化
- 2.国内発行 SIM への差替え等によるスマートフォン・携帯電話利用の円滑化
- 3.国際ローミング料金の低廉化
- 4.「言葉の壁」をなくす「グローバルコミュニケーション計画」の推進

3-2 沖縄県の情報化政策

沖縄県は平成 22 年 3 月に、平成 21 年度から平成 25 年度を対象期間とする「沖縄県行政情報化推進計画」を策定している。本計画では「県民ニーズに対応した効率的・効果的で高度な電子自治体の構築」を目標として掲げており、具体化するための基本戦略として「電子自治体の推進体制の整備」、「県民サービスの高度化」、「行政運営の効率化・高度化」が示されている。

沖縄県行政情報化推進計画の基本戦略

基本戦略	推進方向	施策の体系
電子自治体推進体制の整備	情報化推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○IT ガバナンスの強化 ○電子自治体を支える人材の育成・確保
県民サービスの高度化	県民ニーズに対応した情報の提供・発信	○情報の提供・発信の充実と県民参加の推進
	オンラインサービスの拡充と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○行政手続きのオンライン化の推進及びオンライン利用の促進 ○税の申告等手続きのオンライン化の推進 ○電子入札の推進 ○電子調達の実現 ○公金支払のオンライン化
行政運営の効率化・高度化	情報システム最適化への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○情報システムの調査と最適化に向けた再編 ○情報システム調達の適正化 ○情報基盤の適切な運用・管理、更新
	情報セキュリティ対策の強化	○情報セキュリティの向上
	事務の効率化・高度化のための IT 利活用	<ul style="list-style-type: none"> ○総合行政ネットワーク利活用の推進 ○消防・防災・危機管理分野における情報通信の高度化 ○統合型地理情報システムの整備 ○CALS/EC の整備・運用 ○沖縄県総合行政情報通信ネットワークの再構築

資料出所：沖縄県「沖縄県行政情報化推進計画」

3-3 沖縄県の「おきなわ ICT 総合戦略」について

沖縄県は平成 27 年 3 月に、平成 26 年度から平成 33 年度を対象期間とする「おきなわ ICT 総合戦略」を策定している。この戦略は、ICT の利活用方針を示す「ビジョン編」と、平成 26 年度から平成 29 年度までの具体的な施策を示す「プロジェクト編」で構成されている。

戦略の基本目標としては、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』おきなわを創るための ICT 推進」を掲げ、ICT の利活用によって、県民の安全・安心で快適な暮らしの実現や産業の活性化、離島地域の活性化、行政運営の効率化を推進することと、その下支えとなる情報通信基盤の整備と人材育成の推進を示している。

情報化の方向性については、「県民生活」「産業」「行政」の 3 分野に加えて、その基盤となる「情報通信基盤」及び「人材育成」の計 5 分野を設定し、分野ごとに取り組むべき施策を提示している。

「おきなわ ICT 総合戦略 ビジョン編」に示される施策体系

1 ICT による豊かな県民生活の実現	
(1)ICT による健康で安全、安心な暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> ○周産期医療情報ネットワークの構築・運用などを推進 ○地域住民等の情報共有のためのシステム構築 ○ICT を活用した高齢者の見守り ○電子カルテの導入などによる地域医療 連携体制の構築 ○広域災害救急医療情報システムの導入 ○離島・へき地における遠隔医療 ○健康維持・増進や疾病予防等に向けた ICT 利活用の促進 ○インターネット利用者のマナー・モラル向上 ○「沖縄県防災情報システム」の拡充・強化 ○ダム情報基盤、河川情報基盤の整備 ○災害情報の共有化等による土砂災害警戒避難体制の整備 ○多様化・高度化する犯罪に対応できる警察官の人材育成
(2)ICT による環境に配慮し便利で快適な暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境の保全・適切な利用に向けた ICT 利活用推進 ○ICT を活用した省エネルギー化やクリーンエネルギーの安定的な需給システムの実証 ○ICT システムのグリーン化 ○IC 乗車券の導入等による公共交通機関の利便性向上 ○ITS 等の推進による交通円滑化 ○離島地区や本島内の北部地域等の一部における ICT 利活用の実証
(3)ICT によるふれあいや交流を促進し、活力ある地域を創造	<ul style="list-style-type: none"> ○琉球王国の外交文書や琉球政府時代の行政文書等のデジタル化 ○人材情報のデータベース化・活用による、女性の社会参画機会確保 ○情報通信基盤の整備等による、農産漁村コミュニティーの基盤強化 ○沖縄戦体験者の証言等をデジタルコンテンツとして整備し、国内外に発信 ○子育て中の女性等へのパソコン技能等の研修実施

2 ICT による産業の活性化	
(1) 情報通信関連産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○企業及び人材の誘致・集積を積極的に推進し、情報産業クラスターを形成 ○沖縄の立地メリットをアピールしたプロモーション活動の展開 ○雇用吸収力の高い業種やコンテンツ制作・ソフトウェア開発等、人材依存型業種を重視した誘致活動の実施 ○クラウドコンピューティングに対応したデータセンターやクラウドサービス事業者等の誘致を推進 ○重要データのバックアップ拠点やシステム開発の分散拠点の形成推進 ○県内 IT 企業による技術革新への取組や事業拡大への支援 ○県内企業によるオープンソースソフトウェア活用促進センター等の開発環境の活用促進 ○高付加価値の情報通信技術・サービスを提供する提案型ビジネスモデルへの転換 ○県外・海外市場への展開を支援するプロモーション機会の提供やビジネスマッチング促進 ○県内で開発されたソフトウェア・IT サービス等の信頼性確保等に向けた支援
(2) ICT による観光リゾート産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○観光リゾート振興に向けた積極的な情報発信 ○「アジアなど海外への展開」等を基調としたフロンティア型農林水産業を推進 ○販路拡大やブランド認知度向上に向けた情報発信
(3) ICT による農林水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○本県の土壌に対応した土壌診断や施肥処方のシステム化 ○農業技術情報センターにおける情報提供体制の強化 ○水産資源の管理方法や利活用法についてのシステム化 ○農地データバンクの活用等による意欲ある就農希望者の育成 ○ICT を活用した費用対効果の高い水産物の生産 ○経営分析、生産技術、販売、物流、融資などの情報を提供する農業クラウドの活用
(4) 情報通信関連産業と他産業の連携による新たなサービス開発の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○情報通信関連産業と他産業との連携強化による付加価値の高いビジネスモデルの創出 ○医療、福祉、教育、防犯・防災等の分野における新たなサービスの創出 ○今後の成長分野であるデジタルコンテンツ産業のサービス取り込みを促進
(5) ICT による競争力強化	<ul style="list-style-type: none"> ○伝統工芸コンテンツのデータベース化による新たな工芸品開発促進等、工芸品の高付加価値化 ○3D プリンタ等の ICT を活用したものづくりのデジタル化を促進
(6) ICT によるワークライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○時間や場所の制約を受けない多様な働き方の実現など、働きやすい環境の整備
(7) ICT による知的・産業クラスターの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○電子医療情報を活用した研究開発の促進
(8) ICT による国際貢献	<ul style="list-style-type: none"> ○アジア・太平洋地域の途上国等に対して、積極的な情報提供、技術協力等を推進

3 ICTによる行政サービス向上と業務効率化	
(1) 利便性の高い行政サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内の情報連携等による、行政手続きのワンストップ化や利便性の向上 ○番号制度に対応したシステム整備 ○県民への情報提供の充実とオープンデータの推進
(2) 情報システムの効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○システムの最適化とクラウド化推進による運用コストの圧縮 ○モバイル端末の利活用や管理されたアクセスの仕組み等の導入 ○市町村の自治体クラウド促進による情報システムの効率化及び住民サービスの向上
(3) 情報セキュリティの強化、業務継続性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○情報セキュリティの一層の強化 ○ICT部門における業務継続計画の策定
(4) ICT ガバナンス体制の強化、人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT専門外部人材交流制度の創設やCIOを筆頭とするICT構築等専門組織の構築
(5) 教育行政や学校安全対策におけるICT利活用	<ul style="list-style-type: none"> ○校務の効率化・高度化に向けた校務支援システムの充実 ○学校防災対応システムの利活用促進

4 ICT利活用等の下支えとなる情報通信基盤の整備	
(1) 沖縄県総合行政情報通信ネットワークの高度化	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の総合行政情報通信ネットワークの老朽化に伴う再整備と高度化
(2) 本島～離島間の中継伝送路整備	<ul style="list-style-type: none"> ○本島-離島間で高速大容量かつ災害や障害に強い安定的な情報通信基盤を構築
(3) 全島超高速ブロードバンド環境の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者による自主開局が困難と認められる地域を対象に、市町村との連携による超高速ブロードバンド環境の実現
(4) 公衆無線LANの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村、民間と連携し、安全で利便性が高い公衆無線LANが利用できる環境の整備
(5) 情報通信関連ビジネス環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○首都圏-沖縄-アジア間を直接接続する海底ケーブルを敷設 ○公設民営のクラウドデータセンターの整備、安全・低コスト・高品質のサービス提供が継続的に可能な環境等の整備 ○沖縄IT津梁パークにおける企業集積施設の整備促進、市町村等によるIT企業の入居施設整備促進、集積拠点間の通信網拡充

5 創造的 ICT 人材育成	
(1) 県民の ICT リテラシーの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民の ICT 利活用力の向上に向けた取組を推進 ○ 家庭、地域及び学校と連携し、情報モラルに対する理解・啓発を行う機会の充実
(2) 学校教育における ICT 利活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の ICT 環境や教員支援体制の整備と、授業での ICT 活用を促進 ○ 専門高校や産業技術教育センターの設備更新による、高度な情報教育の継続・充実
(3) 社会教育における ICT 利活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習情報の充実を図り、どの地域からでも同じ情報を享受できる環境を構築 ○ 図書館に係るサービスの地域格差の改善・充実
(4) 多様な情報系人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 沖縄 IT 津梁パーク内のアジア IT 研修センターの利活用促進と機能強化 ○ 新たなビジネスモデルの提案、開発、販売、運用ができる実践的かつ多様な人材育成の推進 ○ IT 関連資格の取得支援、地場及び立地企業への就職促進 ○ 若年層の IT 企業への就職・定着支援、立地企業の人材育成機能の強化 ○ 学校現場等における IT 教育を推進 ○ 高度で実践的な情報系人材育成機関の検討

資料出所：沖縄県

3-4 情報化の先進事例

各地で取り組まれている、情報化の先進事例を紹介する。

(1) 公衆無線 LAN を利用した観光振興の事例(福岡市「Fukuoka City Wi-Fi」)

福岡市では、特に海外からの来訪者に対するサービス向上の一環として、平成 24 年 4 月から無料の公衆無線 LAN サービスを提供している。開始当初の利用拠点数は、市役所ロビーや観光案内所、地下鉄駅の一部の 16 か所であったが、その後拡大を続けて平成 26 年 7 月には 71 か所に到達している。博物館や図書館などの公共的施設や、空港・港などの交通導線だけではなく、ホテルや銀行などの民間施設にも導入されている点は特徴的である。提供されている公衆無線 LAN の概要は以下の通りである。

Fukuoka City Wi-Fi 概要

項目	概要
利用対象者	無線 LAN 接続端末を持つ全ての人
利用料金	無料
アクセスポイント設置か所 16 か所→71 か所	(当初設置)市営地下鉄駅、市役所(ロビー・広場)、天神および博多駅観光案内所 (拡張後)空港・港、博物館・美術館・図書館など公共施設、観光施設、ホテル、銀行、商業施設
整備・運用方法	通信事業者への業務委託
セキュリティ	○利用者情報(名前・メールアドレス)の登録、利用規定への同意 ○アクセスログの記録 ○有害サイトのフィルタリング ○一回の利用時間を 15 分に制限、2 週間は登録アドレスによる再接続が可能(その後 6 か月に延長) →利便性を重視し、暗号化は行わず
SSID(サービス名称)など	SSID として「Fukuoka_City_Wi-Fi」を設定。アクセス時には、福岡市の観光案内サイト「よかなび」トップページに遷移。
利活用	観光情報は福岡市サイトから発信。災害時には、防災情報を発信する。台湾新北市無線 LAN サービスとのローミング。

資料出所: 福岡市資料から作成

この公衆無線 LAN サービスは、単にインターネットへのアクセス手段を提供するだけでなく、防災情報の発信や観光情報提供・集客サービスにも利用されている。災害時には、公衆無線 LAN を開放して利用者登録を行わずに利用することが可能になる。また、接続時には防災関連情報を表示する。

観光分野での活用としては、公衆無線 LAN に接続後に福岡市の観光ポータルを表示させることや、台湾の公衆無線 LAN サービスとのローミングサービスなどを提供している。また、公衆無線 LAN のアクセスポイントを巡る「スタンプラリー」をイベントと連動して実施している。

(2)防災情報発信の事例(奥州市「防災・防犯情報共有システム」)

奥州市では、東日本大震災において地域の被害状況把握、市民の安否確認、避難所における市民の情報取得手段の確保、生活情報の迅速な配信手段がなかったことを課題と受け止め、その解決策として災害・防災情報を一元的に収集・管理し、様々な手段で市民に提供するシステムを導入した。

このシステムで収集される情報は、「全国瞬時警報システムから送信される、地震、津波、各種警報・注意報などの気象関連情報、大規模テロなどの有事関連情報」「災害による被害状況」「避難者情報」「災害用備蓄物資情報」「不審者や熊出没情報などの情報」である。これらの情報を、「緊急速報メール」「奥州・金ヶ崎地域情報メール配信サービス」「緊急文字放送(CATV)」「奥州市公式 Facebook、Twitter」「防災・防犯 Web」の各手段で自動的に配信することが可能である。

奥州市防犯・防災 Web サイト

The screenshot shows the Aomori City Disaster and Crime Information System website. The header includes the city logo and name, along with text size controls and a search bar. The navigation menu contains: TOP, 市からのお知らせ (City Notices), 被害情報 (Damage Information), 気象情報 (Weather Information), 平常時の防犯 (Normal Crime Prevention), and 外部リンク (External Links). The main content area is divided into several sections: 1. 緊急ニュース (Emergency News) with a sub-section for 電音注意報のお知らせ (Electronic Warning Notice). 2. 気象警報 (Weather Alert) with search filters for 避難勧告・指示 (Disaster Evacuation Advice/Instructions) and 避難所 (Disaster Evacuation Site), and buttons for 発令・開設 (Issuance/Opening) and ありなし (Present/Absent). 3. お知らせ (Notice) section listing recent notices from July 2014, such as '気象警報・注意報のお知らせ (17時04分)'. 4. 観測情報 (Observation Information) section for 雨量 (Rainfall) and 河川水位 (River Water Level), both showing '発表はありません。' (No data published). 5. 社会情報 (Social Information) section for 河川水位 (River Water Level) with sub-sections for 法人施設 (Corporate Facility), 避難所 (Disaster Evacuation Site), 避難所 (Disaster Evacuation Site), and 水没危険 (Waterlogging Danger). The footer contains utility buttons: 安否確認 (Safety Confirmation), 災害時便利ツール (Disaster Relief Tools), 地図表示 (Map Display), and social media links for Facebook and Twitter.

資料出所:奥州市

(3) 証明書自動交付の事例(コンビニ交付)

住民基本台帳カードを用いて、住民票の写しなどをコンビニのキオスク端末から取得できるサービスは、平成 22(2010)年 2 月から開始されている。千葉県市川市、東京都三鷹市、渋谷区の 3 団体で始まったサービスであるが、平成 26(2014)年 7 月現在で 87 団体で利用可能となっている。サービスを提供しているコンビニと、取得可能な書類は次の通りである。

サービスを提供しているコンビニと取得可能な書類

コンビニ	提供サービス
○セブンイレブン ○ローソン ○サークル K サンクス ○ファミリーマート ○A コープ北東北(奥州市店舗のみ)	○住民票 ○記載事項証明 ○印鑑証明 ○各種税証明 ○戸籍 ○戸籍の附票 (提供団体によって異なる)

資料出所: 地方公共団体情報システム機構

住民にとっては、時間を気にせず身近なコンビニで各種証明を受け取れるようになることが最大のメリットである。また、居住地外の勤務先や外出先でも利用可能である。ただし、本サービスを利用するためには住民基本台帳カードを取得し、利用開始手続きをしておく必要がある。

(4)市民参加型まちづくりの事例(スマートフォンを活用した住民協働)

スマートフォンを活用して、地域課題の解決など住民協働に取り組む事例が始まっている。千葉市の「ちばレポ」では、スマートフォンなどから「道路の破損」「公共施設の不具合」といった地域課題を位置情報付きの写真として投稿してもらい、その内容を市民と行政で共有し今後の対応を検討する、という試みを行っている。このようなスマホアプリを活用した住民との協働は「ガバメント 2.0」とも呼ばれており、米国などでも取組が進められている。

ちばレポのイメージ



資料出所:千葉市

第2章 前回情報化基本計画の実施状況

1. 前回情報化基本計画の振り返り

1-1 概況

平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間を計画期間とする「第2次南城市情報化基本計画」では、「地域情報化に関する現状と情報化の方針」、「行政内部の情報化に関する現状と情報化の方針」、「地域情報化と行政内部に共通する情報化方針」、「各課が取り組むべき施策の提言」の 4 項目ごとに取り組むべき情報化施策を提示している。ここでは、それぞれの施策について実施状況を確認するとともに、「未実施」の項目については今後の取り扱い方針についても整理する。

1-2 「地域情報化に関する現状と情報化の方針」に示された施策の状況

「地域情報化に関する現状と情報化の方針」に示された施策の実施状況は、以下のようになっている。

「地域情報化に関する現状と情報化の方針」に示された施策の実施状況

施策	状況	概要	方針
情報通信産業に係る企業の誘致	一部実現	・平成 26 年度、地方自治研究機構と既存庁舎の跡地利用について共同研究している。	継続
情報インフラ基盤整備	実現	・一括交付金を利用して NTT 西日本の玉城局で光ブロードバンドサービスの整備を行った。	完了
特産品のインターネット販売	実現	・「しまプラザ」を継続運用している。 ・平成 25 年度売上 300 万円で年々増加傾向である。 ・15%の手数料収入はヤフーショッピング等の広告費に充てている。	継続
デジタルミュージアムの構築	実現	・デジタルミュージアムは、「市民ギャラリー(大里庁舎議場跡)」へ変更し、開設したが、最新技術導入については見送り。 ・平成 23 年度までに無形文化財を多方向撮影した分をアプリ化(南城演舞館)した。 ・文化財産の国内外配信サイト「南城なび」を運用している。 ・準天頂衛星については、斎場御嶽の観光音声案内実証実験を行った。	完了
情報伝達手段の多様化にあわせた新たな情報発信	実現	・平成 24 年度から FM なんじょうをスタートした。 ・Facebook による情報発信も開始した。	継続
自動交付機の導入	一部実現	・民間施設への設置は検討中。 ・市民カードの無料発行で利用促進を図っている。	継続
コンビニ収納の導入	実現	・平成 23 年度から導入。市民税や国民健康保険の納付などで利用されている。	完了

市民サービスコールセンターの拡大	実現	・平成 25 年度より 4 名から 5 名へ人員増を行った。 ・税滞納者への催促や特定健診受診の呼掛けを行っている。	完了
デマンド交通システムの導入	実現	・平成 25 年度より継続して無償での実証実験を行っている。 ・平成 26 年度に有償での実証実験を行う。	継続
ウェルネス事業の展開	実現	・平成 22 年から事業展開。南城スタイルを運営。	完了

(1)情報通信産業に係る企業の誘致

実現に向けて検討している段階であり、今後も引き続き検討する。平成 26 年度は地方自治研究機構と既存庁舎の跡地利用について共同研究に取り組んでいる。

(2)情報インフラ基盤整備

一括交付金を利用して NTT 西日本の玉城局で光ブロードバンドサービスを整備した。これにより、本市においては久高島以外では利用可能となっている。

(3)特産品のインターネット販売

「しまプラザ」でのインターネット販売を実施している。平成 25 年度の売上は 300 万円で年々増加傾向にあり、県外からの利用が多い。

(4)デジタルミュージアムの構築

デジタルミュージアムは、「市民ギャラリー(大里庁舎議場跡)」へ変更し、開設したが、最新技術導入については見送っている。平成 23 年度までに無形文化財を多方向撮影したデータをアプリ化(南城演舞館)している。また、文化財産の国内外配信サイト「南城なび」を運用している。加えて、準天頂衛星を活用した、斎場御嶽の観光音声案内の実証実験を行っている。

(5)情報伝達手段の多様化にあわせた新たな情報発信

新たな情報発信としては、平成 24 年度からコミュニティ FM の「FM なんじょう」による放送を開始している。スマートフォンアプリを利用することで、インターネット経由でも聴取することができる。また、Facebook による情報発信も開始している。

(6)自動交付機の導入

証明書の自動交付機が、「大里庁舎」、「玉城庁舎」、「佐敷出張所」及び「知念出張所」に設置されている。交付可能な証明書は、「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「所得証明書」「課税証明書」「納税証明書」である。市民カードの無料発行など利用促進を図っていることもあって、利用率は 50%を越えている。

課題としては、民間施設に設置できていないことがあげられる。しかし、機器不具合発生時の対応や、今後のマイナンバー制度導入によるカードの変更など検討が必要である。

(7)コンビニ収納の導入

平成 23 年度から導入しており、市民税や国民健康保険税の納付などで利用されている。平成 24 年度の利用状況では保険税収入の 15.3%、収納件数の 6.2%となっている。今後も継続して実施する。

課題としては、コンビニエンスストア店頭での収納から市へ入金されるまでに時間が生じるため、最新の納付状況が把握しきれないことがあげられる。

(8)市民サービスコールセンターの拡大

税滞納者への催促や特定健診受診の呼掛けを行っている。各課からの要望が増えたことから、平成 25 年度より 4 名から 5 名へ人員増を行い積極的に活用している。

(9)デマンド交通システムの導入

平成 25 年度より継続して平成 26 年 12 月まで無償での実証実験を行っている。1 日およそ 100 名が利用している。平成 26 年 12 月より有償での実証実験を行っており、平成 27 年度まで引き続き行う。

(10)ウェルネス事業の展開

平成 22 年から、健康と長期滞在・リフレッシュを絡めた情報を発信する「南城スタイル」を運営している。ユーザー登録数は約 1300 名である。

1-3 「行政内部の情報化に関する現状と情報化の方針」に示された施策の状況

「行政内部の情報化に関する現状と情報化の方針」に示された施策の実施状況は、以下のようになっている。

「行政内部の情報化に関する現状と情報化の方針」に示された施策の実施状況

施策	状況	概要	方針
勤怠管理システム見直し	実現	<ul style="list-style-type: none"> ・PCの静脈認証を利用した勤怠管理システムを平成24年度から利用開始している。 ・複数の勤務パターンに対応しており一部手入力の部分もあるが、ほぼ全ての職員を対象としている。 	完了
庁内業務効率化 (文書管理システム、 情報リテラシー)	未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・文書管理(電子決裁)システムは導入していない。従来からの紙ベースの文書保管で、目録を総務課で管理している。 ・ファイルサーバーの管理システムは導入していない。 ・職員向け情報化研修は合併直後に行ったがその後は行っていない。 	継続
外部業務用端末の活用	一部 実現	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進課で検証用にiPad5台を購入済み。 ・農業委員会などの一部では現場調査にGPS付端末を活用しており、原課でのGPS利用の要望はある。 ・議会事務局でペーパーレス会議用に議員向け端末を検討している。 	継続
統合型地理情報システムの活用推進	未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・統合型地理情報システムは庁内では住所確認などに活用されている。 ・防災マップは統合型地理情報システムとは別システムで構築されている。消防署も別システムで構築されている。 	完了
庁内セキュリティの強化	未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティポリシーは導入当初から変更していない。 ・職員向け研修も行われていない。平成27年度実施予定 	継続
IT調達の最適化	未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・IT調達ガイドラインは着手していない。 ・原課でのIT調達となっている。 	継続
ICT部門における業務 継続計画(災害等)	未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・BCP計画は策定されていない。 ・新庁舎移転でネットワークやサーバー室などが見直しとなるため、新庁舎に合わせてBCP計画策定を検討する。 	継続
ITを活用した消費電力 制御(低炭素)	一部 実現	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎へはスマートメーターは設置していないが、デマンドでの消費電力管理は行っている。 	完了
ICT業務のアウトソーシング	実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT関連業務の一部はアウトソーシングしている。 ・広報関連は地場企業へアウトソーシングしている。 	完了

(1)勤怠管理システム見直し

パソコンの静脈認証を利用した勤怠管理システムを平成 24 年度から利用している。複数の勤務パターンに対応しており、一部手入力の部分もあるがほぼ全ての職員を対象としている。利用者数は、職員及び臨時職員の 600 名である。

寒い時期では静脈認証が認証されにくいといった課題もあるが、引き続き利用する。事業としては完了となる。

(2)庁内業務効率化(文書管理システム、情報リテラシー)

システム・事業としては実施されていない。文書管理(電子決裁)システムやファイルサーバの管理システムは導入していない。職員向け情報化研修は合併直後に行ったが、その後は行っていない。

新庁舎への統合により文書の整理を行う必要があるので、文書管理システムの導入を段階的に推進する。ファイルサーバについては、管理要件の洗い出しから行う。

(3)外部業務用端末の活用

まちづくり推進課で検証用に iPad を 5 台購入している。農業委員会などの一部では現場調査に GPS 付端末を活用しており、原課での GPS 利用の要望がある。

(4)統合型地理情報システムの活用推進

統合型地理情報システムは、庁内では住所確認などに活用されている。防災マップは統合型地理情報システムとは別システムで構築されているように、「統合型」としての活用は進んでいない。消防署も別システムで構築されている。

(5)庁内セキュリティの強化

セキュリティポリシーは策定して以降は変更していない。また、職員向け研修も行われていない。早急に現状に則したセキュリティポリシーを策定する必要がある。

(6)IT 調達最適化

現状では、原課での IT 調達となっており、IT 調達のガイドラインには着手していない。課題としては、原課とまちづくり推進課の役割分担が明確でないことや、原課での IT 調達で統制がとられていないことがあげられる。

(7)ICT部門における業務継続計画(災害等)

現在、BCP計画は策定されていない。

(8)ITを活用した消費電力制御(低炭素)

情報化の取り組みとしては未実施である。庁舎にはスマートメーターは設置していないが、デマンドでの消費電力管理は行っている。

(9)ICT 業務のアウトソーシング

実施状況としては、庶務事務、PC管理などはアウトソーシングしている。また、広報関連は地場企業へアウトソーシングしている。

1-4 「地域情報化と行政内部に共通する情報化方針」に示された施策の状況

「地域情報化と行政内部に共通する情報化方針」に示された施策の実施状況は、以下のようになっている。

「地域情報化と行政内部に共通する情報化方針」に示された施策の実施状況

施策	状況	概要	方針
地域活性化についての民間連携	実現	・Facebook を平成 24 年に導入し、市民への情報配信や意見交換ができるようになっている。	継続

(1)地域活性化についての民間連携

Facebook を平成 24 年に導入し、市民への情報配信や意見交換ができるようになっている。

現状では、Facebook を利用する市民や市職員は増加している。そのため、情報発信も増え、より広範囲に伝えられるようになった。

1-5 「各課が取組むべき施策の提言」に示された施策の状況

「各課が取組むべき施策の提言」に示された施策の実施状況は、以下のようになっている。

「各課が取組むべき施策の提言」に示された施策の実施状況

施策	状況	概要	方針
観光総合ポータルサイトの構築	一部実現	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度にクロスメディア事業として、観光ポータルサイトを構築し、観光サイトの統一を進めている。 複数ある観光情報の統一化を目指す。 観光協会との役割分担を明確にし、観光ポータルサイトの構築・運用は観光商工課で担当する。 	継続
子育て情報提供システムの構築	一部実現	<ul style="list-style-type: none"> システムは導入していないが FM なんじょうでの情報発信は行っている。 	継続
高齢者・子供見守りネットワークの構築	実現	<ul style="list-style-type: none"> 合併当初より 65 歳以上の高齢者世帯で常時見守りが必要な場合、緊急通報システムを設置している。 平成 26 年度に南城市地域見守りネットワーク協定を結び、非常時には連絡が来る仕組み。 市民コールセンターとの連携も検討中。 	継続
市民の情報リテラシー教育支援	実現	<ul style="list-style-type: none"> 公民館講座でパソコン教室を実施している。 平成 26 年度に総務省事業でシニア向け講習会を実施。 	継続
コミュニティ放送局の活用	実現	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度から FM なんじょうの放送開始。 難聴エリアが 20%あり、改善に向けて平成 26 年度、二次整備にて中継局 3 か所増設。視聴エリア率 95%目標。 	継続
窓口の業務効率化	実現	<ul style="list-style-type: none"> 民間へ窓口業務のアウトソーシングを実施している。 新庁舎でのワンストップサービスを提供する総合窓口を検討している。 	継続
電子図書館の整備	未実施	<ul style="list-style-type: none"> 県内での導入事例は無い。 県図書館など他市町村の市場動向を見ながら検討を行う。 	継続
公有財産台帳の構築	実現	<ul style="list-style-type: none"> 国から新たな地方公会計が示され、これに伴い平成 27 年度から固定資産台帳システムを整備していく。 	継続
議会のインターネット配信	未実施	<ul style="list-style-type: none"> 議員の中でも検討中。 研修会等でリアルタイムか録画か情報収集を行っている。 	継続
上下水道システム統合	未実施	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化したシステムの更新及び統合を行っていく。 水道料金調定システムは統合されている。 	継続
教育委員会、小中学校の情報化に関する提言	未実施	<ul style="list-style-type: none"> ICT 利活用に対する計画は策定していない。 	継続

(1)観光総合ポータルサイトの構築

平成 26 年度にクロスメディア事業として観光ポータルサイトを構築し、複数ある観光情報の統一を進めている。観光協会との役割を明確にし、本サイトについては観光商工課で構築・運用を担当する。

(2)子育て情報提供システムの構築

システムとしての情報発信は取り組んでいないが、コミュニティFMでの情報発信は行っている。今後も継続すべき事業であるが、子供の年齢により「健康増進課」「児童家庭課」「教育指導課」の三つの課に跨っているので、各課の連携が必要になる。

(3)高齢者・子供見守りネットワークの構築

高齢者の見守りについては、合併当初より 65 歳以上の高齢者世帯で常時見守りが必要な場合、緊急通報システムを設置しており、約 30 世帯で利用されている。平成 26 年度に児童委員・民生委員やライフライン事業者で南城市地域見守りネットワーク協定を結び、地域の実情を把握している地域団体等が相互に連携・協力して、高齢者や子供を見守るネットワークを構築した。市民コールセンターとの連携も検討している。

(4)市民の情報リテラシー教育支援

公民館講座でパソコン教室を実施している。加えて、平成 26 年度は総務省事業でのシニア向け講習会を実施。パソコン教室は、20 名定員の講座に対して 50 名程の応募があるなど、人気がある。参加者は、中高年の女性・主婦が多い。

(5)コミュニティ放送局の活用

平成 24 年度から FM なんじょうが放送を開始している。南城市域全体の 80%で聴取することが可能であり、行政・地域情報の発信媒体としても活用している。

解決すべき課題は 20%の難聴エリア改善であり、二次整備にて中継局を 3 か所増設。視聴エリア率は 95%が目標。課題としては、詳細な視聴率が把握出来ていないことである。

(6)窓口の業務効率化

民間への窓口業務のアウトソーシングを実施し業務効率化を実現している。

新庁舎でのワンストップサービスを提供する総合窓口を検討している。

(7)電子図書館の整備

著作権の問題が生じない図書資料を電子化してタブレット端末などで閲覧する仕組みであるが、現時点では実施されていない。

課題としては、利用者端末の提供方法や、市民ニーズの有無などがあげられる。

(8)公有財産台帳の構築

国から新たな地方公会計が示されたため、これに伴い平成 27 年度から固定資産台帳を整備していく。財政課でシステムを整備しつつ、各課からのデータを集約していく。

(9)議会のインターネット配信

現在、議員の中でも検討中であり、情報収集をしている段階である。

(10)上下水道システム統合

老朽化したシステムの更新および統合を行っていく。

水道料金調定システムだけは統合されている。

上下水道に関するシステムとしては、「上下水道台帳システム」「上下水道システム」「水道管網マッピングシステム」「施設管理システム」が利用されている。

(11)教育委員会、小中学校の情報化に関する提言

現時点では取り組まれておらず、ICT利活用に対する計画は策定していない。

2. 前回計画を踏まえた情報化基本計画の方向性

前回計画で示された情報化施策の実施状況には、以下のような特徴がある。

- 地域情報化関連は比較的順調に施策が実施されている
- 行政情報化関連は実施されなかった施策がある。
- 情報セキュリティ・職員リテラシー向上関連の施策は遅れている

市民に向けた情報化である「地域情報化関連施策」は、各課が独自に取り組んでいる施策も含めて比較的順調に実施されている。今後はその内容を精査し、より効果的・効率的な情報化施策を展開すべきである。また、利用者のニーズや導入効果の把握についても、今後は留意する必要がある。

その一方で、行政情報化関連は実施されなかった施策がある。新庁舎への移転や、マイナンバーなど国の政策が大きな影響を与える施策もあるため、今後も引き続き状況を踏まえての事業検討が必要になる。

しかし、セキュリティポリシーの見直しや、職員の情報リテラシー向上については早急に取り組む必要がある。今後のさらなる地域情報化施策の展開や、業務効率化に繋がる庁内情報化の推進には、ICT の活用を推進する職員の情報リテラシー向上が不可欠である。

3. 市民から見た情報化の現状と期待

1-1 市民ニーズ調査による把握

本市が進めている情報化の現状と課題について、市民ニーズ調査の結果から整理する。市民ニーズ調査としては、以下を実施した。

実施した市民ニーズ調査

- | |
|--|
| ○代表区長ヒアリング調査
○「なんじょう市民大学」参加者アンケート調査 |
|--|

1-2 代表区長ヒアリング調査結果

○地域の課題や不安

地域が抱えている課題や不安としては、防災面を指摘する声が強い。特に、災害時に発生する停電によって放送による情報伝達が阻害されたり、家庭や個人の情報通信端末が利用できなることによって、必要な情報が届かなくなることへの懸念がある。

○地域における情報共有・伝達

各集落への情報伝達は重要であり、「たより」を発行するなどの手段で実施している。スピーカーによる放送や FM ラジオは、届きにくい地域がある。高齢者も多く、インターネットだけでは情報提供は十分に行えない。

○地域での ICT 利用状況

区長側で明確に把握していないが、高齢者の多くはあまりインターネットを使っていないだろうと感じている。全ての公民館にパソコンが設置されているが、利用する住民は少ない。ただし、つきしろ地区ではパソコンを使った遠隔相談を利用している。

○情報化への期待

情報化施策については、ICT の普及率に即した施策を検討して欲しい。情報化を進めるためにも、住民に対して情報化計画を伝えるようにして欲しい。サークルや青年会での周知や利活用も有効だろうと思われる。

新庁舎移転の際には、総合窓口サービスを導入して欲しい。また、現在設置している証明書の自動交付機については、コンビニ交付と合わせて継続していただきたい。

公民館には、大型ビジョンを設置するなどして、公民館に行けば必ず情報を入手できるようにして欲しい。

1-3 「なんじょう市民大学」参加者アンケート調査結果

市民の情報化ニーズを把握する一環として、「なんじょう市民大学」の参加者に対してアンケート調査を実施した。調査の概要は以下の通りである。

アンケート調査の概要

調査時期	平成 27 年 1 月 15 日、平成 27 年 1 月 22 日
調査対象	「なんじょう市民大学」参加者
回収数	19
設問	○情報通信機の保有状況 ○インターネットの利用状況 ○南城市の行政サービスの利用状況 ○情報化サービスへの期待 ○情報化への心配や不安

【情報通信機器の保有状況】

情報通信機器の保有状況は、以下の通りである。

問 1 家庭にある情報通信機器（複数回答）

選択肢	スマートフォン	携帯電話	タブレット端末	パソコン	インターネット 対応テレビ
回答数	14	11	6	15	3

回答者 19 名のうち、パソコンは 15 名が、スマートフォンは 14 名が保有している。タブレット端末も 6 名が保有しており、インターネットに接続可能な情報通信機器は一定以上浸透している。

【インターネット利用状況】

インターネットの利用状況は、以下の通りである。

問 2 インターネットの利用状況

選択肢	使っている	時々使っている	使いたいと思っ ているが使っ ていない	使っていない
回答数	14	2	1	2

今回の回答者では、大半がインターネットを利用している。「使っていない」人は 2 名、「使いたいと思っ
ているが使っ
ていない」人が 1 名であった。

【南城市行政サービスの利用状況】

南城市が提供する、行政サービスの利用状況は、以下の通りである。

問3 南城市サービスの利用状況(複数回答)

選択肢	南城市公式ホームページ	南城市 Facebook	南城市メール配信システム	図書館蔵書検索・予約システム
回答数	12	7	2	1
選択肢	公共施設予約システム	FM なんじょう	デマンドバス	しまプラザ
回答数	2	5	3	1
選択肢	南城なび	南城スタイル	東御廻り.com	自動交付機
回答数	1	3	1	4

Web 系のサービスについては、「南城市公式ホームページ」や「Facebook」が比較的利用されている反面、「南城なび」や「南城スタイル」、「東御廻り.com」は観光情報の提供が中心のためか、あまり利用されていない。

システム系のサービスである「南城市メール配信システム」、「図書館蔵書検索・予約システム」、「公共施設予約システム」も、利用は低調である。「自動交付機」は4名が利用していた。

【情報化サービスへの期待】

今後本市が進めていく情報化サービスへの期待としては、以下が示された。

問4 南城市情報化サービスへの期待(複数回答)

選択肢	回答数
特にない	0
分からない	1
台風や地震などの災害時に、災害の状況や避難指示などの連絡をしてくれるサービス	12
市役所の窓口での書類による申請や手続きが簡単になるサービス	5
地域や行政の情報をわかりやすく伝えてくれるサービス	7
市内のどこでもインターネットを利用できるようなサービス	10
観光客の増加や商業の活性化につながるサービス	9
高齢者の健康管理や見守りサービス	8
Web 学習などの教育サービス	7
市職員の事務に関するコスト削減、正確さ・迅速さの向上	2
その他	1

■主な「その他」の記入内容:「リアルタイムで南城市の街づくりや人の情報シェア書込みできる」

「特にない」「分からない」という回答は少なく、情報化に対する期待が伺える。「台風や地震などの災害時に、災害の状況や避難指示などの連絡をしてくれるサービス」(12名)と、「市内のどこでもインターネットを利用できるようなサービス」(10名)への回答は多く、災害対策やインターネット環境整備に対する期待が強いといえる。

「観光客の増加や商業の活性化につながるサービス」(9名)、「高齢者の健康管理や見守りサービス」(8名)が続いており、地域活性化や高齢者福祉に対する期待も高い。

【情報化への心配や不安】

情報化の進展に対する心配や不安としては、以下があげられた。

問4 南城市情報化サービスへの期待(複数回答)

選択肢	回答数
特にない	2
分からない	0
個人情報が漏えいして悪用されること	9
パソコンやインターネットが使えないと、行政サービスが受けられなくなること	7
人々のつながりや絆が弱まってしまふかもしれないこと	4
子どもたちがインターネットから悪い影響を受けるかもしれないこと	5
その他	0

「個人情報が漏えいして悪用されること」(9名)という、セキュリティ面での不安が最も多く、次に「パソコンやインターネットが使えないと、行政サービスが受けられなくなること」(7名)という、デジタルデバイドの問題が示された。

【アンケート結果から】

今回の回答者は、情報通信端末を保有し、インターネットも日ごろから利用している方が多かった。そのため、南城市のWeb系サービスは比較的閲覧されている。しかし、施設予約や蔵書検索といったシステム系のサービスがあまり利用されておらず、情報化を進めるにあたってはサービスやシステムの利用促進も課題になる。

情報化への期待としては、防災やインターネット環境整備、地域活性化、健康福祉という分野が強く、具体的な施策展開が求められる。

ただし、情報化への不安も示されており、特に個人情報に関するセキュリティ意識を持つことと、ICTに詳しくない人や使えない人であっても、情報化によるサービスを受けられるような仕組みが重要になる。

第3章 基本方針

1. 情報化の基本理念

南城市では、「南城市情報化基本計画」と「第2次南城市情報化基本計画」に沿って、情報化に関連する事業を進めてきた。その結果として、行政内部の情報化である「行政情報化」は実施されなかった施策があるものの、住民サービスの向上や地域活性化につながる「地域情報化」については一定の進展が見られる。

その一方で、情報通信技術やサービスをとりまく環境も大きく変化している。インターネットの利用はパソコンからスマートフォンやタブレットなどモバイル端末が中心となっており、多くの人々が「いつでも・どこでも」インターネットから情報を得たり発信したり、様々なサービスを受けるようになっている。また、南城市においても、ブロードバンドサービスの整備が進められており、市内の全域（久高島を除く）で高速インターネット接続サービスが利用できるようになった。そのような通信基盤の整備により市民が簡単な操作で地域情報を入手したり、一部の行政サービスが利用できるようになっている。

このように、情報を利用するための基盤（インフラ）は整いつつあり、情報通信技術も進歩している。これらを最大限に活用する仕組みが必要である。

南城市は合併により、ハート型の特徴的な地形となったことから「ハートの地形」込められた想いを南城ブランドとして様々な施策を展開している。第3次南城市情報化基本計画では、あらゆるひとや物が結びつく Ubiquitous（ユビキタス）、人に優しい心と心の触れ合い Universal（ユニバーサル）、利用者の視点が融けこむ User-oriented（ユーザー）、個性ある活力が湧き上がる Unique（ユニーク）からなる u-Japan（ユビキタスネット・ジャパン）の理念を基に、「ユイマール」精神のもとあらゆる人や物が結びつき ICT の活用をとおし世代や地域を超えた活力あふれるまちづくりを進めるために

「結い（ハート）の心でつなぐ、光あふれるICT社会の実現」

を基本理念として、情報化を推進する。

2. 情報化の基本方針

基本理念を実現するための基本方針を、情報化を推進する分野ごとに整理する。

1. 地域交流・まちづくり分野

ICTを活用した協働のまちづくりの推進

2. 防災分野

ICTを活用した災害に強いまちづくりの推進

3. 観光・産業分野

ICTを活用した共栄のまちづくりの推進

4. 健康・福祉分野

ICTを活用した共助のまちづくりの推進

5. 教育・文化分野

ICTを活用した教育環境の充実と文化遺産活用の推進

6. 行政(窓口サービス)分野

ICTを活用した行政サービスの充実

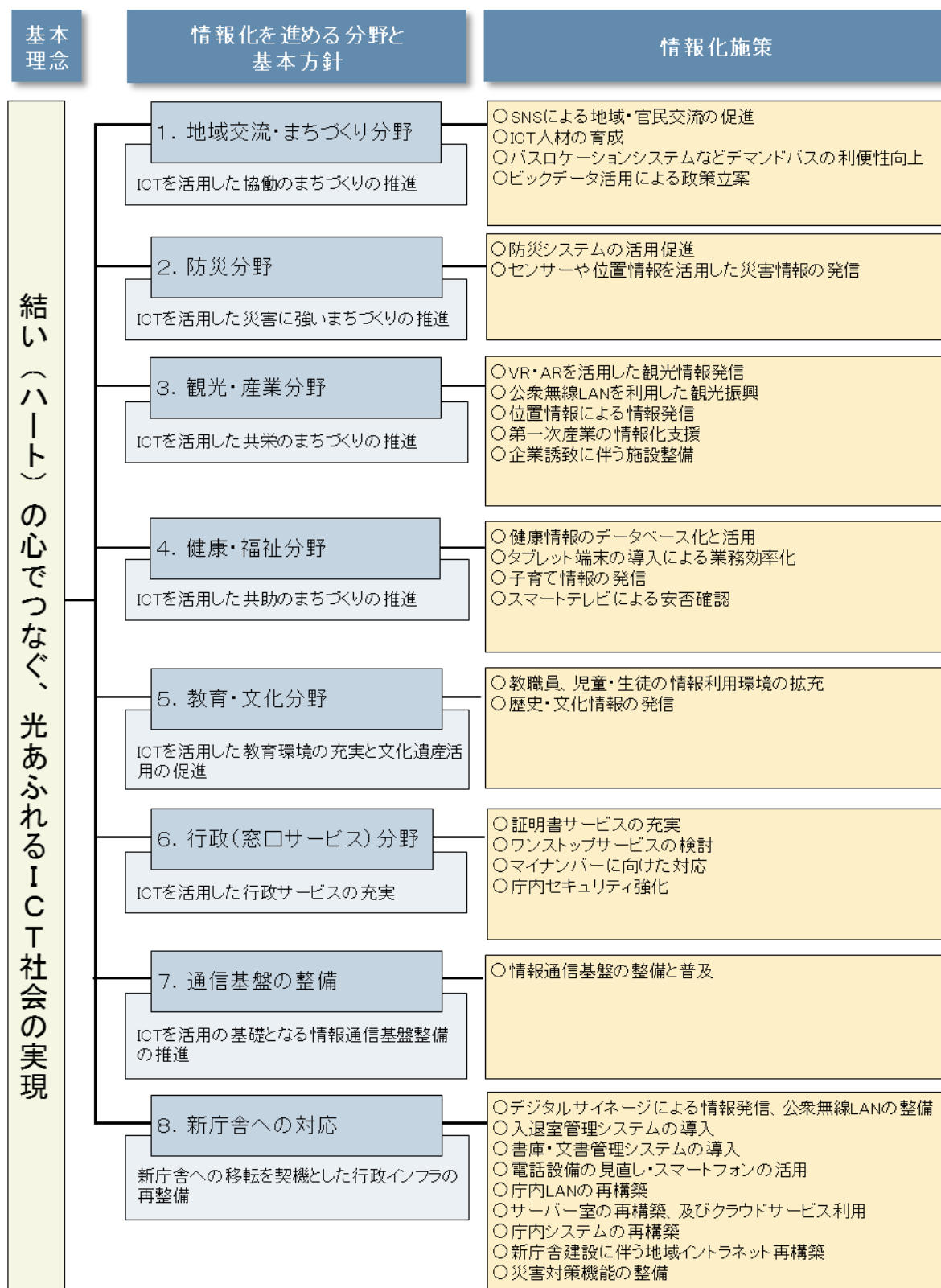
7. 通信基盤の整備

ICT活用の基礎となる情報通信基盤整備の推進

8. 新庁舎への対応

新庁舎への移転を契機とした行政インフラの再整備

3. 情報化施策の体系



第4章 取り組むべき情報化施策

1. 取り組む情報化施策

1-1 情報化の施策の検討

電子政府・自治体を巡る動きやICTの動向、本市の情報化に対するニーズなどから、今後取り組むべき施策を「地域交流・まちづくり」「防災」「観光・産業」「健康・福祉」「教育・文化」「行政(窓口サービス)」「通信基盤の整備」のそれぞれの分野ごとに提示する。

また、平成29年度に完成予定の新庁舎に係る情報化施策を提示する。

1-2 地域交流・まちづくり

(1)これまでの主な取り組み

地域の活性化に向けた地域連携を重視しており、その一環として SNS などによる ICT の官民双方向での利用に取り組んでいる。また、市民の情報リテラシー向上に向けて、パソコン講座も開催しており人気となっている。

市町村合併によって庁舎が分散していることや、観光地への公共交通手段確保のために、デマンドバスの実証実験を開始している。利用者登録を行い、電話で利用予約を行う方式となっている。

(2)課題

インターネットの双方向機能をもっと活用する必要がある。市民と職員の積極的な利用を推進するとともに、ホームページで公開する情報の拡充やオープンデータによる情報発信の高度化にも取り組むべきである。

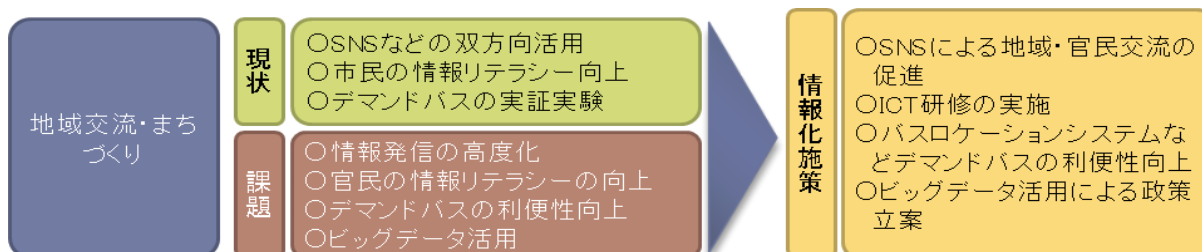
情報リテラシーの向上に関しては、より多くの市民がパソコン講座に参加できるようにすることに加え、職員にも研修を実施しさらなる ICT 利活用を推進していく必要がある。

デマンドバスについては、有償化を踏まえた利便性向上が求められており、GPS やスマートフォンを活用したバスロケーションシステムなどが有効と考えられる。

近年ビッグデータの活用が話題になっており、本市においても統計データを分析して施策立案に活用することが将来的には必要になる。

(3)取組む情報化施策

地域交流・まちづくりに関する情報化施策としては、以下に取組む。



展開する情報化施策

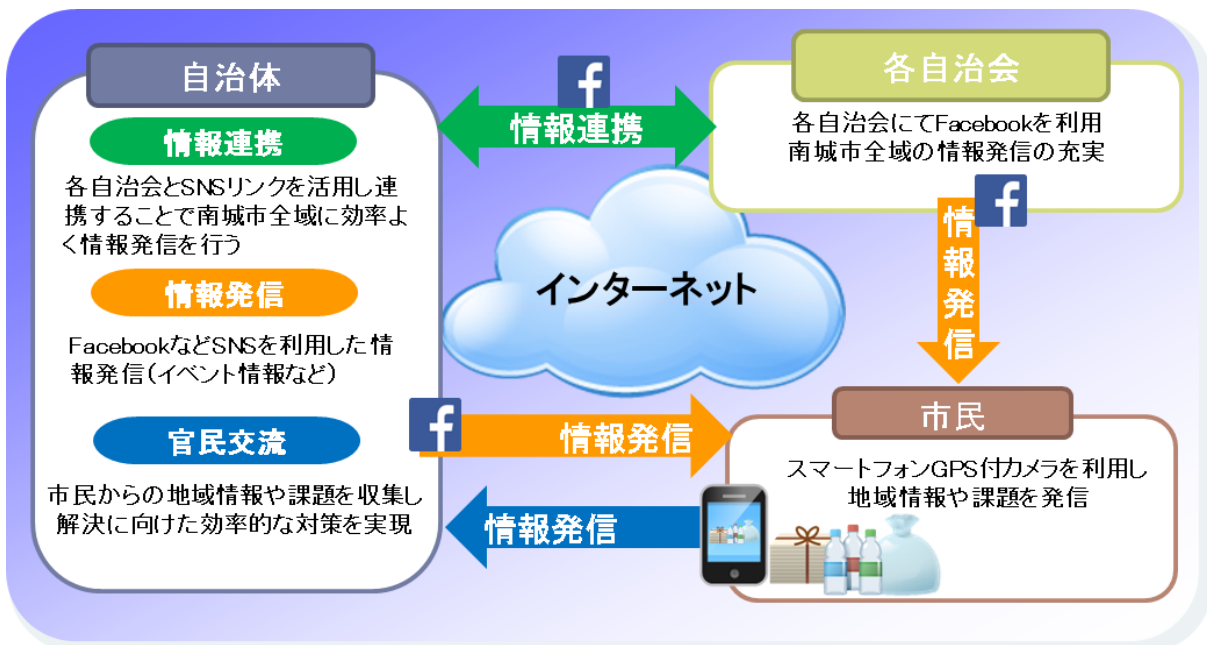
情報化施策	概要
SNSによる地域・官民交流の促進	協働のまちづくりを推進するために、SNS等を活用した地域・官民の情報交流や社会参加を促進する。
ICT人材の育成	情報化に対応した人材を育成する。
バスロケーションシステムなどデマンドバスの利便性向上	市内を巡回するデマンドバスをより便利に利用できるようにするため、バスロケーションシステムを導入する。
ビッグデータ活用による政策立案	さまざまなビッグデータを蓄積・分析し、各分野における政策立案に活用する。

【SNSによる地域・官民交流の促進】

「協働のまちづくり」を推進するためにも、市民の社会参加促進が重要になる。現在、Facebook を活用した情報発信に取り組んでいるが、今後は各自治会にも Facebook の利用を呼びかけ、それぞれの地区に固有な情報(イベント情報など)の発信を促し、さらにそれらをリンクすることで南城市全域の情報発信の充実を図る。

また、スマートフォンの GPS 付カメラの機能を活用して、市民から地域情報や課題(公共施設の破損状況や、ゴミなどの環境に関する情報)を収集し行政と地域で修繕工事や環境改善方策を検討し、より効率的な対策をとれるようにする。

イメージ図：SNSによる地域・官民交流の促進



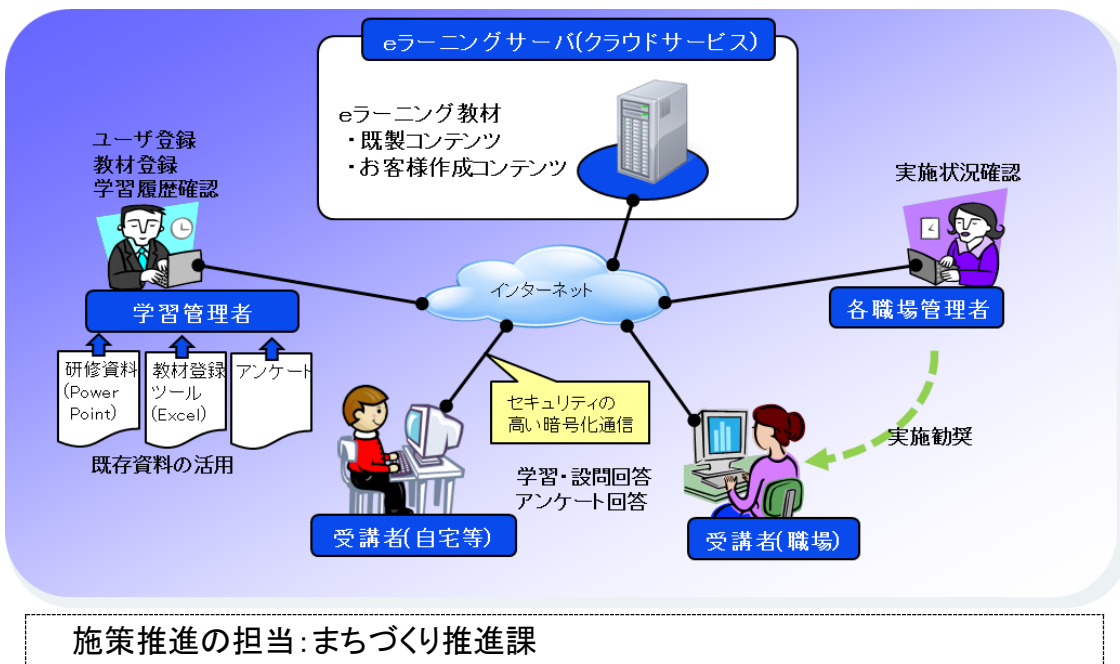
施策推進の担当: まちづくり推進課

【ICT 人材の育成】

ICT による業務の効率化や、市民サービスの向上を進めるためには、職員が ICT の活用方針を立て、情報を自在に使いこなす能力が重要になる。また、今後マイナンバー制度の導入によって、市民にとってより便利な情報サービスが提供されるようになる。その反面、市民の情報を安全に管理するための情報セキュリティの確保も不可欠になる。

職員が情報リテラシーに関する知識を習得したり、情報セキュリティ意識を高めるために研修を実施する。この研修に e ラーニングシステムを導入することによって、職場だけではなく自宅からの受講も可能にする。また、履歴管理機能の活用によって、効果的な受講が可能になる。さらに、研修教材は既存の文書や資料から作成することができるため、効率的に実施することができる。

イメージ図:ICT 人材の育成



【バスロケーションシステムなどデマンドバスの利便性向上】

現在運行中のデマンドバスには、「利用者にバスの運行状況を提供できる環境がない」、「原課にて運行状況をリアルタイムで把握する環境がない」という課題がある。

利用者にデマンドバスの運行状況を提供することは、更なる利用促進と利便性向上に繋がるため、デマンドバスロケーションシステムを導入する。本システムは原課での運行・車両管理用のデータ収集・活用にも効果がある。

イメージ図：バスロケーションシステムなどデマンドバスの利便性向上



施策推進の担当：政策調整課、生活環境課

【ビッグデータの活用による政策立案】

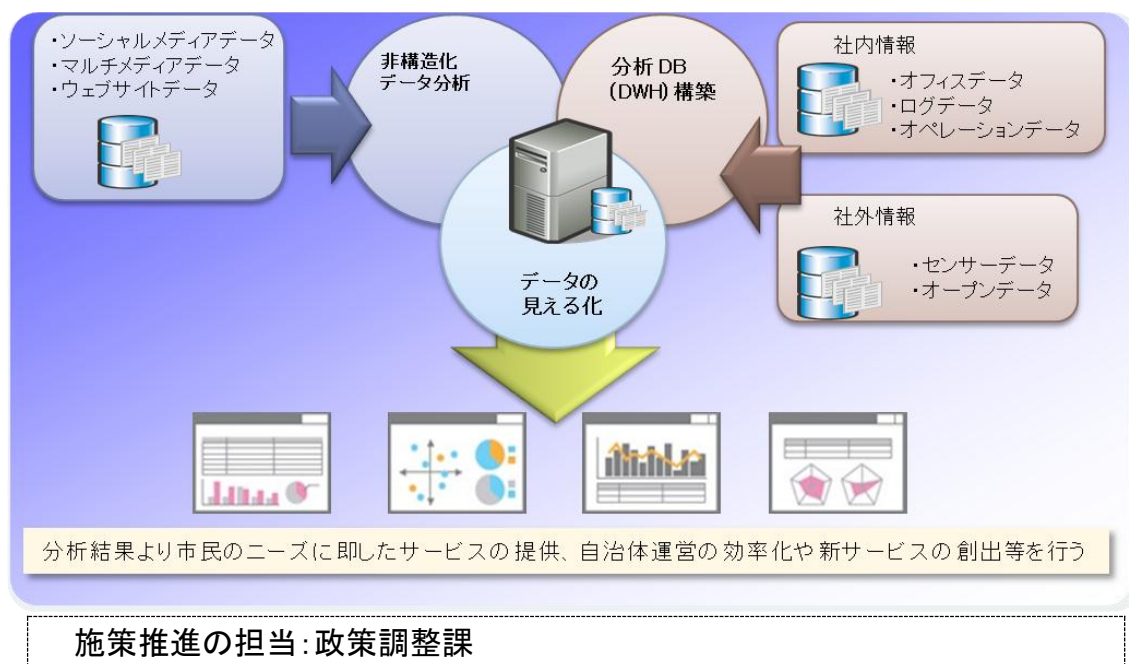
ICTの進展によって、大量に蓄積されたデータを整理・分析し、ビジネスやサービス展開に「知見」として活用することが可能になっている。これをビッグデータと称するが、具体的には、「各種センサーから入手される履歴・測量データ」、「ウェブサイトやSNSに書き込まれるデータ」、「業務や事務処理において生成されるデータ」、「各種サーバーから自動的に生成されるログデータ」などがある。

このような情報を、行政分野でも活用していくことが注目されている。本市が施策を決定する際に、これらのビッグデータを活用していくことを推進する。たとえば、次のような活用方法が考えられる。

- ・公衆無線 LAN の利用状況などから、観光施設の来訪状況や観光導線を分析し、観光施設や周辺環境の整備プランを検討する。
- ・健康診断データから、特定の病気にかかる「予備軍」を抽出して健康指導を行う。

また、「行政の情報を自由に加工しても良い」形で提供するオープンデータにも注目が集まっている。本市の情報と民間や開発者の情報・ノウハウが重なってより便利な情報が提供されることが期待されるため、積極的に取組むこととする。

イメージ図：ビッグデータの活用による政策立案



1-3 防災

(1) これまでの主な取組み

防災システムとしては、「エリアメール」による災害情報発信、メール配信システム、住民の安否確認システム、要援護者支援システムが導入されているエリアメールは Jアラートとも連動しており、自動的に携帯電話に発信される

メール配信システムは、市役所からの防災情報・行政情報や各区・自治会において電話機から放送した内容の配信を登録者宛にメールでお知らせするシステムである。

その他、コミュニティ FM による災害情報の発信・周知が可能になっている。センサー系のシステムとしては、シュガーホールと志喜屋海岸に監視カメラを、雨量計も 4 地区に設置している。

(2)課題

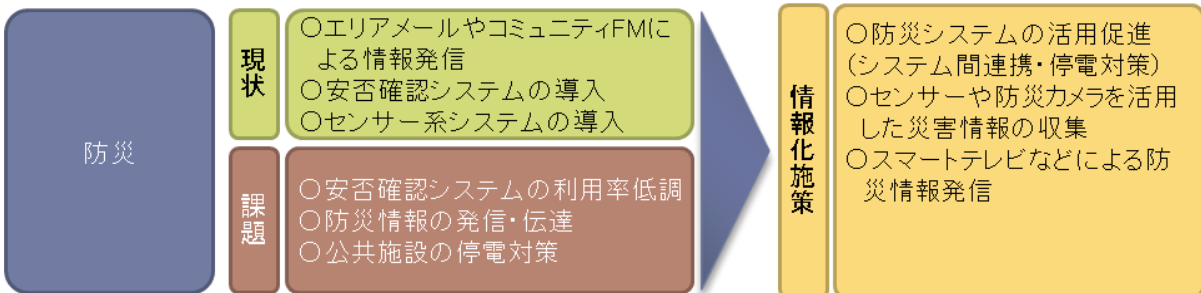
システム面では、メール配信システムや安否確認システムの活用が少ないこと、防災システムが市のホームページとリンクされていないことが課題である。防災無線屋外スピーカーは、市民からは「聞こえにくい」という意見と「うるさい」という批判の両方がある。コミュニティ FM も海岸線近くの地域が難聴エリアになっており、災害情報を伝達できない可能性がある。

今後は、停電対策も含めて市内のどこにいても確実に災害関連情報を伝達できる環境の構築が必要になる。また、平常時からの対策も重要であり、市民が自発的かつ円滑に情報取得を行えるようメール配信システムの周知徹底、訓練や啓発活動を行い、災害時に情報を利活用できるように取り組むべきである。

(3)取り組む情報化施策

防災に関する情報化施策としては、以下に取り組む。

また、新庁舎における防災拠点として取り組む情報化施策については、「2-8 新庁舎への対応」の項で記述する。



展開する情報化施策

情報化施策	概要
防災システムの活用促進	災害情報を様々な手段で市民に伝達する仕組みを構築する。 Lアラートや公衆無線LAN、GIS、各種センサーに加え、普及が進んでいるSNSサービスなどを活用し、より正確な災害情報を収集・発信する。 庁内システムの連携を進め、より安全で効果的な災害対策を実現する。
センサーや位置情報を活用した災害情報の発信	災害が想定される危険箇所にセンサーを設置し、災害発生が予想される場合は事前に住民の避難を促すシステムを導入する。
スマートテレビなどによる防災情報発信	高齢者世帯やコミュニティFMの難聴地域への対策として、家庭への普及が期待されるスマートテレビや防災ラジオなどによる災害情報の伝達を検討する

【防災システムの活用促進】

耐用年数である 10 年を迎えることから新たなシステム及びネットワークの再構築が必要になっている。また IP 告知システムによる災害情報等の伝達を行っているが、台風時は停電で使用できないことがあり、早急な対策が必要である。

○多様な手段での災害情報の伝達と利用

災害発生時、多くの方に幅広く情報を伝達できるように、多様な複数の手段で災害情報を伝達できるような仕組みを整える。IP 告知システム以外にも、市民の多くの方が保有している携帯電話・スマートフォンへの情報発信や、テレビ・ラジオの活用、さらには災害ポータルサイト、デジタルサイネージ等でも災害情報を伝達できるようにする。あわせて、Facebook、Twitter 及び LINE などの SNS サービスは利用者も多く、また速報性・同報性に優れたサービスでもあるので、災害情報の提供手段の一つとして活用することを検討する。

また、沖縄県では平成 27 年度に災害情報を自治体とライフライン事業者、マスコミ等で共通的に発信する取組である「災害情報共有システム(L アラート)」の構築を予定しており、県の動向を踏まえて導入を検討する。加えて、GISや地図情報を活用する取組みとして、位置情報を付加した避難所案内等も検討する。

さらに、災害時要援護者の情報を災害担当者が事前に入手していれば、災害発生時により効果的で確実、迅速な対応が可能になる。情報セキュリティやプライバシーには最大限配慮しつつも、庁内システムや情報を連携させることによって、災害対策の充実を図る。

○耐災害性の向上

災害情報を伝達するシステムを導入しても、災害時に機能できないのでは意味がない。各種伝達システムについては、設置場所・施設の耐災害性を高めることや、停電に対応するための蓄電池や発電設備の設置等もあわせて行う。

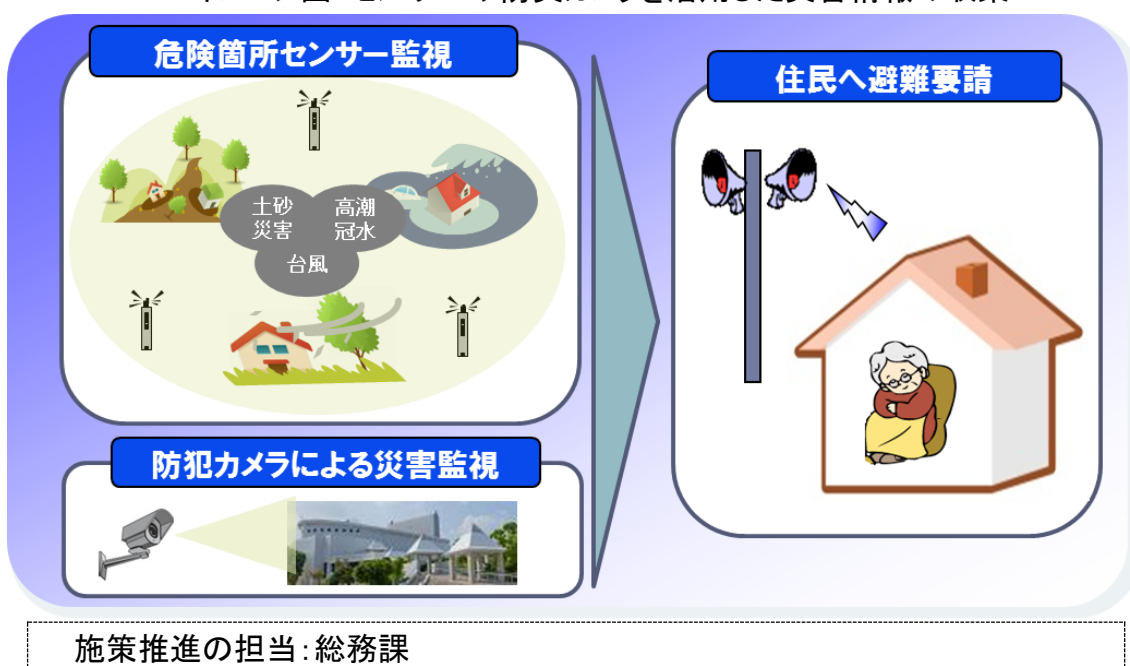
イメージ図：防災システムの活用促進



【センサーや防災カメラを活用した災害情報の収集】

これまで市では高潮・土砂崩れ、冠水などの災害が発生したが、災害状況の把握は職員による現場での確認が主で、事前の予測や迅速な情報伝達が難しい状況である。現在は、シュガーホールや志喜屋地区に防災カメラを設置し遠隔での災害監視を実施しているがこれを拡充する。さらに災害が想定される危険箇所にセンサーを設置し災害発生の予兆を検知するシステムを導入し事前に住民の避難を促すシステムの導入を検討する。

イメージ図：センサーや防災カメラを活用した災害情報の収集

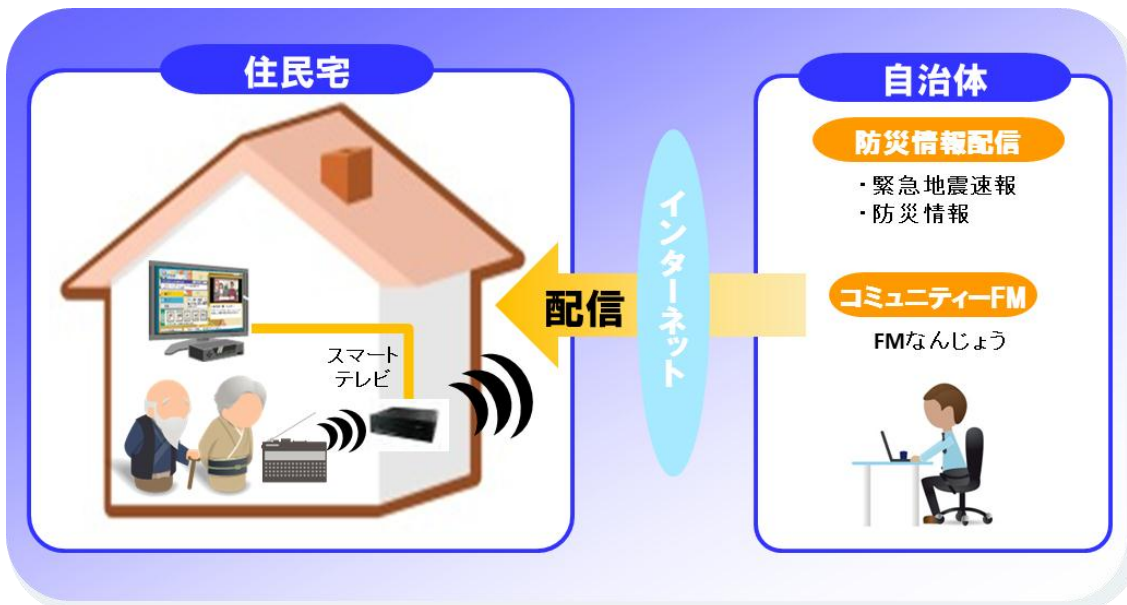


【スマートテレビなどによる防災情報発信】

市民への災害情報の伝達手段として、屋外スピーカーやコミュニティ FM による伝達手段を用いているが、天候や窓の開閉状況によっては室内では聞き取れない、また、地域によってはFMラジオが受信できないなどの課題が生じており、市民の多様な生活様式や地域特性に応じた伝達手段の構築が必要となっている。

高齢者世帯への対応として、誰でも利用できるスマートテレビや防災ラジオなどによる情報伝達体制の強化を図る。また、あわせてスマートテレビでのコミュニティ FM の視聴について検討する。

イメージ図：スマートテレビなどによる防災情報発信



施策推進の担当：総務課、まちづくり推進課

1-4 観光・産業

(1) これまでの主な取り組み

観光情報の発信については、現在「南城なび」で発信しているが、平成26年度に新たな観光ポータルサイトを構築して、一元的な観光情報の発信を進めている。さらに、VR や3Dなどの新技術を利用した映像コンテンツの制作にも取り組んでいる。

また、ウェルネス(健康)と観光を結びつけた情報発信を行うサイト「南城スタイル」も運営しており、登録者も1300名となっている。

特産品のインターネット販売については、「しまプラザ」で実施している。売上は初年度100万円、次年度150万円、平成25年度は300万円を越えているように増加傾向にある。

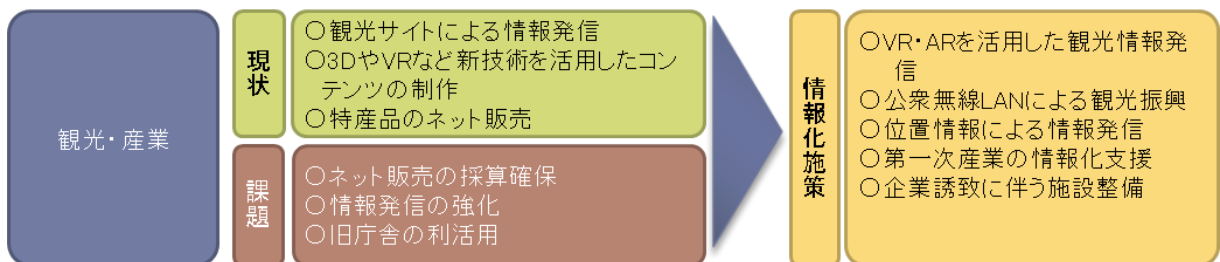
(2)課題

特産品のネット販売については、採算確保が課題となる。また、市の特産品のPRが不足している。情報発信を強化する必要がある。

(3)取り組む情報化施策

観光・産業に関する情報化施策としては、以下に取り組む。

観光振興については、平成19年度に策定した南城市観光振興計画に基づくこれまでの取組の分析と評価・検証し、更に年次的且つ段階的に組み込んだアクションプラン(実施計画)を策定中である。今後は策定されたアクションプランに基づいた情報施策を検討する。



展開する情報化施策

情報化施策	概要
VR・ARを活用した観光情報発信	コンテンツの3D化や、シアタールームの整備し観光情報を発信する。
公衆無線 LAN を利用した観光振興	整備された公衆無線 LAN を、観光情報の発信や誘客・集客支援などの観光振興に活用する。
位置情報による情報発信	G空間情報を活用して、防災情報の発信やまちづくりに取り組む。
第一次産業の情報化支援	農業や漁業における情報化を推進する。
企業誘致に伴う施設整備	企業誘致に備えて ICT 環境の整備を検討する。

【VR・ARを活用した観光情報発信】

世界文化遺産への登録を経て、齋場御嶽を訪れる観光客は増加しており、平成25年度では43万人にも達している。本市の観光政策では、これまでの通過型観光から滞在・周遊型観光への転換と、年間300万人の観光客を誘致することを目標としている。その実現には、齋場御嶽の集客力を活用することが不可欠である。

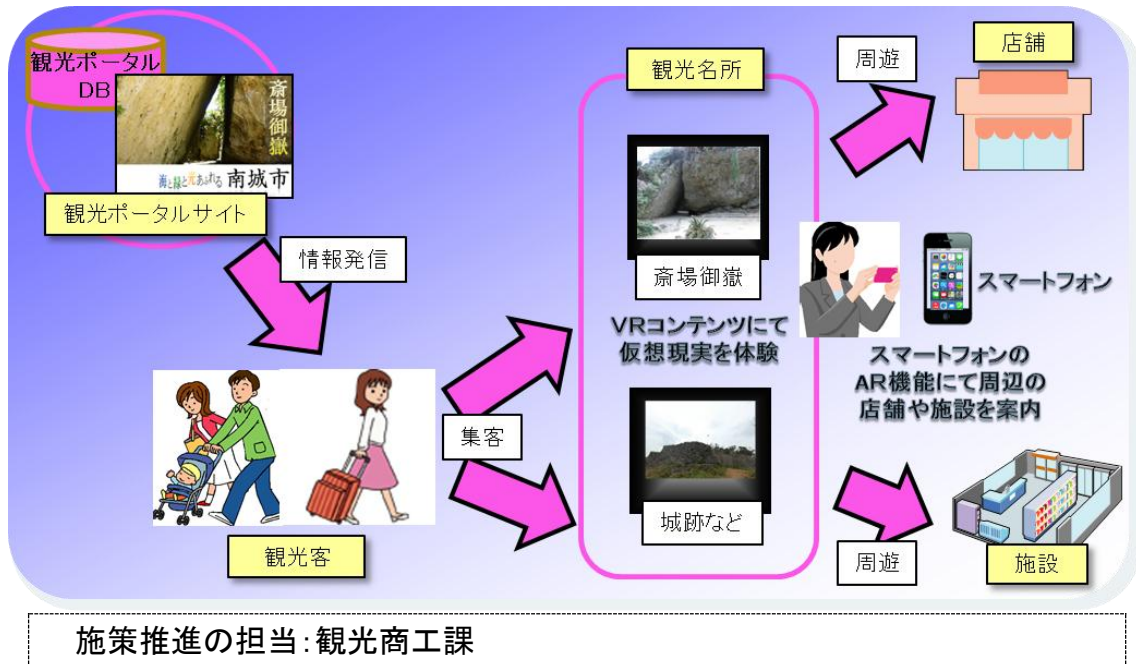
その一方で、観光客の増加に伴って遺構・遺跡の損壊や、地域住民の祈りの場（聖地）である雰囲気損ねるといった問題も生じており、見学のあり方についても再検討や観光客への周知が求められている。

先進の IT 技術を活用し、本市の観光コンテンツの発信に取り組んでいく。平成 26 年度は齋場御嶽の 3D マップを作成した。さらに平成 27 年度においては VR シアターを開設する。これによって、齋場御嶽に入域できない観光客でも、現実に近い映像を楽しむことが可能になる。また、歴史的な背景等の関連コンテンツも同時に放映することで、齋場御嶽にまつわる伝説や信仰を来訪者により深く、物語るように伝えることができるようになる。

また、スマートフォンを持つ観光客も増えているため、AR (Augmented Reality: 拡張現実) 技術を活用した観光情報の発信も検討する。スマートフォンに映したその場の画面に、関連する情報を重ねて表示させることが可能になるため、たとえば今の風景に過去の写真を重ね合わせたり、店舗や施設のより詳細な案内を重ねて表示させることができるようになる。

このように、IT 技術によってより詳しく、楽しい、使える情報を提供することによって、観光客の利便性向上と滞在時間の増加を目指していく。

イメージ図:VR・ARを活用した観光情報発信



【公衆無線 LAN を利用した観光振興】

年間 300 万人の観光客誘致という目標を達成するために、ICT の利活用に取り組む。

現在、本市の観光情報を提供するポータルサイトを構築している。このポータルサイトと公衆無線 LAN と連動させて、観光情報の発信を充実する。公衆無線 LAN 接続時のログイン(登録)画面からポータルサイトに転送(リダイレクト)されるように設定することで、公衆無線 LAN の利用者はまず観光情報に接続される。

さらに、公衆無線 LAN やスマートフォンの位置情報と連動し、場所や時間に応じた情報発信を行うことで、観光客の回遊性や消費行動を高めていく。また、公衆無線 LAN のアクセスポイントを利用したのスタンプラリーや、店舗で使えるクーポン券の配信など、誘客・集客に繋がるような仕組みも利用できるようにする。

イメージ図: 公衆無線 LAN を利用した観光振興



施策推進の担当: 観光商工課、まちづくり推進課

【位置情報による情報発信】

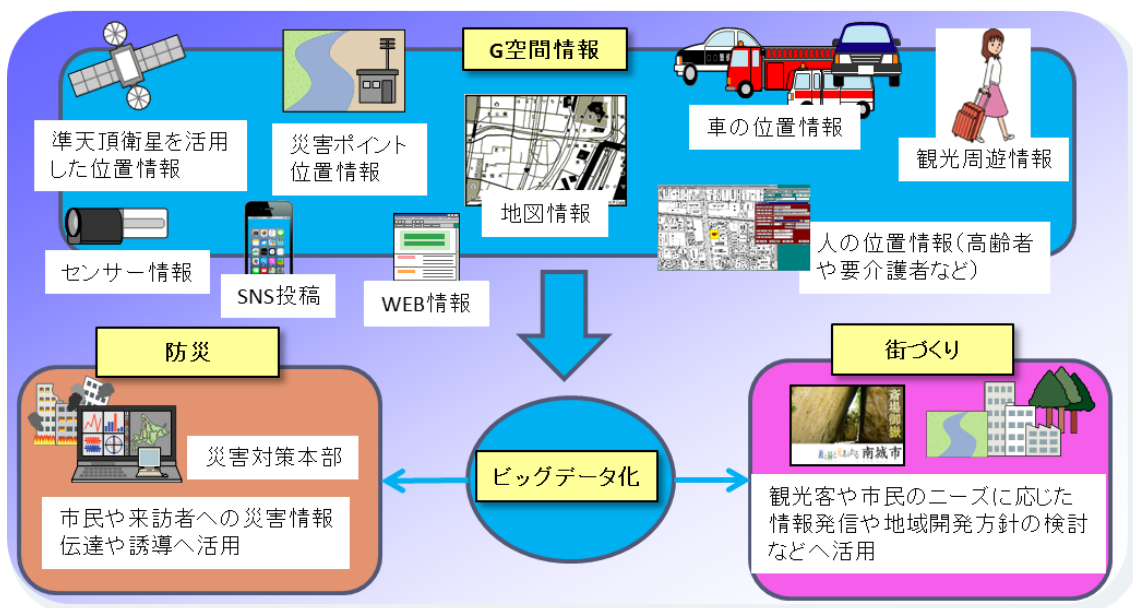
準天頂衛星の打上げと、センサーや測位デバイス(スマートフォン等)の普及、GISの進展等を背景に、G空間情報をより高度に利活用して、地域活性化や経済再生を実現しようとする動きがある。平成27年度には、官民が保有するG空間関連データを自由に組み合わせるプラットフォームが構築される予定である。本市でもこれに対応し、G空間情報の利活用を進めていく。

G空間情報の活用方策について検討するが、大きなテーマとしては「防災」と「まちづくり」がある。

防災については、地図情報や人や車の位置情報、センサー情報などを組み合わせて、災害の状況をリアルタイムに把握できるようにする。その情報を元に、災害対策本部にて対応を検討することに加え、市民や来訪者に災害情報や誘導情報を伝達する。

まちづくりについても、地図情報とセンサー情報、建物や人等の位置情報、さらにはSNSの投稿内容やWebにて提供されているビッグデータを組み合わせ、観光案内や位置情報に応じた各種情報の発信、地域開発方針の検討などに活用していく。

イメージ図：位置情報による情報発信



施策推進の担当：政策調整課、総務課、観光商工課

【第一次産業の情報化支援】

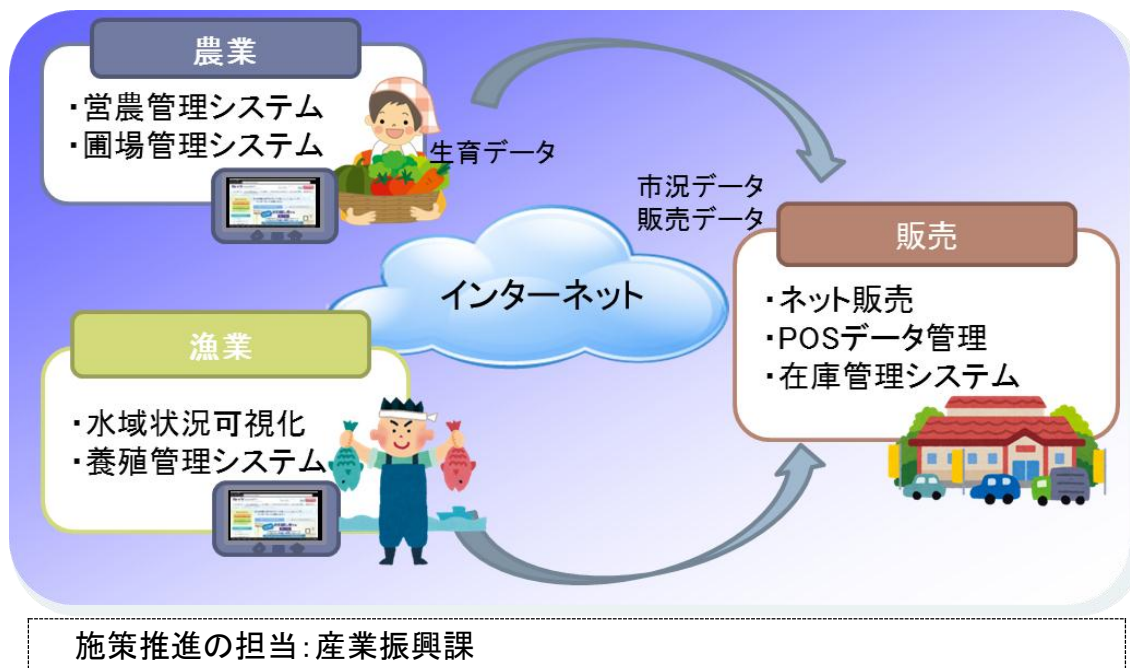
農業、漁業は情報化への取組みが比較的遅れている分野である。地方創生の議論でも第一次産業の成長産業化が期待されており、ICT の導入が大きな役割を果たすことが期待される。

第一次産業の情報化としては、「生產品のネット販売」や「POS データ管理」等への取組みが進められている。

農業においては、「圃場管理」への ICT 導入が注目されている。これは、作付や履歴など農地に関する情報を地図情報と紐付けて管理するシステムである。これによって栽培環境や生育状況が可視化され、生産性と作物の品質向上が期待できるようになる。漁業においても、水域状況の可視化や養殖管理のシステム化が進められている。

このような取組みを参考に、本市においても第一次産業における ICT 導入の検討を進め、現場で必要とされるシステム等が導入されるような環境を整えていく。

イメージ図：第一次産業の情報化支援



【企業誘致に伴う施設整備】

新庁舎建設に伴い、現在の玉城、大里庁舎の利活用を検討する必要がある。平成 25 年度から市内全域(久高島除く)で光ブロードバンドサービスが利用可能となり、企業を誘致できる基盤が整ったことから、将来的な産業振興や若年層の定住促進の観点からも就業が見込める企業を誘致する施設としての活用が期待される。

企業への貸出のほかにも公共施設として利活用する可能性もあることから、主管部署の要望を加味しながら、具体的な将来計画を進めていく。

イメージ図:企業誘致に伴う施設整備



1-5 健康・福祉

(1) これまでの主な取り組み

地域健康支援システムを導入している。受診券の発行や検診結果を分析するシステムである。特定健診の受診率向上に ICT を活用している。ホームページや FM なんじょうでの情報発信や、市民コールセンターからの呼びかけを行っている。

65 歳以上の常時見守りが必要な高齢者世帯を対象とした緊急通報システムを導入しており、約 30 世帯で利用されている。

(2)課題

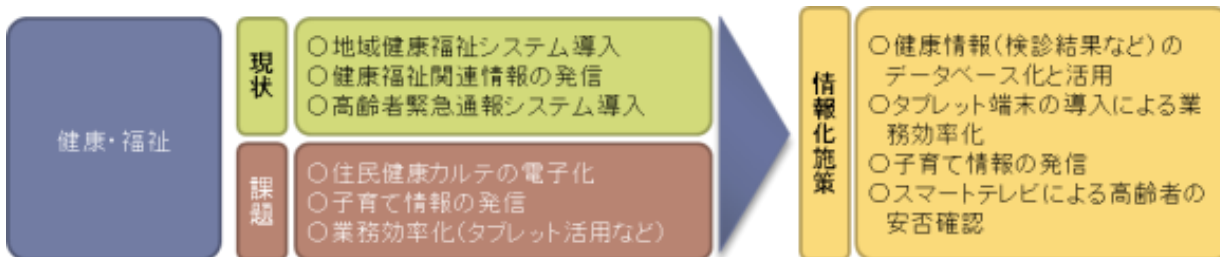
住民健康カルテを電子化し、廃棄せずに蓄積して将来的にも参照できるようにすることは、市民の健康増進に有効である。また、タブレット端末を導入し、訪問指導時にさまざまな資料を閲覧できるようにするなど、業務の効率化も必要である。

子育て情報の発信が進んでいないのが現状であり、市のホームページに子育て情報を集約し、利用しやすくする必要がある。また、若い世代の利用を想定して、スマートフォンからでも閲覧できるようにすべきである。

災害時の対応も含め、福祉業務では庁舎外でも利用できる端末は必要である。また、子供の異常な泣き声を聞いた時に民生委員に通報してもらう仕組みがあるが、電話だと躊躇する傾向があるためシステム化も検討する。

(3)取組む情報化施策

健康・福祉に関する情報化施策としては、以下に取組む。



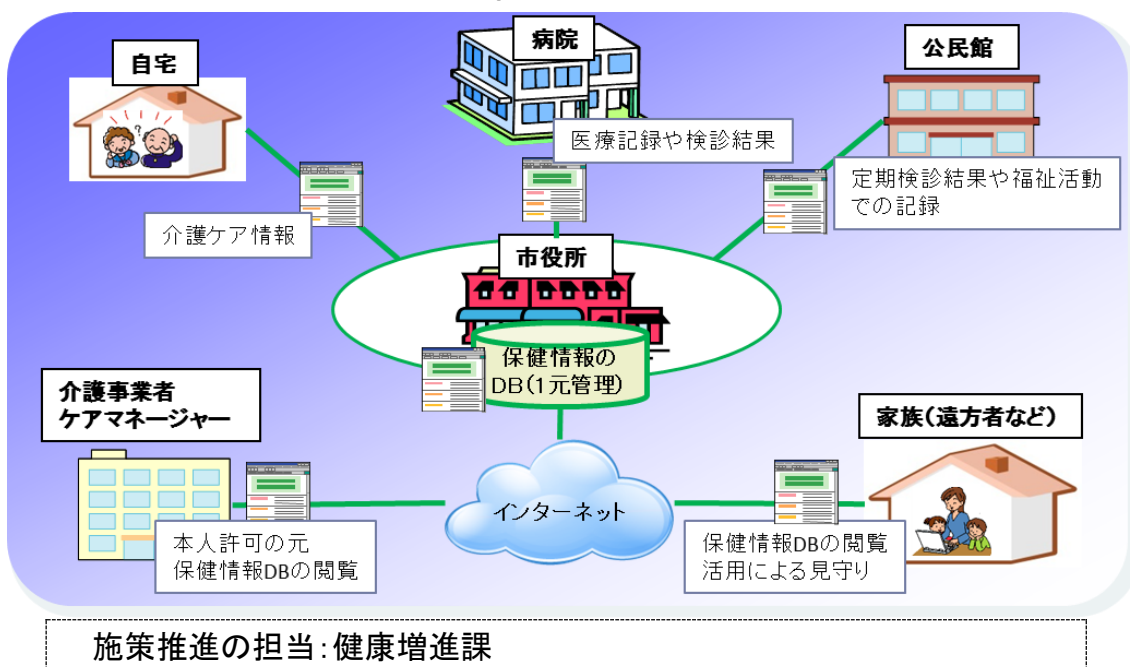
展開する情報化施策

情報化施策	概要
健康情報のデータベース化と活用	検診結果や医療記録等の健康情報をデータベース化し、一元的な管理・関係者による活用を可能とする。
タブレット端末の導入による業務効率化	庁舎外での業務を効率化するため、タブレット端末を導入する。
子育て情報の発信	少子化対策と子育て世代の定住を目的として、子育てを ICT で支援する。
スマートテレビによる安否確認	スマートテレビを活用して高齢者宅の安否確認ができるシステムを推進する。

【健康情報のデータベース化と活用】

検診結果や病歴に加え、自宅での介護ケア情報など、保険・医療・福祉活動で収集する各種情報をデータベース化して一元管理する。また本人の許可のもと、医療従事者だけでなく介護事業者、ケアマネージャーなど関係者による閲覧を可能にする事により、効率的な医療介護連携につなげ、早期治療と保険指導による医療費抑制にも寄与する。さらに遠方の家族も活用する事で、高齢者の普段の様子がわかり、見守りの仕組みづくりにもなる。ICTにより、こうした環境を構築・活用することで、超高齢社会に向けた地域包括ケアシステムの基盤を作ることができる。

イメージ図：健康情報のデータベース化と活用

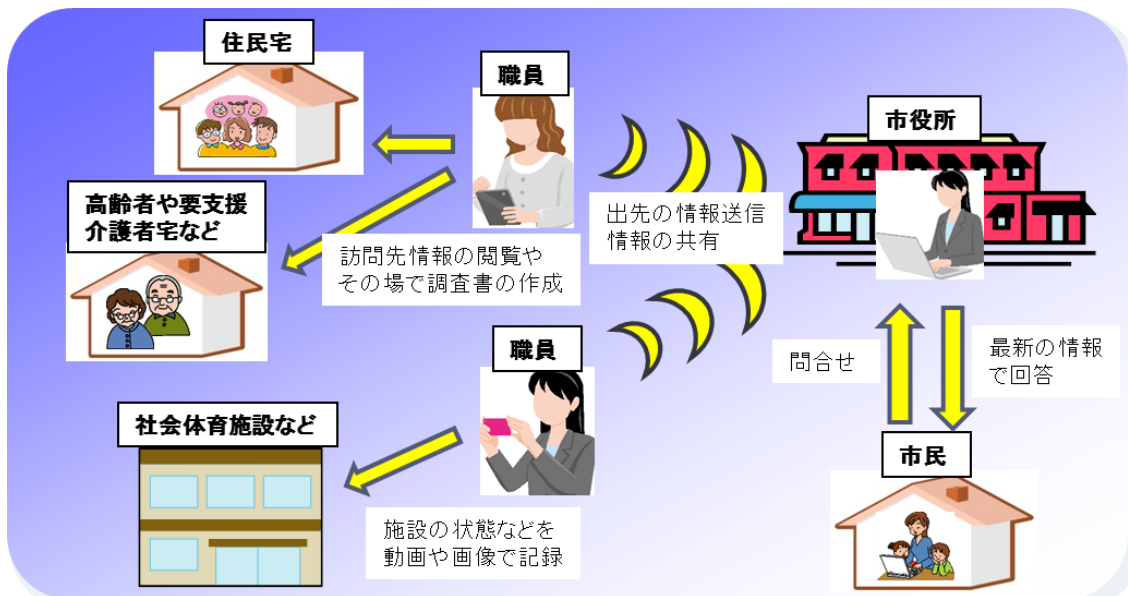


【タブレット端末の導入による業務効率化】

職員が庁舎外で業務を行う際に、訪問先で資料を閲覧したり、現地の動画や画像を送信したり、その場で報告資料を作成することが可能になれば、業務の効率化や情報共有の迅速化に繋がる。また、社会体育施設数が多く、老朽化に伴う維持管理業務が重要になっているが、現地で活用出来る端末がないことも課題となっている。

このような状況を解消するため、タブレット端末を外部持ち出し用端末として活用する。

イメージ図：タブレット端末の導入による業務効率化



施策推進の担当：健康増進課

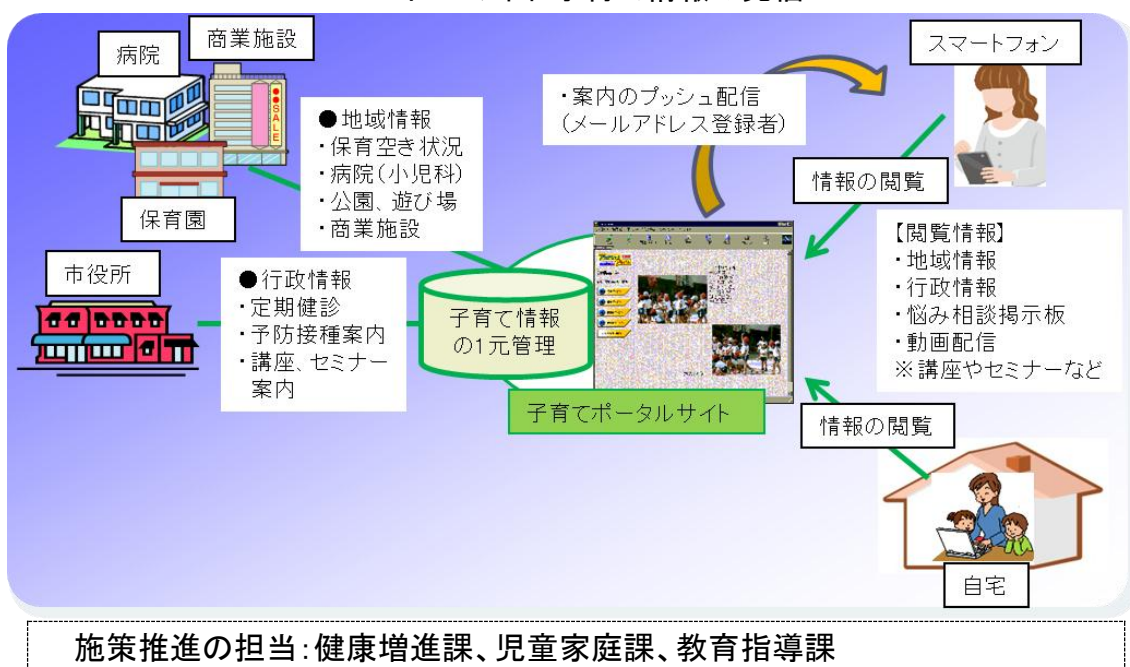
【子育て情報の発信】

少子化対策、若い世代の定住促進の一環として、子育て支援を充実させる。

子育てに関する情報を一元的に提供するポータルサイトを構築する。スマートフォンからでも閲覧しやすいようにして、子育て中の母親がいつも参考にできるようにする。子どもの年齢などを登録することによって、年齢や状況に応じた情報を個人にカスタマイズして提供する。特に、予防接種などの案内は登録された電子メールアドレスに送信するなど、プッシュ型の配信にも取り組む。

さらに、行政の情報に限らず、地域の子育て関連情報(保育園の空き情報、公園や遊び場所、病院、商業施設など)も一元的に提供できるようにする。

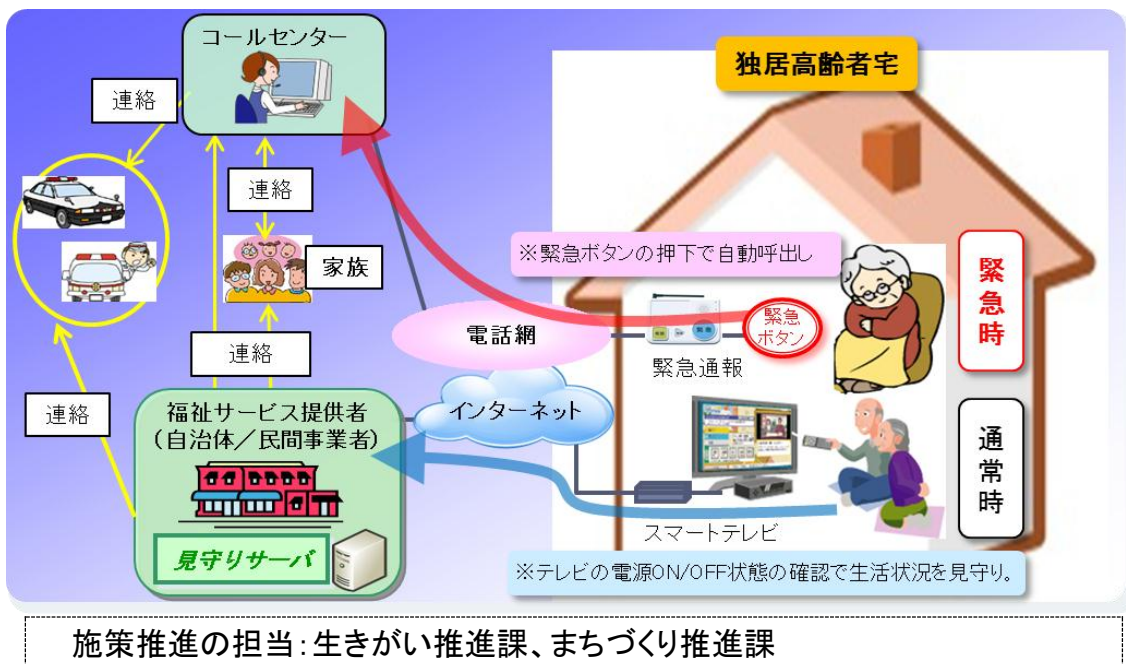
イメージ図：子育て情報の発信



【スマートテレビによる安否確認】

市においても一人暮らしの高齢者世帯の増加が想定されており、高齢者の方への福祉の充実を図るために高齢者の安否情報を把握できるシステムの導入を推進する。安否確認システムについては、スマートテレビの電源 ON/OFF 状態などの生活リズムにより、ゆるやかに安否を確認するシステムの導入を推進する。

イメージ図:スマートテレビによる安否確認



1-6 教育・文化

(1) これまでの主な取り組み

【教育】

教育現場での情報環境としては、教職員用のパソコンや生徒が使うパソコン(パソコン教室に設置)の整備は完了している。

図書館4館で図書管理システムを導入している。知念図書館には公衆無線LANも整備されている。

【文化】

市史編纂に関するデータベースを整備し、職員が閲覧できるようになっている。また、市の無形文化財をデジタル化(3D)しており、南城なびで公開している。

文化振興の計画として、平成24年度から平成30年度までの長期的な計画を策定している。また、平成26年度に「尚巴志活用マスタープラン」を策定している。

(2)課題

【教育】

校内LANの整備が不十分なため、電子黒板やタブレット端末の利活用に制限がある。学校における情報環境について、より充実させていく必要がある。また、タブレット端末については、将来的には幼稚園にも導入し、絵本を閲覧するようなことも考えられる。

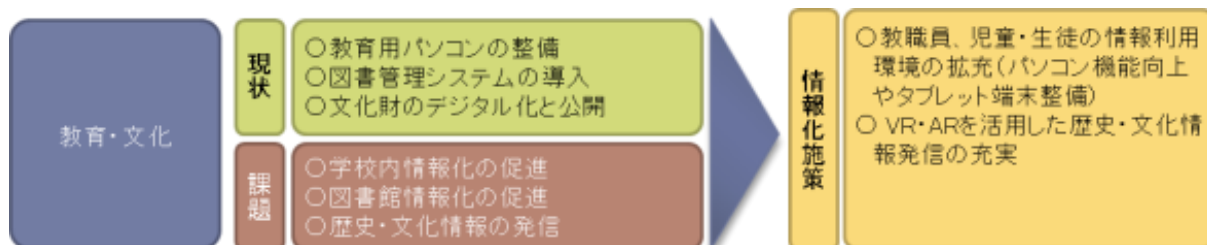
図書館で利用するパソコン台数が少なく、利用者の検索用パソコンも無いのが現状である。図書館についても、公衆無線LANの整備や利用者パソコンの設置を検討する。

【文化】

歴史や文化に関するデータや資料は整いつつあるが、情報発信や利活用が課題となっている。「尚巴志活用マスタープラン」の事業を推進するICT活用やVR・ARの活用も含めて、観光情報と組み合わせた文化情報発信について検討すべきである。

(3)取組む情報化施策

教育・文化に関する情報化施策としては、以下に取組む。



展開する情報化施策

情報化施策	概要
教職員、児童・生徒の情報利用環境の拡充	ICT に対応した教育を実施するため、校内 LAN や電子黒板などの環境を拡充する。
歴史・文化情報の発信	復元された文化財に関する情報を、観光情報とともに公開・発信する。VR・ARも活用する。

【教職員、児童・生徒の情報利用環境の拡充】

学力を集中的に向上させることが将来の沖縄振興を支える人材の育成の観点から重要である。そのためには、学習環境の充実・強化及び本市の地域特性を活かした体験学習を取り入れ、教育システムの創設と実践をとおり、さらなる知育・徳育・体育・キャリア教育の充実を図る必要がある。また、子どもたちが個性を活かし、自ら学び自ら考える「生きる力」を育成する教育とともに、国際化・情報化に対応した教育の推進が必要である。

このような状況に対応するため、学校への教育情報インフラを整備する。具体的には、各小中学校での無線 LAN 環境の整備や普通教室等へ電子黒板等の配備、そして、それを活用するタブレット端末機器等を導入する。ICT 教育に対応した環境整備を図ることで、児童・生徒の授業への興味・関心を引き出し、それにより学力の向上を図る。

なお、整備導入にあたっては、平成27年度に策定予定の「南城市学校教育 ICT 基本計画(仮称)」に沿って行う事とする。

イメージ図：教職員、児童・生徒の情報利用環境の拡充



【歴史・文化情報の発信】

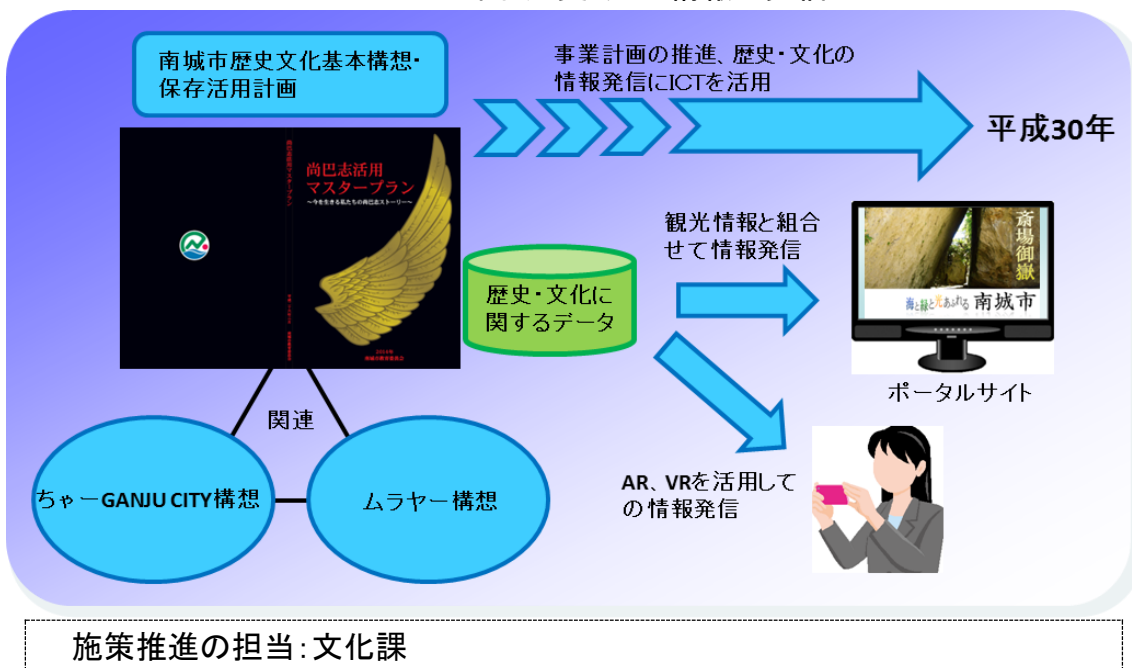
平成23年3月に策定された「南城市歴史文化基本構想・保存活用計画」を元に情報発信に取り組んできた。

この構想・計画を推し進める計画として「尚巴志活用マスタープラン」を策定し、平成30年度までの長期的な計画として平成26年度から事業実施している。その為、この計画を推進出来るような ICT の活用を検討していく。

また、「尚巴志活用マスタープラン」は「南城市ちゃーGANJU CITY 構想」・「ムラヤー構想」とも関連性が高い為、地域の住民と文化遺産との関係性が築けるような情報化の構築も考える必要がある。

歴史や文化に関するデータや資料は整いつつあり、情報発信の手段としては VR・AR 等の活用も含めて、観光情報と組み合わせての文化情報発信を検討していく。

イメージ図：歴史・文化情報の発信



1-7 行政(窓口サービス)

(1) これまでの主な取組み

証明書の自動交付機を庁舎・出張所に導入している。利用も多く、住民票の写しや印鑑登録証明書の半分は自動交付機で交付されている。

基幹システムの改修を本年度から行うため、各課の業務に関する影響を調査している。また、マイナンバーの利活用に向けた検討も開始している。

税収納については、コンビニ収納を導入している。また、市民サービスコールセンターを導入しており、税の収納(督促)連絡を行っている。

(2)課題

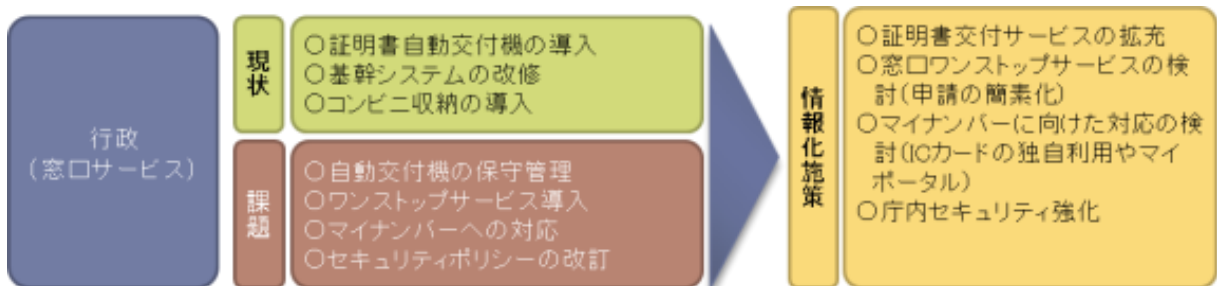
証明書自動交付機の故障が度々あり、保守が課題となっている。庁舎移転やコンビニ交付の状況を踏まえて、自動交付の仕組みについて検討していく。

市民課を起点として他課の申請を簡素化できる窓口のワンストップサービス導入を検討している。

マイナンバーの導入に向けて、情報セキュリティポリシーの見直しなど制度面での検討が必要になる。あわせて、職員研修を実施し、情報リテラシーを向上させていく必要がある。

(3)取組む情報化施策

行政(窓口サービス)に関する情報化施策としては、以下に取組む。



展開する情報化施策

情報化施策	概要
証明書交付サービスの拡充	証明書を庁舎に設置された自動交付機やコンビニで交付する。
ワンストップサービスの検討	複数の課の手続きを1か所の窓口で行うことのできるワンストップ型総合窓口を開設し市民サービスの向上を図る。
マイナンバーに向けた対応	マイナンバーに対応して、基幹システムの見直しや独自サービスの検討を行う。
庁内セキュリティ強化	マイナンバーの導入を踏まえて、セキュリティポリシーを更新するとともに、情報セキュリティについての意識向上を図るなど、庁内セキュリティ強化に取り組む。

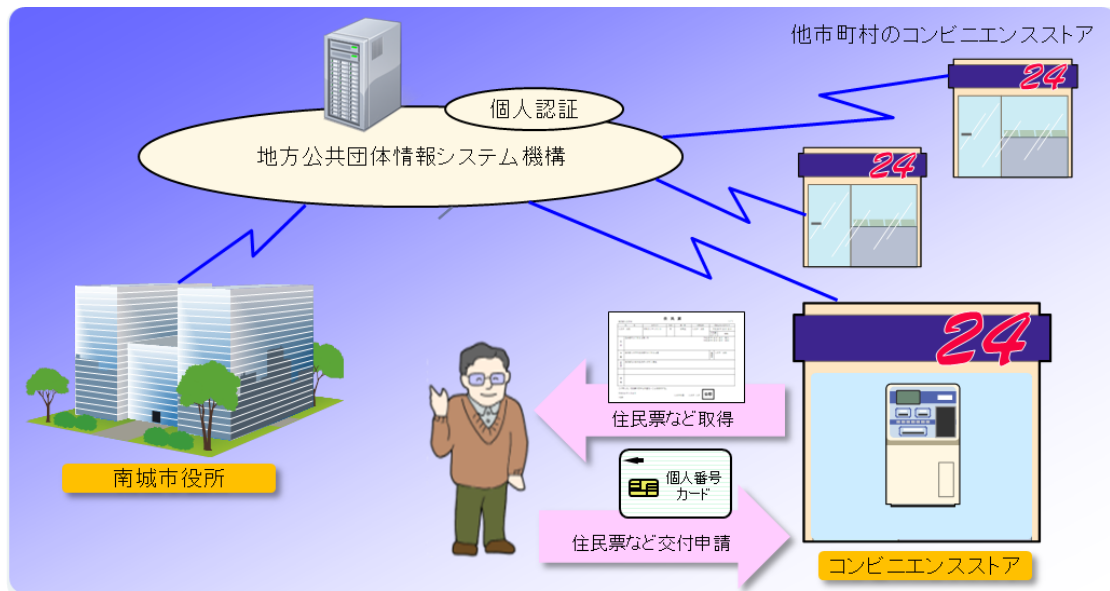
【証明書交付サービスの拡充】

証明書の自動交付機を庁舎・出張所に導入している。利用も多く、住民票の写しや印鑑登録証明書の半数は自動交付機で交付されている。しかし、証明書自動交付機の故障が多く、保守が課題となっている。また、新庁舎の完成後は現在の庁舎・出張所がなくなる可能性もあることから、証明書発行のあり方について検討する必要がある。

現在、近隣市町村ではコンビニエンスストアでの証明書交付サービスが導入されている。市民に身近なコンビニエンスストアで証明書の発行を受けられることには大きなメリットがある。

マイナンバーカードの交付を契機に、マイナンバーを利用したコンビニエンスストアでの証明書交付サービスを推進する。

イメージ図：証明書交付サービスの拡充



施策推進の担当：市民課、まちづくり推進課

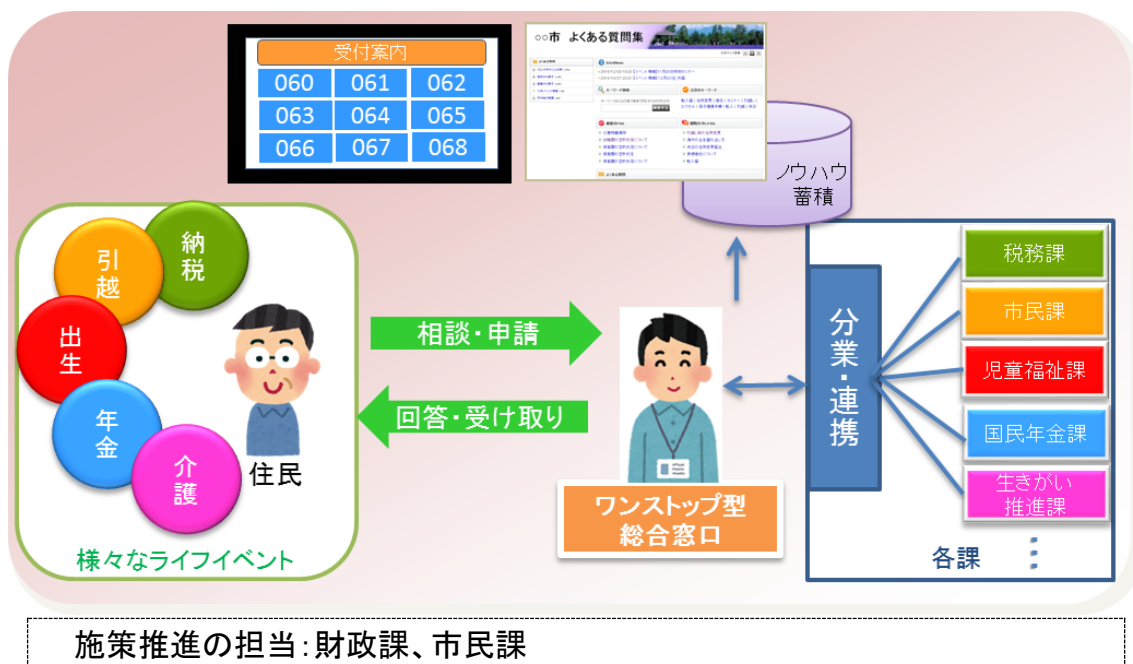
【窓口ワンストップサービスの検討】

これまで、転入や転出、転居、出生、婚姻などの手続きの際、市民課窓口での手続き後に複数の課の窓口で関連する手続きをする必要があったが、新庁舎においては、複数の課の手続きを1か所の窓口で行うことのできるワンストップ型総合窓口の開設を目指している。

ワンストップ型総合窓口の開設にあたっては、ワンストップサービスに必要なシステム連携を行い、市民が来庁目的を効率的に果たすことができる仕組みづくりを推進する。例えば、受付番号券等を発券し、音声案内や電光掲示板等において現在の処理状況が確認できるシステムなどが挙げられる。

あわせて、更なる市民サービス向上が実現するには、ワンストップ型総合窓口における取扱業務の知識やノウハウの向上が必要となる。そのために、市民サービスに関する問合せや回答のデータベースを作成しホームページより閲覧できるFAQシステムといった、業務知識やノウハウの蓄積を図ることが可能な仕組みづくりを推進していく。

イメージ図：窓口ワンストップサービスの検討



【マイナンバーに向けた対応】

基幹系システムのリプレイス(見直し)については、「自治体クラウドの活用」と「マイナンバー」への対応を検討する必要がある。

平成 28 年 1 月からの「社会保障・税番号制度」の導入によって、「国民の給付と負担の公平性や明確性の確保」、「国、地方自治体等が提供する国民サービスの向上による国民の利便性向上」、「国・地方自治体など、行政事務・組織の効率化・スリム化」などの効果が期待されている。

基幹系システムの見直しは段階的に進めていくが、平成 27 年度に実施される個人番号の付番・通知に関わるシステムの対応や、平成 28 年度に予定されている「情報提供ネットワークシステム」との連携テスト等のスケジュールを意識し、リプレイスの時期を検討していく。

○個人番号カードの活用

マイナンバー制度の導入により、IC チップを搭載した個人番号カードが希望者に交付される。このカードは公的な身分証明書として本人確認の手段として活用されるが、自治体が条例を制定することで独自利用も可能になる。たとえば、公共的に活用されている図書館カードや公共施設利用カード、健康保険証の一体化や、医療・介護分野における情報共有、さらには金融機関など民間での活用も想定されている。

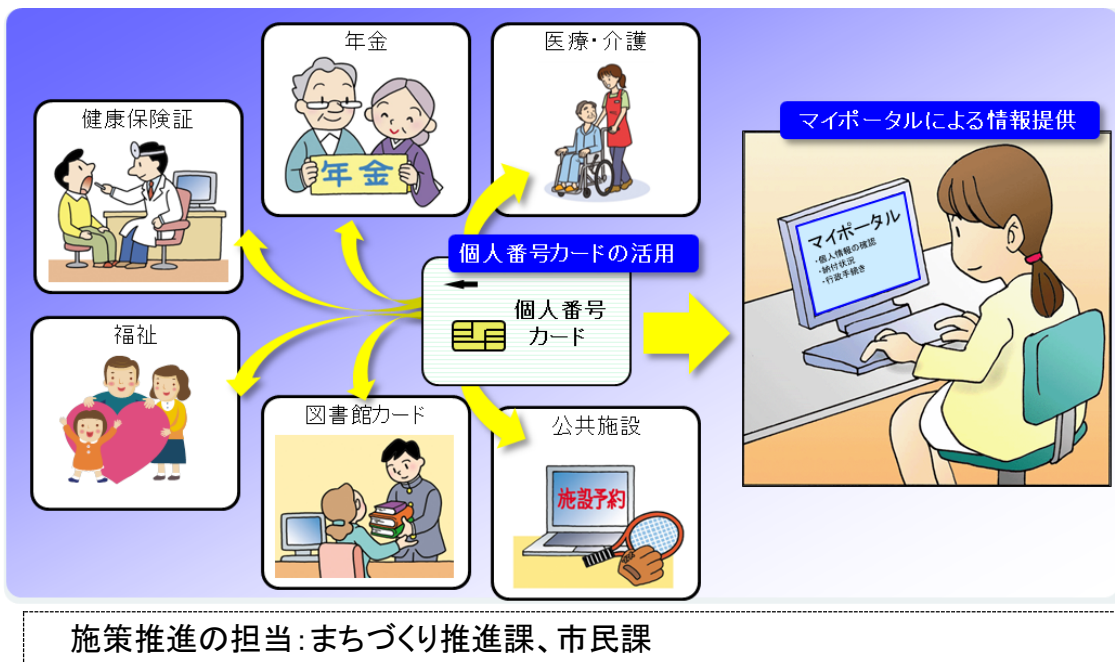
今後は、関係部署との協議を踏まえ、個人番号カードの活用方針を検討していく。

○マイポータルによる情報提供

平成 29 年 1 月を目途に、「マイポータル」と呼ばれる自己の特定個人情報及びその提供記録の確認を行うことができる個人用のウェブサイトが設置される予定である。

この機能によって、これまでは窓口で確認していた自己情報、たとえば医療保険の保険料や年金保険料、介護保険料の納付状況などが入手できるようになる。また、プッシュ配信機能によって、個人の属性や状況に応じた情報を提供することができるようになる。具体的には、子育てや介護のサービスに関する情報や、要件が複雑な給付の資格通知などを提供することが可能になる。

イメージ図:マイナンバーに向けた対応



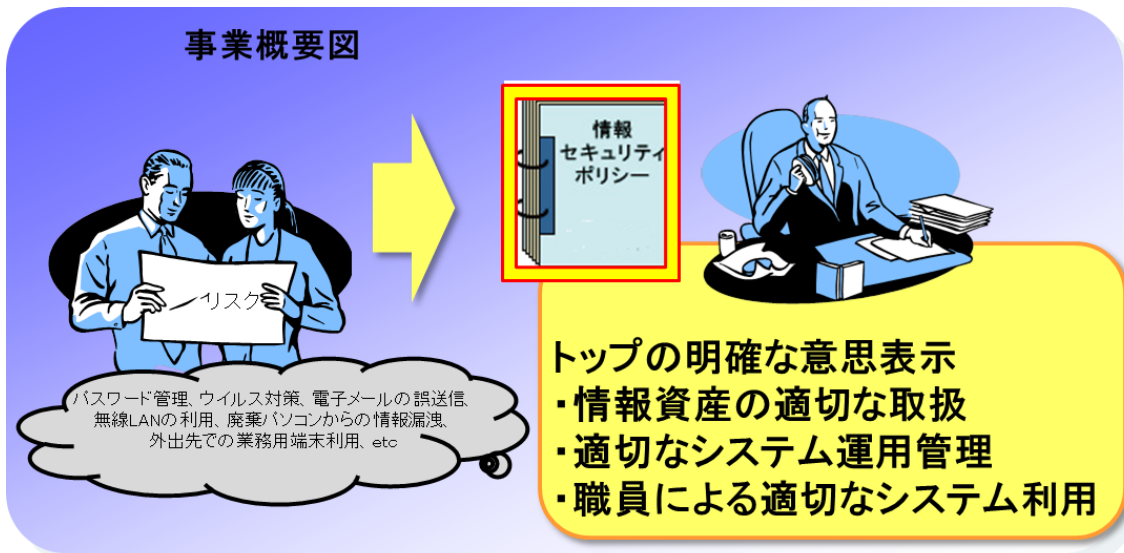
施策推進の担当:まちづくり推進課、市民課

【庁内セキュリティ強化】

本市が合併当初に作成した「南城市情報セキュリティポリシー」は、策定以後改定されていない。その一方で、電子自治体の実現に向けて情報システムやネットワークを介した行政サービスの提供が増加しており、個人情報に代表される保有情報のセキュリティ対策を講じる必要がある。

特に、平成28年から開始されるマイナンバー制度では個人情報保護の面からも大きな変化をもたらされることになるため、対応したセキュリティポリシーの改定及び職員教育を実施する。このような研修は、新規採用や新任課長・係長の研修時など定期的 to 実施することによって、情報セキュリティ対策の充実を図る。

イメージ図：庁内セキュリティ強化



施策推進の担当：まちづくり推進課

1-8 通信基盤の整備

(1) これまでの主な取り組み

平成 25 年度から市内全域(久高島除く)で光ブロードバンドサービスが利用可能となった。インターネットが利用できる家庭に「光ボックス+」を設置することでスマートテレビ化し、地域情報の閲覧や「FM なんじょう」の聴取などテレビで行うことも可能になっている。

また、公衆無線 LAN をがんじょう駅、緑の館・セーファ、市民ギャラリー、南部観光総合案内センターの 4 か所に設置しており、来訪者が無料でインターネットに接続できる環境を用意している。

放送系の通信基盤としてはコミュニティ FM である「FM なんじょう」を開局し、地域・行政情報の発信を行っている。

(2)課題

情報通信技術 (ICT) が発展しつづける昨今、インターネットがつながる環境があれば、拠点から離れた場所に事業所を置き、仕事を行う仕組みが普及しつつある。南城市でもその基盤が整備され、事業者を受け入れる環境が整った。

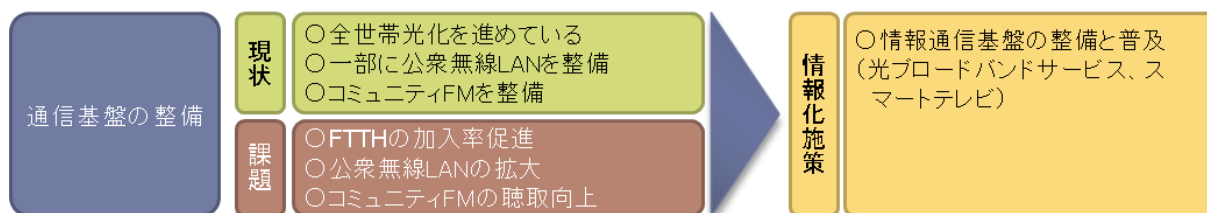
スマートテレビは情報化の恩恵を受けづらい高齢者でも扱えることでデジタルデバイドの解消につながるが、光回線への加入率向上が課題となっている。

公衆無線 LAN は設置か所が少ないため、観光地・行政施設などへの整備を進める必要がある。

コミュニティ FM は聴取エリアの拡大に取り組んでいるが、5%程度残る難聴地域への対策をインターネット放送などでの視聴を含めて検討しなくてはならない。引き続き、通信基盤の整備拡大を進めるとともに、市民への周知や広報を通じて聴取意識の向上にも取り組む。

(3)取り組む情報化施策

通信基盤の整備に関する情報化施策としては、以下に取り組む。



展開する情報化施策

情報化施策	概要
情報通信基盤の整備と普及	全世帯光化を促進し、スマートテレビの利活用を進める。あわせて、市民の利用促進を検討する。

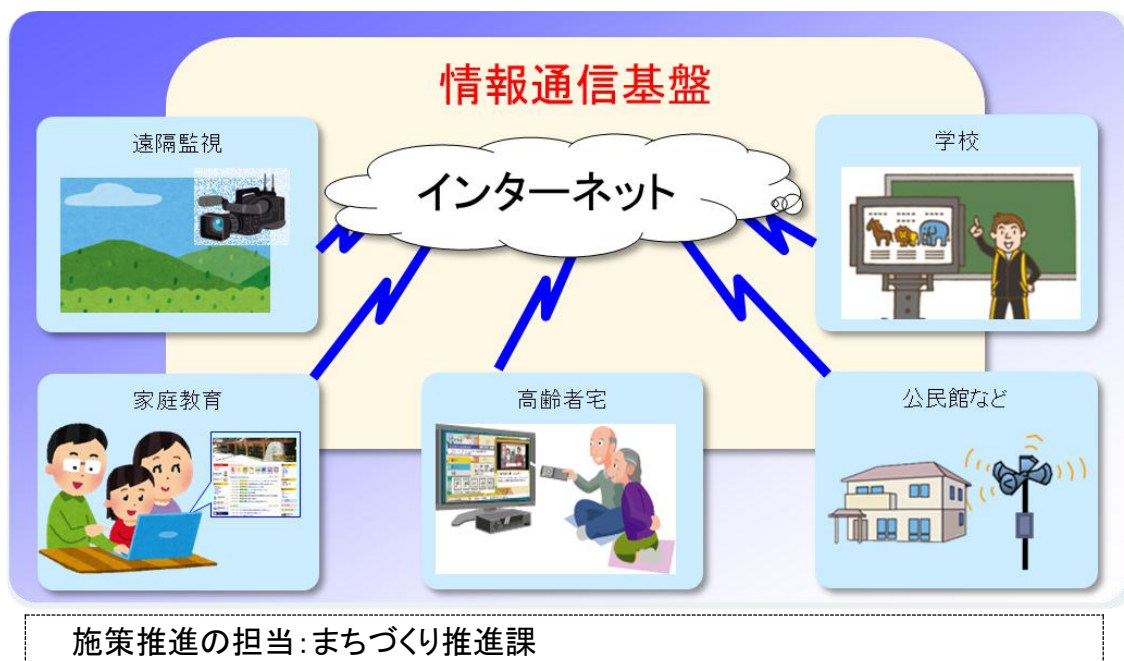
【情報通信基盤の整備と普及】

平成25年度に総務省の実証事業として実施した「ICT 超高齢社会づくり推進事業」の施策として、各家庭のテレビにセットトップボックスを接続することでスマートテレビ化し、「高齢者向け情報配信プラットフォーム」にアクセス可能な仕組みを構築した。この結果、インターネットの利用が難しい高齢者や、放送が聞こえにくい世帯にも防災などの情報を伝達することが可能になった。

この仕組みではパソコンなどの情報端末を使わず、多くの人が慣れ親しんでいるテレビを利用しているため、情報機器やインターネットをあまり使っていない市民に対しても情報を届けることが可能になる。また、現在提供している屋外スピーカーからの情報伝達では、風向きや窓の開閉状況によっては屋内で聞こえないという課題もあるが、インターネットを利用した受信装置を設置することによって解消することができる。マイナンバー導入の動きもあり、今後も行政からの情報発信は重要になるため、このような「誰でも利用できる端末」での情報発信を充実するよう、検討を進める。

この仕組みをより幅広く導入するためには、各世帯でのインターネットサービス加入が必要になる。より利便性を高める方策として、行政情報・防災情報の発信に加えて、独居高齢者の見守りや健康相談など、情報発信以外のサービスについてもスマートテレビによる実現を検討する。このような電子行政サービスの高度化と利便性向上によって、各世帯での光ブロードバンドサービス加入率の向上を目指していく。

イメージ図：情報通信基盤の整備と普及



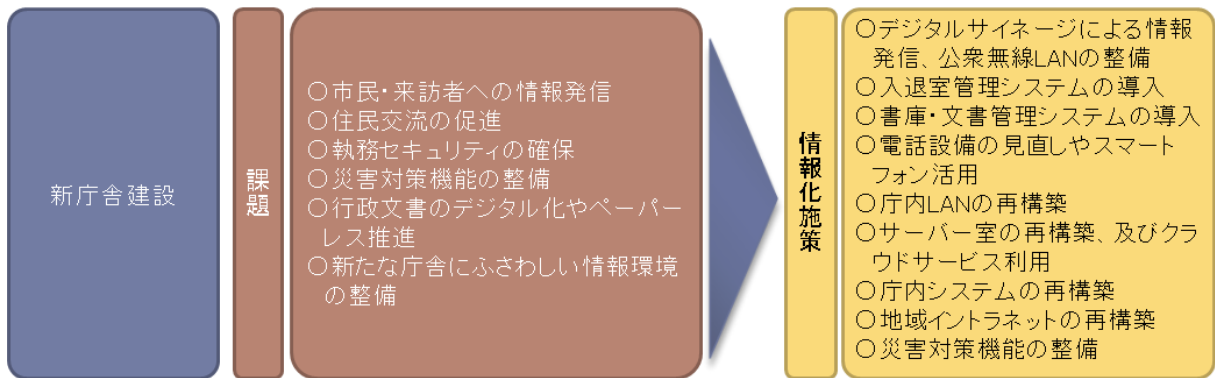
1-9 新庁舎への対応

(1) これまでの主な取り組み

本市では、市民サービスの向上、維持管理コストの削減、業務効率の改善を目的に新庁舎の建設を平成29年12月の完成を目途に取り組んでいる。

(2) 取り組む情報化施策

新庁舎建設に伴う情報化施策としては、以下に取り組む。



展開する情報化施策

情報化施策	概要
デジタルサイネージによる情報発信、公衆無線 LAN の整備	市民協働スペースに行政・地域情報を発信するデジタルサイネージを導入する。また、市民が自由に利用できる公衆無線 LAN 設備を整備する。
入退室管理システムの導入	執務室などへの入室を制限する入退室管理システムを導入する。
書庫・文書管理システムの導入	保管された行政文書の所在を管理する文書管理システムを導入する。
電話設備の見直しやスマートフォン活用	庁内電話設備の再構築や BYOD(私物デバイス活用)の検討
庁内 LAN の再構築	セキュリティが確保された可用性の高い庁内 LAN を再構築する。
サーバー室の再構築、及びクラウドサービス利用	セキュリティが確保されたサーバー室を再構築する。また、運用面や BCP 対策を考慮してクラウドサーバの利用を検討する。
庁内システムの再構築	新庁舎移転を契機に、庁内システムについても業務効率化やシステム間の連携の観点から再構築を行う。
地域イントラネットの再構築	地域イントラネットを廃止し、通信事業者の広帯域・低コストのVPNサービスなどによる再構築を行う。
災害対策機能の整備	防災情報システムや情報通信設備が完備された災害対策本部機能を整備する。

【デジタルサイネージによる情報発信、公衆無線 LAN の整備】

新庁舎では、市民が行政へ積極的に参画し協働でまちづくりを進めるための空間スペースとして、市民が気軽に活用できる多目的ルームの設置を検討している。

多目的ルームを利用する住民やボランティア、市民団体などの交流や情報発信を促すため、公衆無線 LAN を整備し市民が安全で使いやすい環境を整える。

また、市民の行政への参画を促進するため、市民協働スペースには、市民のくらしや健康、福祉、観光、まちづくりなど、市民生活全般に役立つ情報発信を行うデジタルサイネージを設置する。

イメージ図：デジタルサイネージによる情報発信、公衆無線 LAN の整備



【入退室管理システムの導入】

新庁舎においては、執務室や市民ホールなどが同居する複合施設の導入を検討している。その場合に、休日においても市民ホールなどは開放し、執務室への入室を制限するなどセキュリティを確保する必要がある。

執務室と開放する市民ホールの間に関仕切りなどを設けるなどレイアウト面で工夫するとともに、現在、パソコンで利用している静脈認証と同様に生体認証による入退室管理システムを導入する。

イメージ図：入退室管理システム



【書庫・文書管理システムの導入】

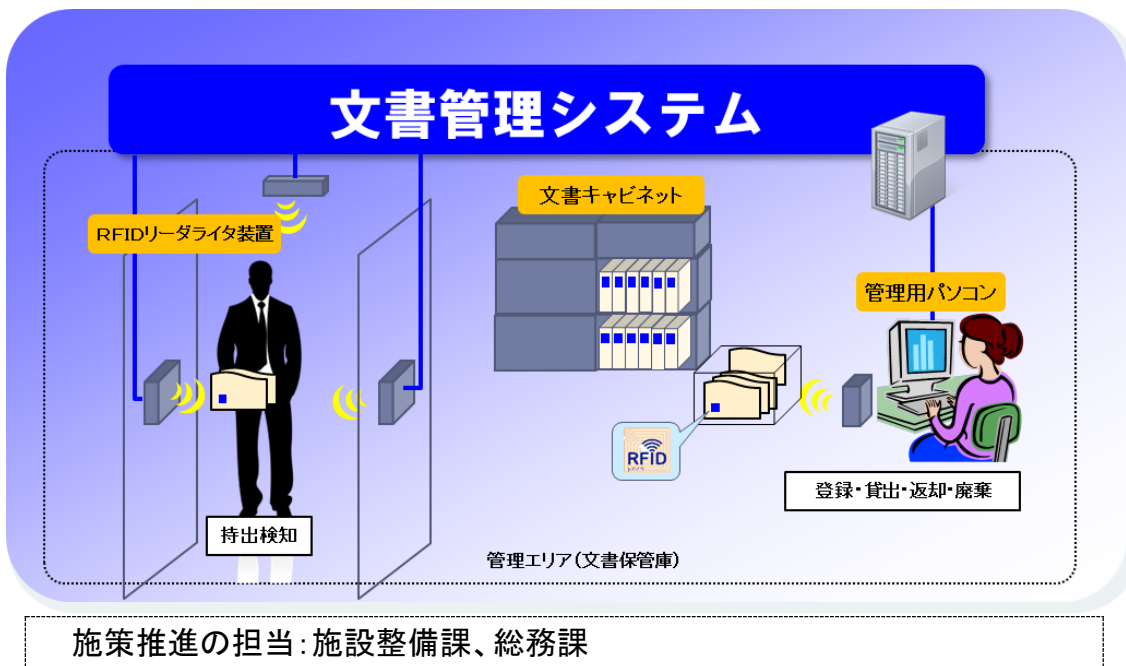
現在、行政文書については、玉城庁舎、大里庁舎及び旧知念庁舎などの書庫に分散して保存されているが、文書取扱規定に基づいた管理が徹底されておらず、必要な保存文書を探すのに時間がかかるなど支障をきたしている状況である。

また、書庫への立ち入りについても入退室などのセキュリティ管理が徹底されていない。

新庁舎への移転にあたり、保存年数を過ぎたものは廃棄し必要な文書のみを移転対象とする。また、保存する全ての文書について目録を作成し、さらに目録と保管状況を容易に照合可能な文書管理システムの導入を検討する。

また、書庫への入退室についても生体認証による入退室管理システムを導入しセキュリティの向上を図る。

イメージ図：書庫・文書管理システム

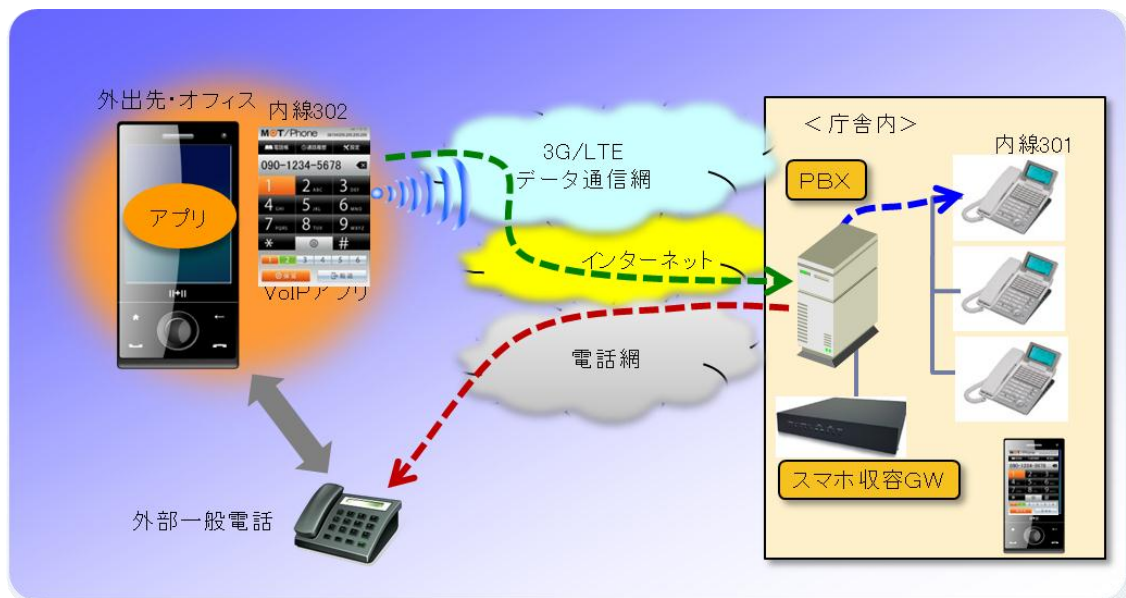


【電話設備の見直し、スマートフォンの活用】

本市では、地域イントラネットを利用したIP電話システムを構築し、庁舎間の通話に係るコスト削減を図っている。

新庁舎建設に伴い庁舎間ネットワークの再構築が必要となるため庁舎間の電話網についても再構築するとともに、庁内の電話についても停電や災害に強い電話設備を導入する。市開催のイベント時に現場職員は個人所有の携帯電話で対応しているのが実情であるため、イベント時の情報伝達をスムーズに行えるように、私有のスマートフォンを業務用の電話機としてしようするBYOD(私物デバイス活用)を推進する。あわせて、専用の機器を使わずに一般的なコンピュータでインターネット経由の電話を可能とするソフトフォンの導入も検討する。

イメージ図：電話設備の見直し、スマートフォンの活用



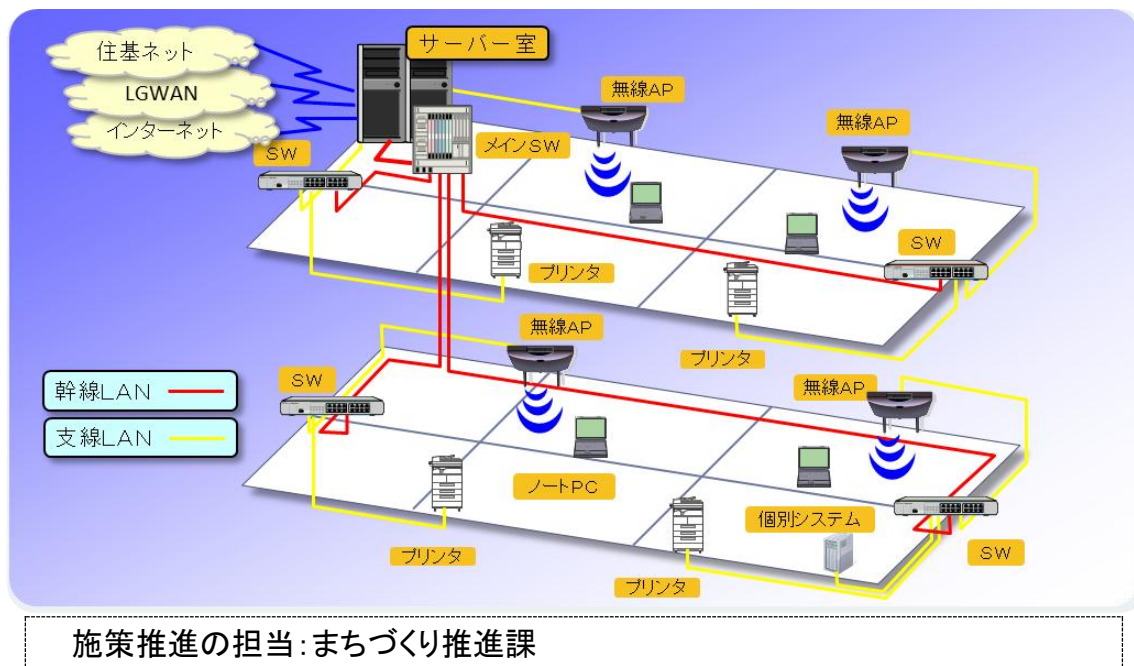
施策推進の担当：財政課

【庁内 LAN の再構築】

庁内のネットワークは、平成19年度から無線LANを導入し、LAN ケーブル敷設が不要となり職員異動による部内レイアウト変更の簡素化を実現した。また、一部の庁舎では公衆無線 LAN として市民向けに開放している。

新庁舎においても職員異動による部内レイアウト変更に対応できるように無線 LAN での利用を基本とするが、基幹系システムなど無線 LAN に適合しないシステムもあるので LAN ケーブル敷設が柔軟に対応できる OA フロアを導入する。また、庁舎移転では短期間での引越しが想定されるため、庁舎の建築工事を踏まえて事前にネットワーク環境を整備することとする。そのためには、庁舎の設計業者と配管設備について事前に協議する必要がある。加えて、現在庁内ネットワークや専用ネットワーク(住基ネット、LGWAN 等)を利用している業務システムについて担当部署と庁舎移転に向けての対応を協議・整理し、移転スケジュールの作成・実施を行う。

イメージ図：庁内 LAN の再構築



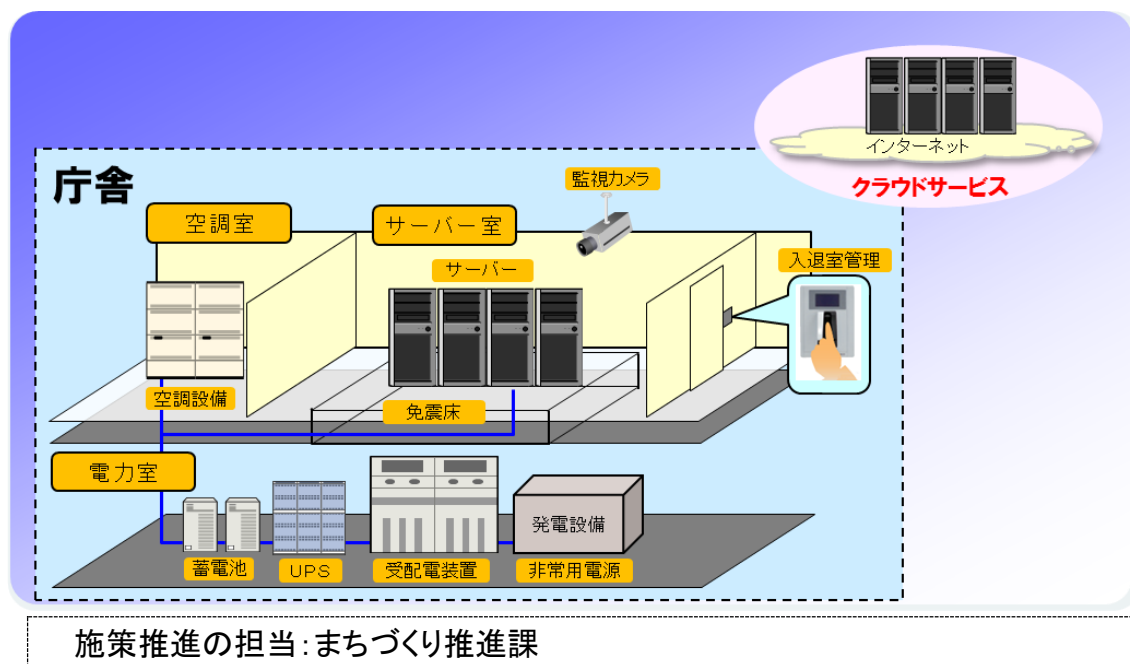
【サーバー室の再構築、及びクラウドサービス利用】

現在、サーバーは大里庁舎、玉城庁舎、旧佐敷庁舎に設置している。大里庁舎のサーバー室については入退管理システムや監視カメラシステムを導入してセキュリティを確保しているが、ラックの間隔が狭く未使用のサーバーを撤去できない問題を抱えている。また、停電に備えた構成になっていないサーバーもあり、運用面で職員に負担のかかる構成となっているサーバーもある。

庁内に設置するサーバーについても全てサーバー室で一元管理する事とし、地震や火災等からの災害対策、安定動作のための空調設備や停電対策、および入退室管理などのセキュリティ対策が十分整ったサーバー室を構築する。

あわせて、サーバーの新庁舎への移設にあたっては、ICT 部門における業務継続計画（BCP 計画）を策定し、サーバー環境の整った県クラウドサービス利用やバックアップでの活用を検討する。

イメージ図：サーバー室の再構築、及びクラウドサービス利用



【庁内システムの再構築】

新庁舎への移転にあわせて、庁内システムについても見直しを実施する。

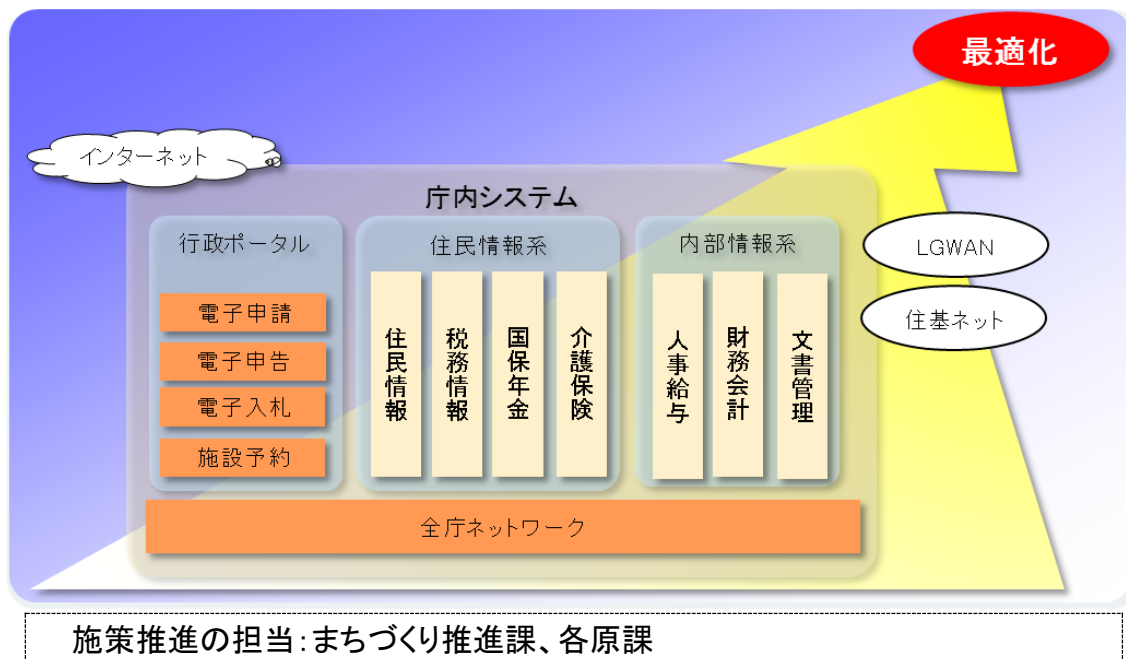
まず、既存のシステムを新庁舎に移転するか、新しいシステムとの入替を行うかを機器の耐用年数及びコスト比較を通して検証する必要がある。それ以外の見直しの視点としては、「業務の効率化」と「システム間連携」である。

業務の効率化については、システム化されることによって効率性やセキュリティの向上を図る。たとえば、入札管理システムや電子決裁システムについて検討する。

また、住基システムなど他のシステムと連携することによって、サービスの向上が図られるものについては、情報セキュリティに最大限配慮した上で検討・導入を行う。たとえば、住基データと農地台帳や上下水道システムの連携などは業務効率化の点からも有効と考えられる。

あわせて、各原課での適切なシステム導入を実現するためにIT調達ガイドラインの作成に取り組む。

イメージ図：庁内システムの再構築



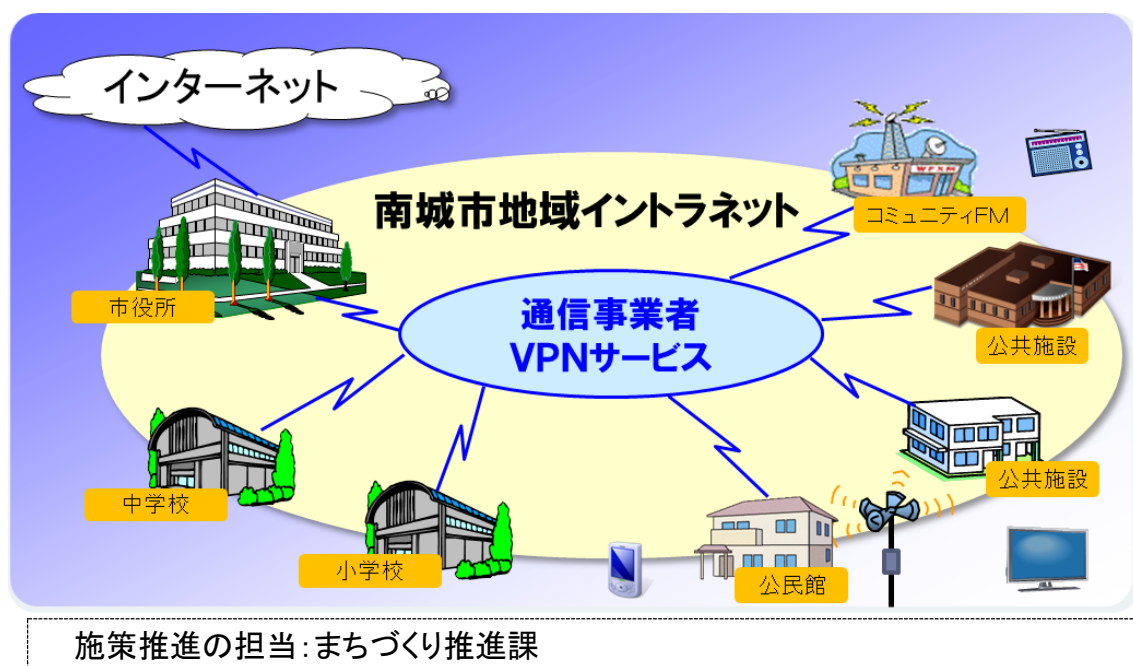
【新庁舎建設に伴う地域イントラネット再構築】

平成19年度に南城市地域イントラネットを整備し、各庁舎、公共施設及び自治会公民館を結ぶ専用ネットワークを構築し、行政事務の効率化、情報の共有、防災情報の配信を実現した。また、平成25年度に民間の通信事業者に財政支援を行うことで、本市全域（久高島除く）の光ブロードバンドサービス（民設民営方式）の整備を行った。これにより民間の通信事業者が提供する広帯域で低コストのVPNサービスの利用が可能となった。

地域イントラネットは市で運用を行っているため、維持管理費やケーブル切断等の障害時の職員の対応など負担が大きいのが現状である。また、新庁舎建設完了の時期に地域イントラネットの耐用年数を迎えることから、民間の通信サービスの利用を視野に入れてネットワークの再構築を図る。

あわせて、地域イントラネットの一部を民間事業者に貸与（IRU 契約）することで提供している久高島のインターネットサービスについても検討する。

イメージ図：新庁舎建設に伴う地域イントラネット再構築

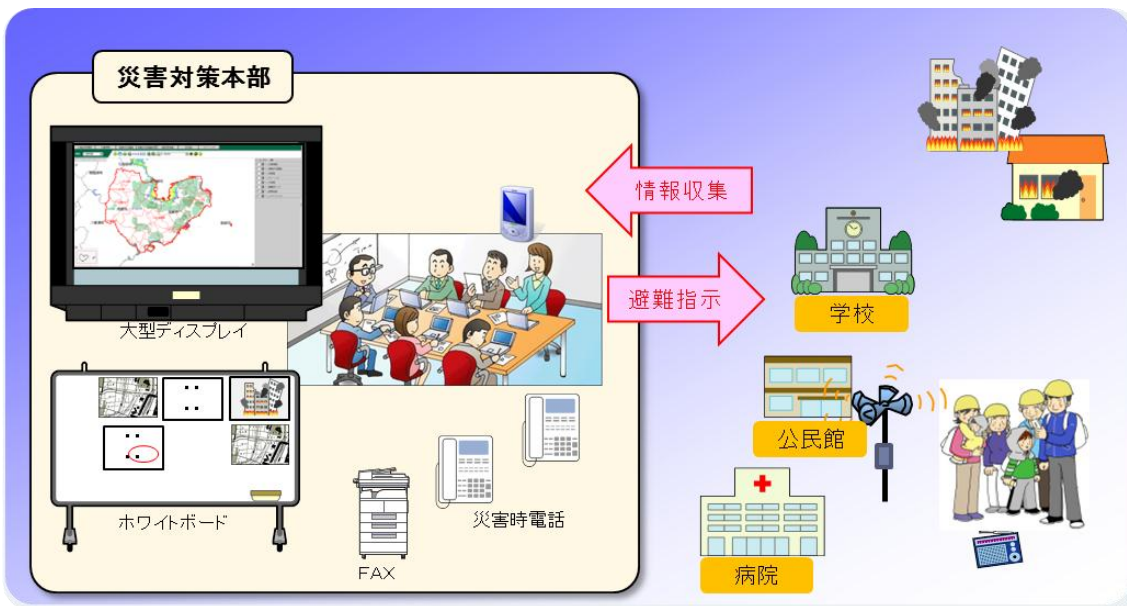


【災害対策機能の整備】

災害発生時には庁舎内に災害対策本部が設置され被害状況の情報収集、及び各拠点への避難指示などがあり、確実に迅速な情報伝達が必須となる。

防災情報システムや情報通信設備が完備された災害対策本部機能の整備に取り組む。

イメージ図：災害対策機能の整備



施策推進の担当：総務課、施設整備課

第5章 情報化推進に向けて

1. 情報化推進に向けて

1-1 情報化のスケジュール

各情報化施策の導入スケジュールを以下に示す。

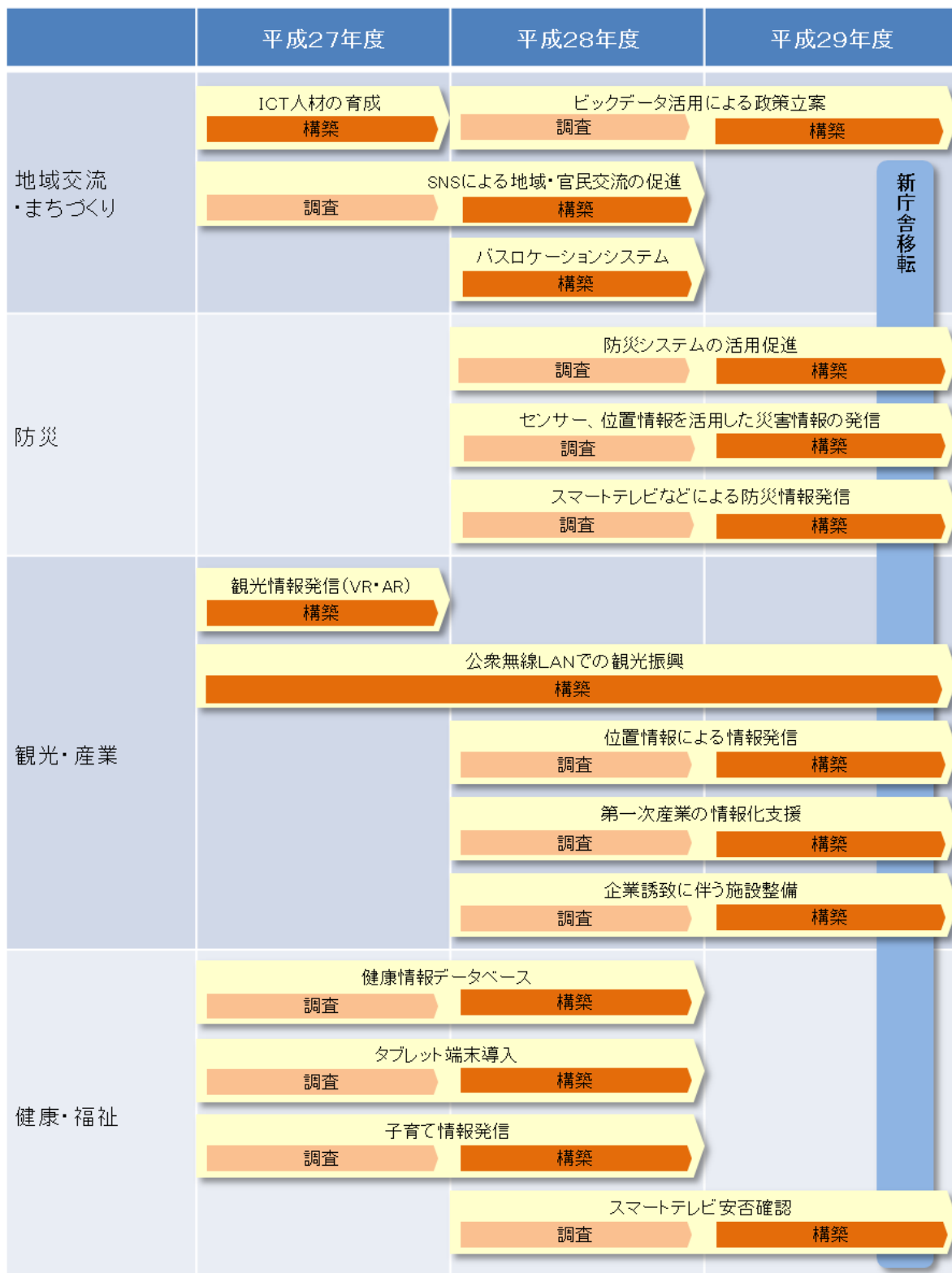
情報化のスケジュール

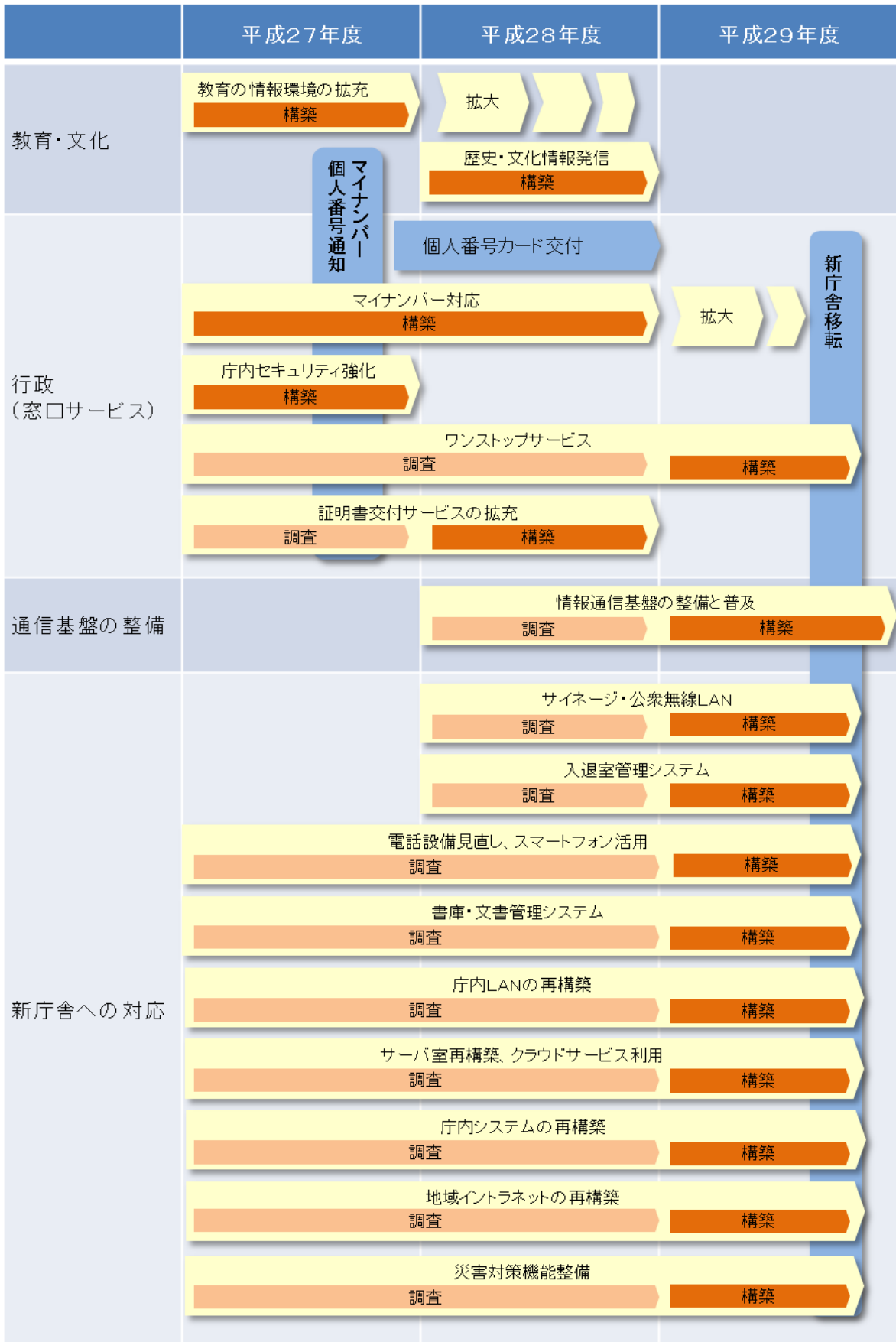
カテゴリー	情報化施策	構築目標時期			関連 頁
		H27	H28	H29	
地域交流 まちづくり	SNSによる地域・官民交流の促進		○		44
	ICT人材の育成	○			45
	バスロケーションシステムなどデマンドバスの利便性向上		○		46
	ビッグデータ活用による政策立案			○	47
防災	防災システムの活用促進			○	49
	センサーや防災カメラを活用した災害情報の収集			○	51
	スマートテレビなどによる防災情報発信			○	52
観光・産業	VR・ARを活用した観光情報発信	○			54
	公衆無線 LAN を利用した観光振興	○			56
	位置情報による情報発信			○	57
	第一次産業の情報化支援			○	58
	企業誘致に伴う施設整備			○	59
健康・福祉	健康情報のデータベース化と活用		○		61
	タブレット端末の導入による業務効率化		○		62
	子育て情報の発信		○		63
	スマートテレビによる安否確認			○	64
教育・文化	教職員、児童・生徒の情報利用環境の拡充	○			67
	歴史・文化情報の発信		○		68
行政 (窓口サービス)	証明書交付サービスの拡充		○		70
	窓口ワンストップサービスの検討			○	71
	マイナンバーに向けた対応	○			72
	庁内セキュリティ強化	○			74
通信基盤の整備	情報通信基盤の整備と普及			○	76
新庁舎への対応	デジタルサイネージによる情報発信、公衆無線 LAN の整備			○	78
	入退室管理システムの導入			○	79
	書庫・文書管理システムの導入			○	80
	電話設備の見直し、スマートフォンの活用			○	81
	庁内 LAN の再構築			○	82
	サーバー室再構築、及びクラウドサービス利用			○	83
	庁内システムの再構築			○	84
	新庁舎建設に伴う地域イントラネットの再構築			○	85
災害対策機能の整備			○	86	

情報化施策には、マイナンバーや新庁舎建設に関連した施策があり、それらを考慮したスケジュールが必要となる。

以下に情報化施策のスケジュールを示す。

情報化施策のスケジュール

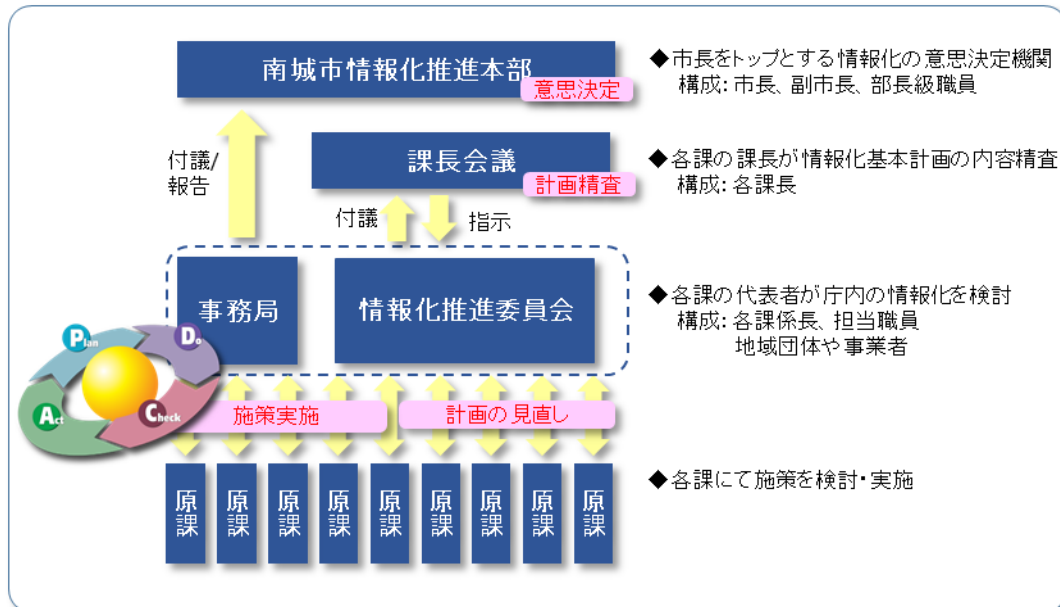




1-2 情報化の推進体制

本計画に示された情報化施策は、次の体制で推進する。

情報化の推進体制



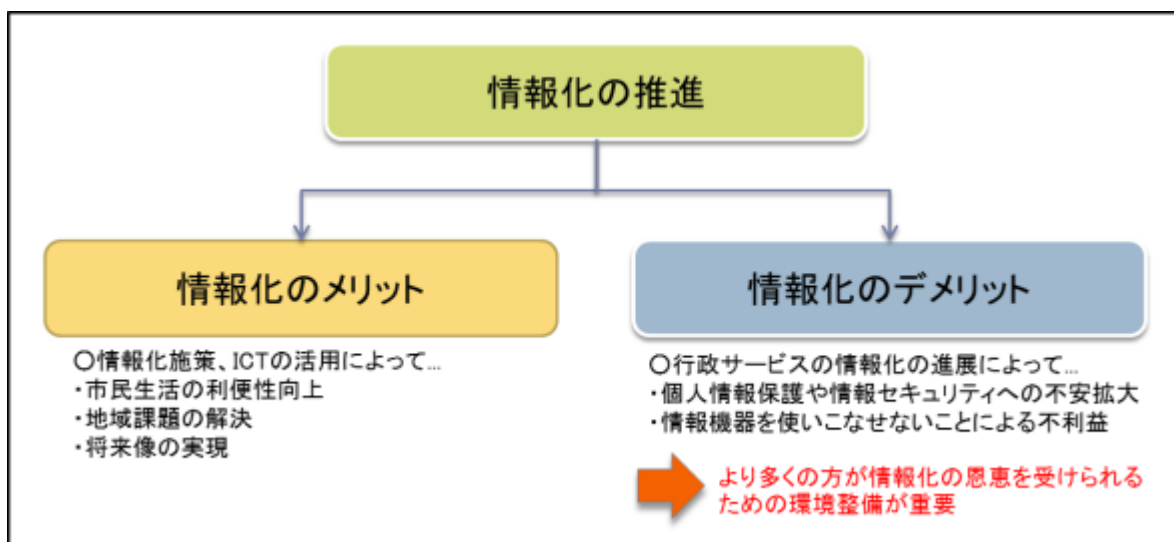
本市の情報化推進の具体的な検討については、各課の代表者から構成される「情報化推進委員会」が行う。主に庁内の情報化や業務効率化のためのシステム導入の検討を行い、その結果は課長会議で精査され、市長・副市長・部長級職員で構成される「南城市情報化推進本部」が最終的な意思決定を行う。

本情報化基本計画については、年度毎に進捗を確認し必要により見直しを行う。その場合においても、課長会議で精査され南城市情報化推進本部で意思決定を行う。

1-3 情報化推進の留意事項

これまでに整理してきた様々な情報化施策の導入や、行政内情報システムの整備は、市民生活の利便性向上や本市が抱える地域課題の解決、将来像の実現などに大きな役割を果たす。その反面、情報化の進展はデメリットをもたらす可能性もある。個人情報の漏えいや情報システムに対する他者からの攻撃といった不安や危険に加えて、情報機器を使いこなせない、あるいは保有できない方々にとってはサービス低下になるという指摘もある。

今後、本市が情報化を進めていくに当たっては、このようなデメリットを極力排除し、誰もが情報化の恩恵を受けられるよう留意する。



1-4 具体的な対策

具体的には、以下のような対策に取り組むこととする。

【情報リテラシーの醸成】

「情報を有効に安全に使いこなす能力」を情報リテラシーと称する。どのように ICT を活用したら行政サービスの充実や効率化が可能か、危険を防ぐにはどのようにしたら良いのか、といった知識やスキルを行政職員は身に付けるようにする。

また、職員だけではなく、市民に対しても研修や講演会のような情報リテラシー教育を実施する機会を拡充し、誰もが安全に、安心して ICT 機器やサービスを利用できるようにしていく。

【デジタルデバイド対策】

パソコンやインターネットを使えるかどうかによって生じる格差のことを、デジタルデバイドと呼ぶ。近年では超高速インターネットの普及が進んだことや、パソコンではなくスマートフォンからでも様々な情報やサービスが利用できるようになったことから、デジタルデバイドは小さくなっていると考えられる。

しかし、ICT 機器を保有していない、使いこなせない方がゼロにはならないため、「誰にでも使いこなせる機器(ラジオやテレビなども含む)による情報提供・サービスの実現」や「公共施設への ICT 端末設置」などの対策を検討する。

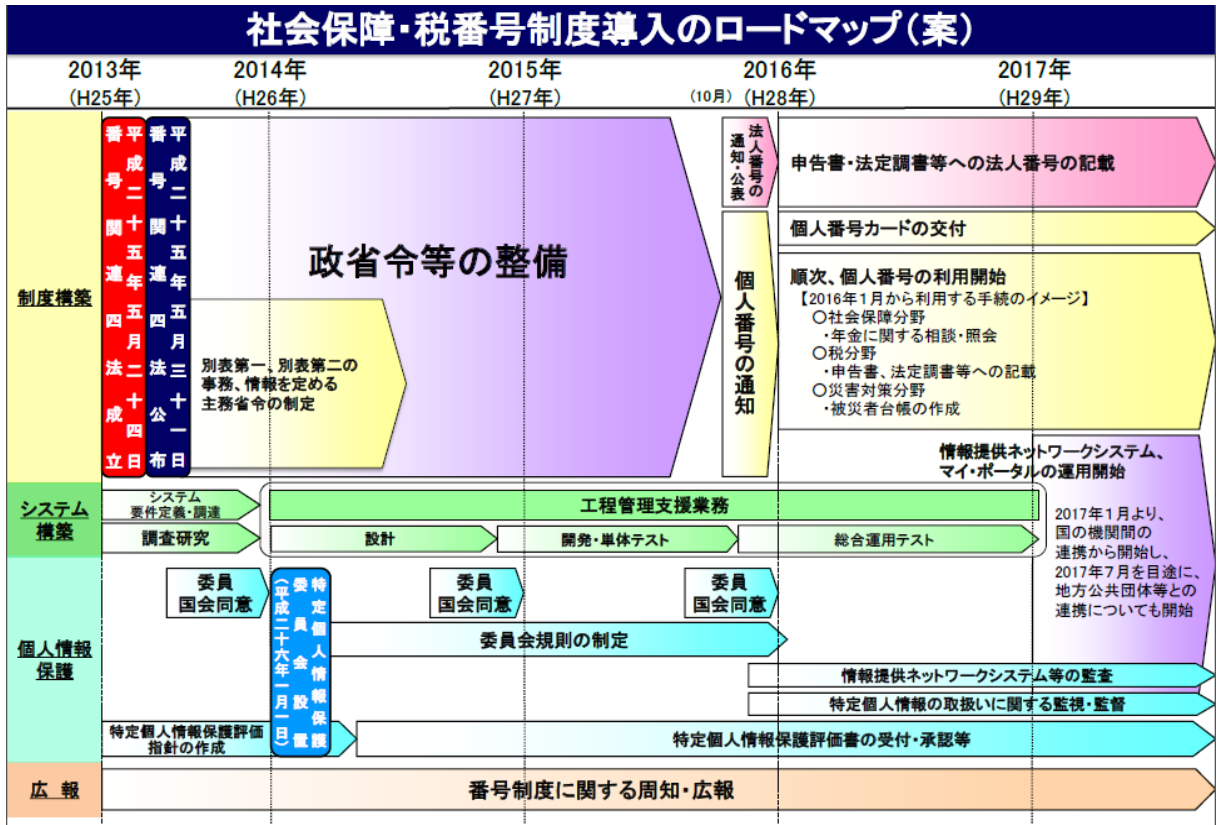
【計画の適宜見直し】

本情報化基本計画は、現時点での情報化ニーズや ICT 技術を前提に立案されている。しかし、今後も地域課題や将来像の変化や国の情報化施策の転換、ICT 技術や利用環境の革新が生じてくることが予想される。情報化基本計画もこのような動きに対応し、適宜その内容を見直すことが必要になる。

1-5 マイナンバーへの対応

今後の情報化推進にあたっては、マイナンバーへの対応に留意する必要がある。以下にマイナンバー制度のスケジュールを示す。

マイナンバーに向けたロードマップ



資料出所: 内閣府

マイナンバー制度の導入に向けて、市町村も対応が求められている。番号法に基づく制度面での見直しや、サーバーやネットワークなどの技術的な対応に加えて、マイナンバーを進めていくための体制整備も必要である。

国が示す「地方公共団体に求められる取組」は次の通りである。

マイナンバー制度に向けて必要となる取組

項目	取組
制度的措置	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第31条に基づく条例の見直しを検討する必要がある(目的外利用、提供、開示・訂正・利用停止、利用停止) ・一部地域の独自性に基づく条例の規定が定められており、番号法の規定と整合性が取れない場合は条例の見直しを検討する必要がある ・個人番号の利活用のために条例の見直しを検討することが考えられる(庁内における特定個人情報の利用、同一地方公共団体の他機関への特定個人情報の提供、個人番号カードの独自利用)
技術的措置	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上での個人情報と特定個人情報の区分を行うために、個人番号利用事務実施者でない者が個人番号を参照できないようにアクセス制御を行う必要がある ・中間サーバー等による情報照会や情報提供を行う際に、「既存業務システムを経由する場合」「中間サーバーを直接操作する場合」において端末や職員、既存業務システムの特定のための認証とアクセス制御を行う必要がある
体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルを保有しようとするとき及び当該ファイルに重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を実施する必要がある ・番号制度に対応するための実施体制を確保する必要がある ・その他緊急時対応や職員研修、セキュリティ監査の対応の検討が必要となる

資料出所:内閣府

● 用語集

あ行	アウトソーシング	企業が業務の一部を別の企業などに委託すること。外注、外製、外部委託、業務委託、社外調達などもほぼ同義語。
	アーキテクチャ	情報システムの設計方法、設計思想、およびその設計思想に基づいて構築されたシステムの構造などを指す。
	オンデマンド	利用者の要求に応じてサービスを提供する方式。
	オンライン	コンピュータネットワークにおいては、コンピュータが当該ネットワークに接続されており、ネットワークを通じてサービスを受けられる状態をいう。
か行	クラウド (cloud computing: クラウドコンピューティング)	従来は手元のコンピュータで管理・利用していたようなソフトウェアやデータなどを、インターネットなどのネットワークを通じてサービスの形で必要に応じて利用する方式。(第二次抜粋)
	クロスメディア事業	ある情報について、文字や音、あるいは手紙や電子文書などの、様々な表現媒体(メディア)を用いて表現することである。
	コンテンツ	内容、中身という意味の英単語。メディアが記録・伝送し、人間が観賞するひとまとまりの情報、すなわち、映像や画像、音楽、文章、あるいはそれらの組み合わせを意味することが多い。
さ行	準天頂衛星	GPS(Global Positioning System: 全地球測位システム)と組み合わせ、主に日本地域向けに利用可能とする地域航法衛星システムを言う。宇宙航空研究開発機構(JAXA)が準天頂衛星システムを用いてシステム構築を目指している。2010年9月11日に技術実証のための準天頂衛星初号みちびき(QZS-1)が打ち上げられた。
	情報リテラシー	情報を使いこなす能力のこと。体験やメディアを通じて得られる大量の情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して組み合わせたり加工したりして、意思決定したり結果を表現したりするための基礎的な知識や技能の集合のこと。(第二次抜粋)
	スマートテレビ	従来のテレビにパソコンやインターネットの機能を加え、さらにそれを発展させたもの。
	スマートフォン	携帯電話機の一形態を指す用語である。スマートフォンとは、iPhone(아이폰)やアンドロイド端末のようにタッチパッドで操作できるパソコンに近い作りの次世代携帯電話のことである。
	スマートメーター	通信機能を備えた電力メーターで、電力会社と需要者の間をつないで電力使用量などのデータをやり取りする装置。
	セキュリティポリシー	企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のことである。
	セットトップボックス	ケーブルテレビ放送や衛星放送、地上波テレビ放送(デジタル放送、アナログ放送)、IP放送(ブロードバンドVODなど)などの放送信号を受信して、一般のテレビで視聴可能な信号に変換する装置。
た行	タブレット端末	液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、指で操作する携帯情報端末の総称である。iPadなどが該当する。(第2次抜粋)
	デジタルサイネージ	表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や情報を表示する広告媒体である。
	デジタルデバイド(情報格差)	都市部と地方間における放送・通信の情報量やサービスの可否に差があること。また、情報技術(IT)を使いこなせる者と使いこなせない者の間に格差が生じていることを指す。
	データベース	複数の主体で共有、利用したり、用途に応じて加工や再利用がしやすいように、一定の形式で作成、管理されたデータの集合のこと。
	デバイス	比較的単純な特定の機能・用途のある電子部品・機器という意味と、コンピュータ内部の装置や周辺機器という意味があり、コンピュータそのものがデバイスの集合体である。

	統合型地理情報システム(GIS: Geographic Information Systems)	デジタル化された地図(地形)データと、統計データや位置の持つ属性情報など位置に関連したデータを、統合的に扱う情報システム。(第二次抜粋)
	ドロップシッピング	インターネットを利用したビジネス形態。ネットショップ運営手法のひとつであり、商品の発送(もしくは発送+請求)を、商品の卸元や製造元(ベンダー)に委託し、ネットショップ自らが在庫を持たない販売手法。運営側は、商品を発送する手間と、在庫を持つリスクを回避することができる。
は行	パーソナルデータ	・個人情報に限らず、位置情報や購買履歴など個人の行動・状態等に関する情報に代表される、個人識別性のない情報を指す。
	ビッグデータ	市販されているデータベース管理ツールや従来のデータ処理アプリケーションで処理することが困難なほど巨大で複雑なデータ集合の集積物を表す用語である。
	ファイルサーバ	ネットワーク上で、ファイルを共有するために設置されるサーバのこと。
	プッシュ型配信	情報がサーバー側から利用者の端末に自動的に配信される方式。
	プラットフォーム	コンピュータにおいて、主に、オペレーティングシステム(OS)やハードウェアといった基礎部分を指す。
	文書管理システム	電子文書や紙の文書をデジタル化したものを格納・管理するコンピュータ上のシステムである。
	ベンダー	製品のメーカー、または販売会社のこと。
	ポータルサイト	インターネットにアクセスするとき、玄関口となるウェブサイト。主に検索エンジンやリンク集などを中心として、様々なサービスを提供することにより、利用者の増加を図る。
ま行	マイポータル	国民一人一人に固有の番号を割り振るマイナンバー制度で、インターネット上に個人用のホームページを設置し、自分の個人情報の内容やアクセスログを確認できる制度。
	モバイル化	携帯可能な小型のコンピューター(スマートフォンや携帯電話)などを利用すること。
や行	ユビキタスネットワーク	生活や社会の至る所にコンピューターが存在し、コンピューター同士が自律的に連携して動作することにより、人間の生活を強力にバックアップする情報環境のこと。(第二次抜粋)
ら行	ログデータ	コンピューターや通信機器が一定の処理を実行したこと(または実行できなかったこと)を記録したデータを指す。
	ローミング	契約している通信事業者のサービスを、利用契約していないほかの通信事業者の設備を使って受けられるようにすること。

アルファベット	ADSL (Asymmetric Digital Subscriber Line: 非対称デジタル加入者線)	DSL の 1 つであり、ツイストペアケーブル通信線路(一般のアナログ電話回線)を使用する上り(アップリンク)と下り(ダウンリンク)の速度が非対称(Asymmetric)な高速デジタル有線通信技術、ならびに電気通信役務のことである。
	AP(アクセスポイント)	ノートパソコン・スマートフォンなどの無線 LAN クライアント(無線端末)を、相互に接続したり、他のネットワーク(有線 LAN 等)に接続する無線機の一つ。
	API(Application Programming Interface)	あるコンピュータプログラム(ソフトウェア)の機能や管理するデータなどを、外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順やデータ形式などを定めた規約のこと。
	AR(Augmented Reality)	現実の環境から視覚や聴覚、触覚などの知覚に与えられる情報を、コンピュータによる処理で追加あるいは削減、変化させる技術。
	BCP (Business Continuity Plan: 業務継続計画)	大災害や大事故、疫病の流行、犯罪被害、社会的混乱など、通常業務の遂行が困難になる事態が発生した際に、事業継続や復旧を速やかに遂行するために策定される計画。
	CALS/EC (Continuous Acquisition and Life-cycle Support / Electronic Commerce: 公共事業支援統合情報システム)	従来は紙で交換されていた情報を電子化するとともに、ネットワークを活用して各業務プロセスをまたぐ情報の共有・有効活用を図ることにより公共事業の生産性向上やコスト縮減等を実現するための取り組み。
	CATV (Cable television)	ケーブルを用いて行う有線放送のうち、有線ラジオ放送以外のものである。広義には、これを中心としてインターネット接続や電話(固定電話)なども含む複合的なサービスを指す。
	eラーニングシステム	パソコンやコンピュータネットワークなどを利用して教育を行うこと。教室で学習を行う場合と比べて、遠隔地にも教育を提供できる点や、コンピュータならではの教材が利用できる点などが特徴。
	FTTH(Fiber To The Home)	光ファイバーによる家庭向けのデータ通信サービス。元は、一般家庭に光ファイバーを引き、電話、インターネット、テレビなどのサービスを統合して提供する構想の名称だったが、転じて、そのための通信サービスの総称として用いられるようになった。(IT 用語辞典)
	G 空間	位置情報とそれにひもづけられたデータからなる情報のことである。
	GPS(Global Positioning System: 全地球測位システム)	人工衛星を利用して自分が地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステムである。
	ICT (Information and Communication Technology)	情報(Information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉として IT (Information technology: 情報技術)の方が普及しているが、国際的には ICT の方が通りがよい。総務省の「IT 政策大綱」が 2004 年から「ICT 政策大綱」に名称を変更するなど、日本でも定着しつつある。(第 2 次抜粋)
	IoT (Internet of Things)	コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

IP 告知システム	「電話」や「音声放送」をブロードバンド環境に効率よく収容することで利活用を促進することが考えられるシステム。
IP 電話	インターネットで利用されるパケット通信プロトコルの IP(Internet Protocol)を利用して提供される電話サービス。
IT (Information technology: 情報技術)	情報処理特にコンピュータなどの基礎あるいは応用技術の総称。通信 (communication) を含める場合は ICT という。
IT ガバナンス	組織体・共同体がITを導入・活用するにあたり、目的と戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、理想とするIT活用を実現するメカニズムをその組織の中に確立すること。
Jアラート(全国瞬時警報システム)	通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムである。
Lアラート(災害情報共有システム)	災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶシステムである。
【M2M (Machine to Machine)	機械と機械が通信ネットワークを介して互いに情報をやり取りすることにより、自律的に高度な制御や動作を行うこと。
OAフロア	床の上にネットワーク配線などのための一定の高さの空間をとり、その上の別の床を設け二重化したものである。
POS (Point of Sales) データ	「販売時点」と訳される。レジで販売(支払い)がなされる時のデータという意味であり、一般的に、「売上データ」とも呼ばれている。
RDF (Resource Description Framework)	ウェブ上で資源に関する情報を表わすための言語である。
RFID (Radio Frequency Identification) タグ	電波(電磁波)を用いて、RF タグのデータを非接触で読み書きするもの。
RSS (RDF Site Summary)	ウェブサイトの更新情報を簡単にまとめ、配信するための幾つかの文書フォーマットの総称である。
SNS (ソーシャルネットワーキングシステム)	人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。
SIM (Subscriber Identity Module)	携帯電話会社が発行する、契約者情報を記録した IC カード。携帯電話機に差し込んで利用者の識別に使う。SIM の差し替えにより、複数の端末を同じ契約者扱いで利用することができる。
VPN (Virtual Private Network)	通信事業者の公衆回線を経由して構築された仮想的な組織内ネットワーク。また、そのようなネットワークを構築できる通信サービス。専用線と比べ、低コストで拠点間通信が実現できる。
VR (Virtual Reality)	コンピュータグラフィックスや音響効果を組み合わせて、人工的に現実感を作り出す技術。
XML (Extensible Markup Language)	データの記述言語における規格。Web で公開するページを作成する際に扱う。HTML と違って、XML はあらゆるコンピュータシステムへ適応でき、ユーザーがデータの構造を自由に定義できるので、あらゆるデータの自由処理が可能。
RSS (RDF Site Summary)	ウェブサイトの更新情報を簡単にまとめ、配信するための幾つかの文書フォーマットの総称である。
SNS (ソーシャルネットワーキングシステム)	人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。

数字	4k	4000×2000ピクセル(ドット)程度の解像度。パソコンのディスプレイ、テレビ、高画質のデジタルビデオカメラ、デジタルシネマなどの解像度を表す際に用いられ、フルハイビジョンの約4倍程度の画素数(4098×2160)のものをさす。
	8k	8000×4000ピクセル(ドット)程度の解像度。パソコンのディスプレイ、テレビ、高画質のデジタルビデオカメラ、デジタルシネマなどの超高精細解像度を表す際に用いられ、フルハイビジョンの約16倍程度の画素数(7680×4320)のものをさす。

